



委員会が目指すエネルギーシステム（ミッション）

すべての需要家に、低廉・安定・多様なエネルギーを
そのため、すべての事業者に、公平・多様な事業機会を

市場メカニズムの適切な活用を通じ、需要者・供給者双方が、主体的かつ合理的に行動する結果として、
中長期的にも、経済性、安定性、環境適合性が図られる、効率的で強靱な電力・ガスシステムを築く

これらは、国民生活をより豊かにするとともに、エネルギー産業の競争力強化、国際化、健全かつ持続的な発展にもつながるもの

委員会が目指す組織の姿（ビジョン）

市場への信頼を守る

- 市場への信頼を損ねる行為を是正
- 適切に消費者の利益を保護
- 市場との対話、消費者、事業関係者等への正確な情報の発信

市場メカニズムを適切に活用する

- 将来あるべき電力・ガスシステムを見据え、市場とシステムが、全体として整合的に機能し、適切なメカニズムが働くよう、課題を明確化し、対応策を提言・実施

NWの適正性を確保する

- 地域独占であるNW部門の中立性、公平性、効率性を確保
- 新技術の出現も踏まえたNW性能やサービスレベルの向上

委員会が重視する価値観（バリュー）

独立性・専門性

独立した専門組織として設立された原点を重視しつつ、専門性の継続的なアップデート

透明な運営

透明性を重視し、判断やその根拠データの積極発信を通じての、組織運営の信頼性を向上

本質・未来志向

高い視座から全体構造や中長期のあるべき姿を見通し、課題を検討

データを重視

様々なデータを幅広く集積、客観的に分析し、小さな情報も見逃さず、DX、AI化等の積極的な推進

実効ある行動

問題に対し、迅速に事実を解明し、ルールに則り毅然として対処

更なる高みへ

世界の動き・将来像も見据え、国内外の関係機関との積極的な連携を通じた情報収集・発信し、更なる高みを目指す

1. 委員会の審議経過

第507回	2024年4月8日	電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更認可について	公開開催
		電気の卸取引の監視について	非公開開催
		小売電気事業者の登録について	
		ガス小売事業者の登録について変更登録について	
第508回	2024年4月13日	一般ガス導管事業者からの報告について(ガス使用量データの通知遅延)	書面開催
		一般送配電事業者からの報告について(電力使用量の通知の遅延について)	
第509回	2024年4月16日	電力・ガス取引監視等委員会の活動実績について【各論】	公開開催
第510回	2024年4月19日	一般ガス導管事業者の供給区域の変更許可について	書面開催
第511回	2024年4月25日	一般ガス導管事業者からの報告について	非公開開催
		一般送配電事業者からの報告について①	
		一般送配電事業者からの報告について②	
		小売電気事業者に関する今後の対応について	
		小売電気事業者・ガス小売事業者に関する今後の対応について	
		長期脱炭素電源オークションに係る監視結果について	
		容量市場 2024 年度追加オークションに係る事前監視の結果について	
		小売電気事業者の登録について	
		小売供給の登録について	
		電気事業法施行令第34条等の規定に基づくあっせん及び仲裁の状況の報告について	
第512回	2024年5月10日	あっせん・仲裁委員の候補者の指定等について	公開開催
		特定ガス導管事業者からの報告について	非公開開催
		一般送配電事業者による非公開情報の情報漏えいに係る再発防止策の検討	
		一般送配電事業者からの報告について	
		一般送配電事業者からの相談について	
		ガスの特別な事後監視について	
		小売電気事業者の登録について	
		非化石価値取引市場(高度化法義務達成市場)2023年度第3回オークションに係る監視結果の報告について	
		小売電気事業者に関する今後の対応について	
第513回	2024年5月17日	海外委託調査の結果について	公開開催
第514回	2024年5月22日	電力・ガス取引監視等委員会のMVV(改定案)・中期方針(案)・機能強化方針(案)の策定について	公開開催
第515回	2024年5月23日	一般送配電事業者からの報告について	非公開開催
		電気の卸取引の監視について①	
		電気の卸取引の監視について②	
		電気の卸取引の監視について③	
		小売電気事業者に関する今後の対応について	
		小売電気事業者の登録について	
		ガス小売事業者の変更登録について	
		2023年度監査結果について	
第516回	2024年5月29日	一般ガス導管事業者の供給区域及び旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等の変更許可について	書面開催
第517回	2024年6月10日	電力広域的運営推進機関の資金の借入れの認可について	公開開催
		日本卸電力取引所の業務規程の変更認可について	
		電気の卸取引の監視について	非公開開催
		ガス大手の小売経過措置料金規制解除に伴うコミットメントのフォローアップについて	
		小売電気事業者に関する今後の対応について①	
		小売電気事業者に関する今後の対応について②	
		小売供給の登録について	
		経済産業局長等に委任された事務の実績に係る定期報告について	
第518回	2024年6月18日	「電気事業の託送供給等収支に関する監査について」の改正について	公開開催
		電気の卸取引の監視について	非公開開催
		ガス小売事業者の変更登録について	
		一般送配電事業者からの報告について	
第519回	2024年6月24日	2023年度監査結果について	公開開催
		2024年度監査計画等について	非公開開催
		情報漏えいモニタリングに関する採点結果について	
		容量市場2024年度追加オークションに係る事後監視結果の報告について	
		ガス小売事業者に関する今後の対応について	
第520回	2024年6月26日	電力・ガス取引監視等委員会の検証に係るとりまとめについて	公開開催
第521回	2024年6月26日	電力・ガス取引監視等委員会の活動状況について(2023年4月～2024年3月)	公開開催
		電気の規制料金の審査ルールの改正に係る経済産業大臣への建議について	
		小売電気事業者の登録について	非公開開催
第522回	2024年7月2日	一般担保付社債のフォローアップに関する報告徴収結果について	書面開催
		一般ガス導管事業者の供給区域の変更許可について	
第523回	2024年7月9日	電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可について	公開開催
		電力広域的運営推進機関の2023年度財務諸表等の承認について	非公開開催
		供給区域外に設置する電線路による供給の許可について	
		電気供給事業者に関する今後の対応について	
		容量市場2024年度追加オークションに係る事後監視結果の報告について	
		小売電気事業者の登録について	

第524回	2024年7月12日	令和6年7月9日からの大雨による災害にかかる特定小売供給約款の特例認可等について	書面開催
第525回	2024年7月24日	「酷暑乗り切り緊急支援」に伴う特定小売供給約款の特例認可等に係る経済産業大臣 からの意見聴取への回答について	公開開催
		電力の適正な取引の確保に向けた制度的措置に係る経済産業大臣への建議について	
		指定旧供給区域熱供給規程の変更認可に係る経済産業大臣からの意見聴取への回答について	非公開開催
		特定供給の許可について	
		ガス小売事業者等に関する今後の対応について	
		小売電気事業の登録について	
		ガス小売事業の変更登録について	
		一般ガス導管事業者からの報告について	
第526回	2024年7月29日	令和6年7月25日からの大雨による災害にかかる特定小売供給約款の特例認可等について	書面開催
		ガスの供給区域及び指定旧供給区域等の変更許可について	
第527回	2024年8月8回	特定ガス導管事業者からの報告について	非公開開催
		ガスの特別な事後監視について(令和5年度第4四半期)	
		小売電気事業の登録について	
		小売供給の登録について	
		小売電気事業者に関する今後の対応について	
第528回	2024年8月22日	小売電気事業者による再発防止策に係るフォローアップについて	非公開開催
		電気の卸取引の監視について	
		電気供給事業者に関する今後の対応について	
第529回	2024年8月26日	非化石価値取引市場(高度化法義務達成市場)2023年度第4回オークション及び証書の相対取引に係る監視結果について	非公開開催
第530回	2024年8月30日	一般ガス導管事業の供給区域の変更許可について	書面開催
第531回	2024年8月30日	令和6年台風10号に伴う災害にかかる特定小売供給約款の特例認可等について	書面開催
第532回	2024年9月2日	電力・ガス取引監視等委員会委員長等よりご挨拶について	公開開催
		委員長代理の指名について	
		制度設計専門会合の改組について	
		料金制度専門会合の構成員の変更について	
		あっせん・仲裁委員の候補者の指定等について	
		ガス小売事業者等に関する今後の対応について	
第533回	2024年9月9日	小売電気事業の登録について	非公開開催
		東京電力パワーグリッドの 2023年度廃炉等負担金の確認について	公開開催
第534回	2024年9月25日	小売電気事業者に関する今後の対応について	非公開開催
第535回	2024年9月27日	分割供給導入及び激甚災害指定に伴う特例認可再申請について	書面開催
第536回	2024年10月1日	低気圧と前線による大雨に伴う災害にかかる特定小売供給約款の特例認可等について	書面開催
第537回	2024年10月7日	「電力・ガス取引紛争処理マニュアル」の改正について	公開開催
		東京電力パワーグリッドの廃炉等負担金の確認結果について	
		ガス導管事業者の2023年度託送収支事後評価について	
		送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループ構成員の変更について	
第538回	2024年10月9日	小売電気事業者に関する今後の対応について	非公開開催
		容量市場2024年度メインオークションに係る事前監視の結果について	
		小売電気事業の登録について	
		ベースロード市場の監視について	
第539回	2024年10月17日	一般ガス導管事業の供給区域及び旧一般ガスみなしガス小売事業の指定旧供給区域等の変更許可について	書面開催
第540回	2024年10月29日	供給区域外に設置する電線路による供給の許可について	非公開開催
		一般ガス導管事業の供給区域の変更許可について	
		内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方(案)について	
		電気の卸取引の監視について①	
		電気の卸取引の監視について②	
		ガスの特別な事後監視について(令和6年度第1四半期)	
第541回	2024年11月11日	小売電気事業者及びガス小売事業者等に関する今後の対応について	非公開開催
		小売電気事業の登録について	
		一般ガス導管事業者のガスの供給区域の変更について	
		電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について	
		ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について	
		ベースロード市場の監視について	
		電気の卸取引の監視について	
		小売電気事業の登録について	
第542回	2024年11月13日	ガス小売事業の登録について	公開開催
第543回	2024年11月21日	ガス小売事業の変更登録について	書面開催
第544回	2024年11月22日	非化石価値取引市場(高度化法義務達成市場)2024年度第1回オークションに係る監視結果の報告について	書面開催
第545回	2024年11月23日	令和6年11月8日からの大雨にかかる離島等供給約款の承認について	公開開催
第546回	2024年11月24日	一般ガス導管事業の供給区域及び旧一般ガスみなしガス小売事業の指定旧供給区域等の変更許可について	書面開催
第547回	2024年11月25日	ガス導管事業者の2023年度託送収支事後評価について	公開開催

第545回	2024年11月29日	電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について	公開開催
		ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について	
		「需給調整市場ガイドライン」の改定の建議について	非公開開催
		ガス小売事業者等に関する今後の対応について	
		ガス小売事業者に関する今後の対応について	
第546回	2024年12月13日	小売電気事業の登録について	公開開催
		「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に係る特定小売供給約款の特例認可等について	
		ガス導管事業者の2023年度の託送収支事後評価について	非公開開催
		一般ガス導管事業者の託送供給約款の変更の認可について	
		容量市場2024年度メインオークションに係る事後監視の報告について	
		小売電気事業者に関する今後の対応について	
		ガス小売事業の変更登録について	
第547回	2024年12月22日	熱供給事業の変更登録について	書面開催
		小売電気事業の登録について	
第548回	2024年12月27日	一般ガス導管事業の供給区域の変更許可について	非公開開催
		一般送配電事業者からの報告について	
		電気の卸取引の監視について①	
		電気の卸取引の監視について②	
		小売電気事業者に関する今後の対応について	
第549回	2025年1月9日	小売電気事業の登録について	公開開催
第550回	2025年1月10日	ICER加入について	書面開催
第551回	2025年1月15日	令和6年12月28日からの大雪にかかる特定小売供給約款等の認可等について	書面開催
第552回	2025年1月21日	一般ガス導管事業の供給区域の変更許可について	書面開催
		令和6年能登半島地震に伴う災害にかかる託送供給等約款以外の供給条件の認可等について	
第553回	2025年1月22日	一般送配電事業者の託送供給等約款の変更認可申請について	非公開開催
		小売電気事業者・ガス小売事業者に関する今後の対応について	
		ガス小売事業者等に関する今後の対応について①	
		ガス小売事業者等に関する今後の対応について②	
		ガス小売事業者に関する今後の対応について	
		容量市場2024年度メインオークションについて	
		非化石価値取引市場(高度化法義務達成市場)2024年度第2回オークションに係る監視結果の報告について	
		ベースロード市場の監視について	
		ガス小売事業の変更登録について	
第554回	2025年2月7日	小売電気事業の登録について	非公開開催
		ガスの特別な事後監視について(令和6年度第2四半期)	
		ガス小売事業の変更登録について	
		特定供給の許可について	
第555回	2025年2月12日	小売電気事業の登録について	書面開催
第556回	2025年2月13日	令和7年2月4日からの大雪にかかる特定小売供給約款等の特例認可等について	書面開催
第557回	2025年2月26日	令和7年1月28日の流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故にかかる特定小売供給約款等の特例認可等について	書面開催
第558回	2025年2月27日	令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪にかかる特定小売供給約款等の特例認可等について	非公開開催
		ガス導管事業者の2023年度の託送収支事後評価について	
		一般ガス導管事業者のガスの供給区域の変更について	
		ガス小売事業者に関する今後の対応について	
		小売電気事業の登録について	
第559回	2025年2月28日	電気の卸取引の監視について①	書面開催
		電気の卸取引の監視について②	
第560回	2025年3月3日	令和7年岩手県大船渡市における大規模火災にかかる特定小売供給約款等の特例認可等について	書面開催
第561回	2025年3月11日	供給区域外に設置する電線路による供給の許可について	非公開開催
		内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方(案)に関する意見公募手続の結果について	
		一般ガス導管事業者の託送供給約款の変更の認可について	
第562回	2025年3月12日	小売電気事業の登録について	書面開催
第563回	2025年3月19日	一般ガス導管事業の供給区域の変更許可について	書面開催
		不使用日割引の導入等に伴う特例認可等の申請について	
第564回	2025年3月21日	「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に係る離島等供給約款の特例承認の申請について	公開開催
		電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可について	
		電力広域的運営推進機関の2024年度予算の変更の認可について	
		電力広域的運営推進機関の2025年度予算及び事業計画の認可について	
		電力取引所の令和7年度事業計画及び収支予算の認可について	
		沖縄電力株式会社の特定小売供給に係る供給義務等に関する経済産業大臣からの意見の聴取に対する回答について	
		ベースロード市場の監視結果について	
第565回	2025年3月31日	小売電気事業の登録について	非公開開催
		ガス小売事業の変更登録について	
第565回	2025年3月31日	令和7年3月23日に発生した林野火災にかかる特定小売供給約款等の特例認可等について	書面開催

2. 料金制度専門会合の審議経過

第55回	2024年4月2日	電気の規制料金の審査を踏まえた対応について レベニューキャップ制度における期中評価の進め方について
第56回	2024年5月17日	電気の規制料金の審査を踏まえた検討について
第57回	2024年6月14日	電気の規制料金の審査を踏まえた検討について②
第58回	2024年7月25日	レベニューキャップ制度における期中評価について(2023年度・目標計画①) レベニューキャップ制度における期中評価について(2023年度・効率化計画)
第59回	2024年8月20日	レベニューキャップ制度における期中評価について(2023年度・目標計画②) レベニューキャップ制度における期中評価について(2023年度・目標計画③)
第60回	2024年9月18日	レベニューキャップ制度における期中評価について(2023年度・事業収入全体の見通し、前提計画、費用計画) 廃炉等負担金の確認について
第61回	2024年10月7日	レベニューキャップ制度における期中評価について(2023年度・投資計画①)
第62回	2024年10月28日	レベニューキャップ制度における期中評価について(2023年度・投資計画②、費用計画②) レベニューキャップ制度における期中評価について(2023年度・まとめ)
第63回	2024年11月27日	2023年度ガス導管事業者の収支状況の確認について ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について 電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について 電気の規制料金の審査を踏まえた対応について①(調達効率化に向けたフォローアップ) 電気の規制料金の審査を踏まえた対応について②(事業報酬の算定における自己資本比率に係る確認)
第64回	2025年2月20日	ガス導管事業者の託送収支の事後評価について レベニューキャップ制度における2024年度期中評価の進め方について

3. 制度設計専門会合及び制度設計・監視専門会合の審議経過

第96回	2024年4月26日	小売市場重点モニタリング調査結果について
		東京ガスネットワークの都市ガス使用量のデータ提供遅延について
		一般送配電事業者による非公開情報の情報漏えいに係る再発防止策の検討
		需給調整市場の運用について
		調整力の調達・運用の改善等について
		中部関西間及び中部北陸間連系線の分断率の上昇について
		発電実績の公開開始に伴う HJKS 登録情報の適正性の調査結果について
第97回	2024年5月28日	今冬(2023 年 12 月-2024 年 3 月)のスポット市場価格の動向等について
		需給調整市場の運用等について
第98回	2024年6月25日	卸電力市場の現状を踏まえた市場監視の在り方について
		一般送配電事業者による非公開情報の情報漏えいに係る再発防止策の検討
		局地的電力需要増加と送配電ネットワークに関する研究会に係る報告
		需給調整市場の運用等について
		調整力の調達等について
		現時点における旧一般電気事業者及び JERA の内外無差別な卸売の評価結果(案)等について
		内外無差別な卸売の対象電源の考え方について
		自主的取組・競争状態のモニタリング報告(令和 6 年 1 月~3 月期)
		都市ガス談合等事案への対応について
		経過措置料金の指定解除に係る競争状況の確認について
第99回	2024年7月30日	小売電気事業者に対する業務改善命令に係る改善計画のフォローアップについて
		需給調整市場の運用等について
		特定エリアにおけるインバランス料金の動向等について
第100回	2024年8月27日	需給調整市場の運用等について
		発電側課金について
		2028 年度向けブラックスタート機能公募調達結果の事後確認等について

第1回	2024年9月30日	「制度設計・監視専門会合」について
		小売市場重点モニタリング調査結果について
		小売電気事業者に対する業務改善命令に係る改善計画のフォローアップについて
		ガス小売事業者等に関する今後の対応について
		自主的取組・競争状態のモニタリング報告(令和6年4月～6月期)
第2回	2024年10月15日	需給調整市場の運用等について
		インバランス料金制度について
		インバランス料金制度について
		スポット市場への限界費用価格での供出が求められる対象事業者の考え方
第3回	2024年11月15日	内外無差別な卸売の実施に向けた取組状況について
		内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方(案)について
		内外無差別な卸売にかかる子会社の対象外電源の考え方
		GHG 排出制約のある発電ユニットにおけるスポット市場での余剰電力供出の考え方について
		インバランス料金制度の詳細設計等について
		需給調整市場の運用等について
第4回	2024年12月26日	一般送配電事業者による非公開情報の情報漏えいに係る再発防止策の検討
		インバランス料金単価誤算定等に係る報告について
		インバランス料金制度の詳細設計等について
		需給調整市場の運用等について
		発電側課金のアンケート等について
第5回	2025年1月30日	内外無差別な卸売にかかる子会社の対象外電源
		自主的取組・競争状態のモニタリング報告(令和6年7月～9月期)
		ガス小売事業者等に関する今後の対応について
		インバランス料金制度の詳細設計等について
		需給調整市場の運用等について
		中部エリアにおける揚水随意契約について
第6回	2025年2月28日	一次調整力～三次調整力①及び三次調整力②向けの連系線確保量について
		一般送配電事業者による非公開情報の情報漏えいに係る再発防止策の検討
		スポット市場への限界費用価格での供出が求められる対象事業者の考え方
		内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方(案)に関する意見公募
		手続の結果について
		内外無差別な卸売におけるエリア内限定供給について
		インバランス料金制度の詳細設計等について
第7回	2025年3月31日	2025年度における需給調整市場の事前的措置の対象とする事業者の範囲について
		発電側課金の状況について
		需給調整市場の運用等について
		沖縄エリアの2025年度向け調整力公募結果の事後確認について
		インバランス料金制度の詳細設計等について
		需給調整市場の運用等について
		一般送配電事業者による非公開情報の情報漏えいに係る再発防止策の検討
		ガス小売事業者によるガス開栓に係る適正な取引環境の検討について
		長期脱炭素電源オークションにおける他市場収益の監視の在り方に関する検討会の設置について
		自主的取組・競争状態のモニタリング報告(2024年10月～12月期)

(参考資料3) 電力・ガス取引監視等委員会の建議など(2024年度)

<勧告・建議・報告徴収>

	2024 年度	
	件数	内訳
事業者勧告 【電気事業法第 66 条の 12 第 1 項、ガス事業法 第 178 条第 1 項】	5	・株式会社ハルエネに対する業務改善勧告（契約番号の提供の遅滞） ・東京電力パワーグリッド株式会社の情報漏えい事案に関する業務改善勧告 ・株式会社 JERA に対する業務改善勧告（スポット市場への余剰全量供出未達事案） ・株式会社ストエネに対する業務改善勧告（後追いスイッチング） ・糸魚川市に対する業務改善勧告（説明義務及び書面交付違反）
大臣勧告 【ガス事業法第 179 条 第 1 項】	1	・東邦瓦斯株式会社及び中部電力ミライズ株式会社に対する業務改善命令（独占禁止法違反関連事案）
建議 【電気事業法第 66 条の 14 第 1 項、電気事業法 等の一部を改正する法律 附則第 25 条の 8 第 1 項、ガス事業法第 180 条 第 1 項】	3	・電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置について（電気関係報告規則及びガス関係報告規則に基づく定期報告について） ・特定小売供給約款料金に係る関係法令等の改正について ・「需給調整市場ガイドライン」の改定に関する建議について
報告徴収 【電気事業法第 106 条、 ガス事業法第 171 条】	6 (※1)	・電力スポット市場における売り入札量算定に係る報告について ・その他

※1 電気関係報告規則をはじめとする法令等に基づき、事業者から定期的に報告を求めているものは除く

＜経済産業大臣からの意見聴取への回答＞

(1) 電気

	2024 年度
小売電気事業登録 【第 2 条の 2】	53
小売登録の取消し 【第 2 条の 9】	3
小売供給登録 【第 27 条の 15】	4
特定供給の許可 【第 27 条の 33 第 1 項】	2
卸電力取引所業務規程変更認可 【第 99 条第 1 項】	1
卸電力取引所事業計画・収支予算認可 【第 99 条の 6】	1
離島供給に係る約款以外の供給条件の承認 【第 21 条第 2 項ただし書】	24
電力広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可 【第 28 条の 41 第 3 項】	3
電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更の認可 【第 28 条の 46 第 1 項】	3
電力広域的運営推進機関の予算及び事業計画の認可 【第 28 条の 52】	2
電力広域的運営推進機関の財務諸表等の承認 【第 28 条の 53】	1
電力広域的運営推進機関の資金の借入れの認可 【第 28 条の 55 第 1 項】	1
供給区域外に設置する電線路による供給の許可 【第 24 条第 1 項】	15
特定小売供給約款の変更の認可 【第 2 弾改正法附則第 18 条第 1 項】	7
特定小売供給約款の変更の届出 【第 2 弾改正法附則第 18 条第 7 項及び 第 2 弾改正法附則第 16 条第 4 項により なおその効力を有する旧法第 19 条第 5 項】	10 (※ 1)

特定小売供給約款以外の供給条件の認可 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 4 項により なおその効力を有する旧法第 21 条第 1 項ただし書】	50
最終保障供給に係る約款以外の供給条件の承認 【第 20 条第 2 項ただし書】	35
託送供給等約款以外の供給条件の認可 【第 18 条第 2 項ただし書】	23
原価算定期間に相当する年数が経過した後に 経済産業省が毎年行う定期的な評価 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 4 項により なおその効力を有する旧法第 23 条第 1 項】	1 (※ 1)
廃炉等実施認定事業者の子会社等である一般送配電事業者 における廃炉等負担金の確認 【第 19 条第 1 項】	1 (※ 1)
託送供給等約款の変更の認可 【第 18 条第 1 項】	10
沖縄電力株式会社の特小売供給に係る供給義務等 【第 2 弾改正法以前の旧電気事業法第 2 条第 1 項第 7 号に 規定する特定規模需要の要件】	1 (※ 1)

(2) ガス

	2024 年度
ガス小売事業登録 【第 3 条】	1
ガス小売事業変更登録 【第 7 条第 1 項】	16
一般ガス導管事業の供給区域の変更許可 【第 40 条第 1 項】	28
旧一般みなしガス小売事業者の 指定旧供給区域等の指定の解除 【第 2 弾改正法附則第 22 条第 2 項】	2 (うち 1 (※ 1))
旧一般みなしガス小売事業者の指定旧供給区域の変更許可 【第 2 弾改正法附則第 23 条第 1 項】	5

原価算定期間又は原資算定期間終了後に 経済産業省が毎年度行う定期的な評価について 【第3弾法附則第22条第4項により なおその効力を有する旧法第18条第1項】	1（※1）
託送供給約款の変更認可 【第48条第2項】	1
一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の 収支状況の事後評価 【第50条第1項、第76条第4項及び第77条第3項】	2（※1）
最終保障供給約款以外の供給条件の承認 【第51条第2項ただし書】	4

（3）熱

	2024 年度
熱供給事業変更登録 【第7条第1項】	1
指定旧供給区域熱供給規程の変更認可 【電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第52条第1項】	1

<地方経済産業局長等からの意見聴取への回答>

（1）電気

	2024 年度
特定供給の許可 【第27条の33第1項】	30（※2）

（2）ガス

	2024 年度
ガス小売事業者の登録 【第3条】	6

ガス小売事業の変更登録 【第 7 条第 1 項】	37 (※ 2)
指定旧供給区域等小売供給約款以外の特例認可 【第 3 弾法附則第 22 条第 4 項、 旧ガス事業法第 20 条ただし書】	6
指定旧供給地点の指定解除 【第 3 弾法附則第 28 条第 2 項】	29 (※ 2)
指定旧供給地点小売供給約款以外の特例認可 【第 3 弾法附則第 28 条第 4 項、 旧ガス事業法第 37 条の 6 の 2 ただし書】	244 (※ 2)
指定旧供給地点の変更の許可 【第 3 弾法附則第 29 条第 1 項】	84
指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可 【第 3 弾法附則第 30 条第 1 項】	50
一般ガスの託送供給約款の制定不要承認 【第 48 条第 1 項ただし書】	72 (※ 2)
託送供給約款の変更認可 【第 48 条第 2 項】	3
託送供給約款の特例認可 【第 48 条第 3 項ただし書】	1
最終保障供給の特例承認 【第 51 条第 2 項ただし書】	4 (※ 2)
特定ガス託送供給約款の制定不要承認 【第 76 条第 1 項ただし書】	5
旧簡易ガスみなし小売事業の譲渡し及び譲受けの認可 【第 3 弾法附則第 28 条第 4 項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第 37 条の 7 第 1 項が 準用する第 10 条第 1 項】	2
旧簡易ガスみなし小売事業たる法人の合併の認可 【第 3 弾法附則第 28 条第 4 項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第 37 条の 7 第 1 項が 準用する第 10 条第 2 項】	16
一般ガス導管事業の供給区域等の変更認可 【第 40 条第 1 項】	54
一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価 【第 50 条第 1 項】	6 (※ 1)

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の 収支状況の事後評価 【第 50 条第 1 項、第 76 条第 4 項及び第 77 条第 3 項】	11 (※ 1)
--	-----------------

(※ 1) 任意の意見聴取に対して回答している。

(※ 2) 電気事業法に基づく電気の特定供給の許可、及びガス事業法に基づくガス事業の許可等のうち、経済産業大臣から各経済産業局長に権限委任されているものの一部については、電力・ガス取引監視等委員会に対する意見聴取への回答に係る事務も委員会委員長から経済産業局長へ事務委任している。当該事務の実績について、電力・ガス取引監視等委員会が事務局から報告を受けた内容（2024 年度の実績）を記載している。

【注記】

複数件の申請に対し 1 件の回答を行っているものについては、複数件として数えている。

2023年度電気事業監査結果					
No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	約款の運用等	工事負担金の精算遅れ	工事費負担金の増額判明時における発電事業者への通知遅れ等により、工事費負担金について、託送供給等約款に定められている工事完成後すみやかに精算することができなかった。	託送供給等約款等に定められている適正な運用方法で処理すべきである。	託送供給等約款 (工事費負担金の精算)
2	約款の運用等	受電側接続検討の回答期間超過	社内の工程管理不足により、託送供給等約款で定められている回答期間を超過した。	託送供給等約款に定められている適正な運用方法で処理すべきである。	託送供給等約款 (受電側接続検討の検討期間)
3	約款の運用等	供給側接続検討の回答期間超過	社内の工程管理不足により、託送供給等約款で定められている回答期間を超過した。	託送供給等約款に定められている適正な運用方法で処理すべきである。	託送供給等約款 (供給側接続事前検討の検討期間)
4	約款の運用等	受電側接続検討の回答期間超過	社内の工程管理不足により、託送供給等約款で定められている回答期間を超過した。	託送供給等約款に定められている適正な運用方法で処理すべきである。	託送供給等約款 (受電側接続検討の検討期間)
5	部門別収支	法人税等の配分に係る事業者設定基準の届出漏れ	法人税等の配分について、各部門に整理された税引前当期純利益又は税引前当期純損失の状況を踏まえた、より適切な整理を行うためのみなし小売電気事業者部門別収支計算規則に定められている事業者設定基準の届出がなかった。	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則に定められている事業者設定基準を届け出た上で、各部門に配分すべきである。	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 第6条第3項
6	託送供給等収支	誤った送配電部門収支計算書等の公表	法人税等について、誤った算定方法で算定していた。 (事業者自らが検出した誤りに関する公表資料の修正)	公表済みの送配電部門収支計算書等の修正・公表を行うべきである。(訂正後の送配電部門収支計算書等は公表済み。)	電気事業託送供給等収支計算規則 第4条
7	託送供給等収支	誤ったインバンス等収支計算書の公表	インバンス等収支計算書の注記(他社購入電源費及び他社販売電源料)について、誤った算定方法で算定した金額を記載していた。(事業者自らが検出した誤りに関する公表資料の修正)	公表済みのインバンス等収支計算書の修正・公表を行うべきである。(訂正後のインバンス等収支計算書は公表済み。)	電気事業託送供給等収支計算規則 第4条
8	託送供給等収支	誤った離島供給収支計算書の公表	離島部門当期純利益について、誤った諸元で算定していた。(事業者自らが検出した誤りに関する公表資料の修正)	公表済みの離島供給収支計算書の修正・公表を行うべきである。(訂正後の離島供給収支計算書等は公表済み。)	電気事業託送供給等収支計算規則 第4条

経 済 産 業 省

20230628電 委 第 1 号

令 和 5 年 6 月 2 9 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般送配電事業者による非公開情報漏えい事案に関する
制度的措置について（建議）

電力・ガス取引監視等委員会は、今般の一般送配電事業者による非公開情報漏えい事案を踏まえて、小売電気事業者間の中立・公正な競争環境を確保するため、必要な制度的対応等を検討しました。

これを踏まえ、電力の適正な取引の確保を図るため、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「施行規則」という。）、「適正な電力取引についての指針」（令和5年4月1日最終改定）に関して、別添の事項に係る所要の制度的措置を行う必要があると認められることから、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

経済産業大臣に対する建議事項

1 一般送配電事業者の体制整備に関する事項

(1) 非公開情報を取り扱うシステムの物理分割

- 施行規則において、法第23条の4に定める一般送配電事業者による体制の整備として必要な措置が満たすべき要件のうち、施行規則第33条の15第1項第2号に掲げる非公開情報の管理の用に供するシステムが満たすべき要件について、非公開情報のうち特定関係事業者以外の他の小売電気事業者（以下「新電力」という。）の顧客情報及び電力の買取情報を保有するシステムに関しては、特定関係事業者との共用状態に置いてはならず、システムを物理的に分割すべき旨を規定すること（※）。

※ 規定するにあたっては、令和5年5月12日付けで各一般送配電事業者より提出された業務改善計画等を踏まえ、システム改修に必要な期間における経過措置についても規定すること。

- 「適正な電力取引についての指針」において、上記システムの特定関係事業者との共用状態の解消について、以下①②を規定すること。

① ハードウェアレベルでの分割又はそれと同視し得る状態（※）による分割ができていないことが問題となる行為に該当する旨。

※ 仮想化技術を用いる場合においては、第三者がハードウェアを管理すること等によって、ハードウェアレベルでの分割と同視し得る状態であることが必要。

② ①の分割完了後、分割の対象となるシステムの範囲をより広げることや、ネットワークレベルでの共用状態の解消を実施するといった、送配電等業務に係るデータ管理の厳格性を高めるための追加的方策の実施を検討することが望ましい行為である旨。

(2) 内部統制体制の構築

- 法第23条の4に定める一般送配電事業者による体制の整備における必要な措置として、施行規則第33条の15第1項に定める要件について、以下の①ないし③の内容を規定し、その内容について法第23条の4第2項の規定に基づく報告事項となることを規定すること（※）。

① 施行規則第33条の15第1項第2号ハにおいて保存された記録について、常時又は定期的に、同号ロにおいて区分された非公開情報を利用し、又は提供するために入手することができる者として特定された者以外の者が非公開情報を入手したことがないか確認を実施するものであること。

② 一般送配電事業者の従業者が託送供給及び電力量調整供給業務その他その一般送配電事業の業務（以下「一般送配電事業の業務」という。）を実施するにあたり遵守すべき規程の作成、一般送配電事業の業務の方法及び手順に係るマニュアルの整理その他の当該従業者の業務遂行が法令に違反せず、かつ電気供給事業者

間の適正な競争関係を阻害しないよう統制を図るための必要な助言、指導及び監督を実施する管理部門（以下「管理部門」という。）を置くものであること、並びに、管理部門により当該一般送配電事業者の従業者が一般送配電事業の業務を実施するにあたり遵守すべき規程の作成、一般送配電事業の業務の方法及び手順に係るマニュアルの整理その他の当該従業者の業務遂行が法令に違反せず、かつ電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害しないよう統制を図るための必要な助言、指導及び監督を実施するものであること。

- ③ 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の不適正な入手、利用、提供その他の当該情報の取扱いがなされたこと、法令等に適合しない又は電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する一般送配電事業の業務がなされたことその他不適切な一般送配電事業の業務がなされたことを早期に発見し、必要な調査及び適切な対処を行う体制が整備されていること。

※ 規定するにあたっては、令和５年度体制整備報告書以降の報告事項となるよう、経過措置についても規定すること。

２ 特定関係事業者の禁止行為に関する事項

- 施行規則において、法第２３条の３第１項第２号の「電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為」に該当し特定関係事業者において禁止される行為として、一般送配電事業者が託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の利用者に関する情報を、特定関係事業者の小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の業務において利用することを規定すること。
- 「適正な電力取引についての指針」において、以下①②の内容を規定すること。
 - ① 一般送配電事業者が託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の利用者に関する情報を、特定関係事業者の小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の業務において利用することが問題となる行為に該当する旨。
 - ② ①に規定する情報の利用行為として問題となると想定される具体的態様の例として下表の内容が挙げられる旨。
 - ③ 操作誤りやシステムの不備による偶発的な閲覧行為をもって①に規定する情報の利用行為に当たるものではないものの、特定関係事業者の従業者において当該閲覧行為がなされたことを把握した場合、当該特定関係事業者は、速やかに一般送配電事業者に対して報告することが望ましい旨。

表：①に規定する情報の利用行為として問題となる行為

想定される利用行為	電気供給事業者間の適正な競争関係への影響
-----------	----------------------

顧客からの問合せ対応のために事実関係を確認するための情報閲覧	これらの行為は、当該情報を新電力は閲覧できないため、特定関係事業者の従業員・委託先従業員が意図的に閲覧して利用する行為は、業務の効率化等の観点で不公平な状況を生じさせるものであり、適正な競争関係を阻害するものとして問題となる行為に該当する。
同一需要地点の既存契約有無を確認するための情報閲覧	
未収金回収業務の円滑化のための情報閲覧	
スイッチング支援システムにおける廃止取次を円滑化するための情報閲覧	
積極的顧客獲得営業を実施する過程において、契約切替手続に必要な情報を確認するための情報閲覧	これらの行為は、閲覧した新電力顧客情報を積極的顧客獲得のために直接利用し、又は、その準備行為として利用し、小売電気事業者間の公正な競争に影響を及ぼし得るものであり、適正な競争関係を阻害するものとして問題となる行為に該当する。
新電力顧客の情報を分析するための情報閲覧	

3 災害等非常時対応の情報共有に関する事項

- 「適正な電力取引についての指針」において、法第23条第3項により一般送配電事業者が送配電等業務を特定関係事業者に委託できる場合として施行規則第33条の9第1号が規定する「災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託」か否かの判断に際し、一般送配電事業者が災害対応準備業務や災害時の復旧業務(以下「災害対応」という。)を特定関係事業者に委託する場合にあっては、委託先において参照可能な情報(以下「共有情報」という。)が(1)に掲げるものに限られるべき旨、また、委託先との間でやむを得ず情報システムを共用する場合には共有情報以外の情報に対するマスキング措置のほか、災害対応発生時においてのみ共有情報にアクセスできるようにし、かつ、災害対応終了後の不適切な情報閲覧・利用を防止するために(2)の措置を実施するべき旨を規定すること。

(1) 共有情報

類型	情報項目	必要事由
現場の特定	契約名義	停電現場の特定
	契約住所・供給地点番号	停電現場の特定
	連絡先(電話番号)	必要に応じて顧客に連絡
	電柱・開閉器番号	停電に関係する設備の特定
処理迅速化	スマートメーターの有無	スマートメーターで通電がある場合、停電は屋内配線の問題と判断

優先対応	契約アンペア・キロワット (低圧のみ)	契約量に応じて、復旧作業のために 現場に持ち込む引込線の太さを特定
	契約停止の有無	通電していない原因を特定
	同一災害での対応履歴	既に問合せ対応済か否かの状況確認
	顧客留意事項	人工呼吸器、透析措置の有無を特定

(2) 情報システム共用時に実施すべき措置

項目	対応内容
アクセス権付与 のタイミング	・ 災害対応発生時かつ特定関係事業者との連携を要する場合のみ、共有情報へのアクセス権を付与
アクセス権付与 に係る対応	・ 特定関係事業者に対し、災害対応時のみ利用可能なアクセス権を付与 (ID・パスワードの付与による場合) ➤ 特定関係事業者の従業員が平常時に業務で利用している個人 ID・パスワードでの利用不可 ➤ 一般送配電事業者の従業員が利用している個人 ID・パスワードの貸与の不可 (端末の付与による場合) ➤ 各社の定める責任者の権限で貸与用端末を保管・管理
アクセス権解除 に係る対応	・ 災害対応終了後、速やかに、特定関係事業者に対して付与していた ID・パスワードの権限廃止、又は、端末を回収
アクセス権解除 後のアクセス防 止措置	・ 災害対応時に特定関係事業者に付与する ID・パスワードは災害対応の都度リセット (パスワードは容易に推測されないようランダムに設定)、貸与用端末は回収後適切に保管・管理 ・ 災害対応において特定関係事業者の従業員が知り得た情報を適切に処理 (データ消去、紙媒体処分等)

- なお、災害対応に係る委託を特定関係事業者以外の他の小売電気事業者に対して行うことも考えられるところ、「適正な電力取引についての指針」において、当該小売電気事業者に対して災害対応に係る委託を行う場合には、法 23 条第 3 項により禁止される特定関係事業者に対する委託に該当するものではないものの、情報の適正な管理及び差別的取扱い禁止の確実な確保の観点から、上記 (1) (2) と同様の措置を講じることが望ましい旨を規定すること。

経 済 産 業 省

20240326電委第9号

令和6年3月28日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般送配電事業者の中立性確保に向けた兼職規制の改正について（建議）

電力・ガス取引監視等委員会は、先般の一般送配電事業者による非公開情報漏えい事案を踏まえて、小売電気事業者間の中立・公正な競争環境を確保するため、人事に関する規制について必要な制度的対応等を検討しました。

これを踏まえ、電力の適正な取引の確保を図るため、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「施行規則」という。）及び「適正な電力取引についての指針」（令和6年1月12日最終改定）に関して、別添の事項に係る所要の制度的措置を行う必要があると認められることから、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

別添

経済産業大臣に対する建議事項

- 1 法第22条の3第2項各号及び法23条の2第1項各号において経済産業省令において定めるものとされている、一般送配電事業者の特定送配電等業務に従事する者との兼職が制限される特定関係事業者の小売電気事業、発電事業、又は特定卸供給事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者の要件として、施行規則において、電力小売営業業務、電力取引業務、電源開発計画策定業務の実施箇所において契約者情報を管理する地位にあるものを追加すること。
- 2 適正な電力取引についての指針において、上記1と同内容の規定を加えること。

(参考資料 7)

経 済 産 業 省

20240909電委第1号

令和6年10月7日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

廃炉等負担金の確認について（回答）

令和6年9月6日付け20240903資第2号により貴職から当委員会に意見を求められた件について、審査を行いました。

審査の結果、下記の対象事業者について、別紙のとおり、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平12・05・29資第16号）第2（15）に照らし、託送供給等約款の変更認可申請を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

（対象事業者）

・東京電力パワーグリッド株式会社

法人番号 3010001166927

廃炉等負担金の確認について

第60回 料金制度専門会合 事務局提出資料

2024年9月18日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

廃炉等負担金の確認について

- 「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（2016年12月20日閣議決定）において、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉を着実に実施すべく、東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たしていくことが必要とされた。
- このため、2017年10月の制度改正により、送配電事業における合理化分を廃炉に要する資金に充てることができるよう、東京電力PGが支払う「廃炉等負担金」は「費用」として扱われることとなったが、他方、廃炉費用の捻出のために託送料金の値下げ機会が不当に損なわれぬよう、東京電力PGに関しては、料金値下げ命令に関する新たな評価基準が設けられている（2018年3月（一部は2020年3月）施行）。
- 2022年度までは、一般送配電事業者の収支状況について法令に基づく事後評価を毎年度実施※しており、廃炉等負担金についても併せて事後評価を行っていた。

※事後評価の結果、超過利潤累積額管理表によるストック管理及び乖離率計算書によるフロー管理の一定水準を超過した場合で、翌々事業年度の開始日までに値下げ届出がなされない場合は、電気事業法第19条に基づき、託送供給等約款の変更命令が発動される。

- 2023年度からレベニューキャップ制度が導入されたことに伴い、2023年度以降の一般送配電事業者の収支状況を含む事業計画の進捗状況については、レベニューキャップ制度における期中評価の枠組みで必要な検証を実施することとされ、「電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令」により、従来の収支の事後評価に係る規定は廃炉等負担金の確認の部分を除き削除された。
- 一方で、廃炉等負担金については、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に基づき、引き続き確認を行うこととされている。

本日の議論内容について

- 東京電力パワーグリッドにおける2023年度の廃炉等負担金の確認について、9月6日付けで経済産業大臣から本委員会に意見を求められたところ。
- これを受け、9月9日に開催された第533回電力・ガス取引監視等委員会において、料金制度専門会合にて2023年度の廃炉等負担金の確認を行うこととされた。
- このため、2023年度の廃炉等負担金の確認結果について、御報告させていただく。
- また、東京電力パワーグリッドの廃炉等負担金に関して、東京電力ホールディングスから御説明いただく。

【参考】根拠規定（電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等）

第2 処分の基準

（15）第19条第1項の規定による託送供給等約款等の変更の認可の申請命令

第19条第1項の規定による託送供給等約款等の変更の認可の申請命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

① 第18条第1項の認可を受け、又は同条第5項若しくは第8項の規定により届け出られた託送供給等約款が、認可を受け、又は届け出られた当時は合理的なものであったとしても、例えば、物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化があるなど社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認められる場合

② **廃炉等実施認定事業者**（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）第55条の3に規定する「廃炉等実施認定事業者」をいう。以下この②において同じ。）**の子会社等である一般送配電事業者**（以下この②において「特定一般送配電事業者」という。）であって、**電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）に定める廃炉等負担金の直近3事業年度の平均額が、次の式により算定した額の直近3事業年度の平均額を超過する場合**（ただし、現行の基準託送供給料金水準維持の妥当性に関して特定一般送配電事業者から合理的な説明がなされた場合又は原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第55条の3第2項の規定により、廃炉等積立金を積み立てる日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）

$$A - B \times (1 - C)$$

A 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第55条の4第5項の規定により通知された廃炉等積立金の額

B 特定一般送配電事業者の特定関係事業者（第22条の3第1項に規定する特定関係事業者をいい、過去に特定関係事業者であった者を含み、廃炉等実施認定事業者がその設立の日から引き続き発行済株式の全部を直接有するものに限る。以下この木において同じ。）であって、小売電気事業を営む者（過去に小売電気事業を営んでいた者を含む。以下この木において「特定小売電気事業者」という。）及び発電事業を営む者（過去に発電事業を営んでいた者を含む。以下この木において「特定発電事業者」という。）の経常利益の合計値（特定小売電気事業者が行う小売電気事業又は特定発電事業者が行う発電事業に関して有する権利義務の全部又は一部を他の小売電気事業者又は発電事業者へ承継させた場合は、承継を受けた当該小売電気事業を営む者又は発電事業を営む者（以下この木において「承継会社」という。）の経常利益に当該特定小売電気事業者又は当該特定発電事業者の出資比率を乗じた経常利益の合計値を含み、承継会社からの配当益を除く。）

C 廃炉等実施認定事業者、特定一般送配電事業者、特定小売電気事業者及び特定発電事業者の有形固定資産額（承継会社がある場合は、承継会社の有形固定資産額に当該特定小売電気事業者又は当該特定発電事業者の出資比率を乗じた有形固定資産額を含む。）の合計値に占める当該特定一般送配電事業者の有形固定資産額の割合

なお、上記の判断に当たっては、託送供給等利用者と一般送配電事業者との間に託送供給等約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

廃炉等負担金の確認結果（東京電力PG）

- 「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（2016年12月20日閣議決定）において、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉を着実に実施すべく、東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たしていくことが必要とされた。
- このため、2017年10月の制度改正により、送配電事業における合理化分を廃炉に要する資金に充てることができるよう、東京電力PGが支払う「廃炉等負担金」は「費用」として扱われることとなったが、他方、廃炉費用の捻出のために託送料金の値下げ機会が不当に損なわれぬよう、東京電力PGに関しては、料金値下げ命令に関する新たな評価基準が設けられている（2018年3月（一部は2020年3月）施行）。
- 東京電力PGにおいては、**廃炉等負担金を踏まえ厳格な値下げ基準が適用されるところ、2023年度の収支状況について確認した結果、当該基準に達していなかった。**今後、電力・ガス取引監視等委員会に報告することとしたい。

＜東京電力PGにおける値下げ命令に関する評価基準の概要＞

- 以下の基準に該当する場合で、翌々事業年度開始日までに値下げ届出がなされない場合には、託送供給等約款（料金）に対する変更命令を発動する

東京電力グループ他社の 資金負担との比較

※ 当該基準は2020年3月31日施行であるため、2019年度託送収支の事後評価から適用される。

- 東京電力PGが支払う廃炉等負担金の直近3事業年度の平均額が、以下の式により算定した額の3事業年度の平均額を超過する場合

算定式 $A - B \times (1 - C)$

A：廃炉等積立金の額

B：東京電力グループ他社（東京電力EP、東京電力FP、東京電力RP及びJERA）の経常利益の合計値

C：東京電力PGの有形固定資産比率

- 左記の算定式により算出した直近3事業年度（2021～2023年度）の平均額は2,616億円。

- 東京電力PGが支払う廃炉等負担金の直近3事業年度（2021～2023年度）の平均額は1,226億円となり、2,616億円を超過していない。

経済産業省

20241129電委第5号

2024年12月2日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「需給調整市場ガイドライン」の改定に関する建議について

「需給調整市場ガイドライン」(2024年3月25日最終改定)については、電力の適正な取引の確保を図るため、別添のとおり改定を行う必要があると認められることから、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

需給調整市場ガイドライン 改定事項

● 調整力 kWh 市場

- 限界費用は、1 単位追加的に発電した際に追加的に増加する費用であることを踏まえ、同一出力帯における上げ調整時の限界費用と下げ調整時の限界費用は一致させることとする旨、記載する。
- 卸電力市場価格等を機会費用として上げ調整の kWh 価格に引用する場合、下げ調整の kWh 価格は、以下の算定式とする旨、記載する。また、卸電力市場価格等を機会費用として下げ調整の kWh 価格に引用する場合、以下の算定式を逆算して上げ調整の kWh 価格を登録することとする旨、記載する。
$$\text{下げ調整の kWh 価格} = \text{上げ調整の kWh 価格} \div 1.1 \times 0.9$$
- 一定割合は、「限界費用（円/kWh）×10%」とする旨、記載する。

● 調整力 ΔkW 市場

- B 種電源の一定額は、「当年度分」の固定費回収のための合理的な額を上回らない範囲で決定される旨、記載する。
- 固定費回収のための合理的な額は、以下の考え方にしたがって算定する旨、記載する。
 - ・ 固定費回収の対象期間は適切に期間按分された固定費の当年度分とする。
 - ・ 固定費回収の上限額は、当年度分の減価償却費等を含む固定費（※1）から他市場で得られる収益（※2）を差し引いた額とする。
（※1）需給調整市場への参加のための制度見直しに伴うシステム改修費については、年度単位の回収計画を立てた上で、ΔkW に算入することを認める。
（※2）容量市場収入額については、経過措置により容量市場収入を得ていない額についても、収入を得たとみなす。
- 固定費回収後の一定額は、0.33 円/ΔkW・30 分（A 種電源）とする旨、記載する。
- 逸失利益（機会費用）は、需給調整市場への応札に伴い発生するものに限る旨、記載する。
- 起動費等の入札価格への反映は、1 回分までしか認めない旨、記載する。また、取り漏れが生じた起動費等については、その相当分の額について、一般送配電事業者と発電事業者等の間で事後精算を行うことを許容する旨、記載する。

2023年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	財務諸表	勘定科目の整理誤り	ガス供給に伴う既存埋設物等の調査費用について、誤った勘定科目（修繕費）で整理していた。	ガス事業会計規則に定められている適正な勘定科目（建設仮勘定）に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 第5条
2	託送供給収支	託送収支計算書（特別損失）等の整理誤り	特別損失について、託送供給等関連業務以外に係る費用を整理していた。	託送供給等関連業務以外に係る費用は除外して整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.(8) 等
3	託送供給収支	託送資産明細書（運転資本）の算定誤り	運転資本について、誤った算定方法で算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に定められている適正な算定方法で整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
4	託送供給収支	誤った超過利潤累計額管理表（前期超過利潤累計額）等の公表	前期超過利潤累計額等について、誤った金額を記載していた。（事業者自らが検出した誤りに関する公表資料の修正）	ガス事業託送供給収支計算規則に定められている適正な金額を記載すべきである。（訂正後の超過利潤累計額管理表等は公表済み。）	ガス事業託送供給収支計算規則 第10条
5	体制整備等	人事異動に伴う非公開情報システムのアクセス権限の切替えの遅れ	人事異動に伴う引継期間においてのみ異動した前任者が非公開情報システムにアクセスすることが可能となっていた。	非公開情報入手することができる者のみが、非公開情報システムにアクセスできるようにするべきである。（既に対応措置済み）	ガス事業法施行規則 第79条の14第1項第2号ロ
6	体制整備等	託送供給の業務等が法令等に適合することを確保するための計画の不整備	託送供給の業務その他その一般ガス導管事業の業務が法令等に適合することを確保するための計画（事業者の作成した規程等が法令等に適合しているかを自らが確認する計画）を整備していなかった。	法令等に適合することを確保するための計画を整備すべきである。	ガス事業法施行規則 第79条の14第1項第10号
7	体制整備等	託送供給等の業務が法令等に適合することを確保するための計画の不整備	託送供給の業務その他その特定ガス導管事業の業務が法令等に適合することを確保するための計画（事業者の作成した規程等が法令等に適合しているかを自らが確認する計画）を整備していなかった。	法令等に適合することを確保するための計画を整備すべきである。（当該計画を整備済み）	ガス事業法施行規則 第127条の3第1項第10号
8	体制整備等	託送供給の業務等に関する情報の取扱いに係る規程の不備	託送供給の業務に関して知り得た情報その他その特定ガス導管事業の業務に関する情報の取扱いについて、適正なものとするために役員等が遵守すべき規程を作成することとなっているが、情報漏えい時の対応に関する規程（職員が情報漏えいした場合に情報管理責任者へ報告するなど）に不備があった。	適正なものとするために役員等が遵守すべき規程を整備すべきである。（当該規程を整備済み）	ガス事業法施行規則 第127条の3第1項第3号
9	託送供給収支	「法人税等」の算定誤り	託送収支計算書における「法人税等」が誤った方法で算定されていた。	「法人税等」については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、法定実効税率を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.（9）
10	託送供給収支	「調整後税引前託送部門当期純利益に係る法人税」の算定誤り	超過利潤計算書における「調整後税引前託送部門当期純利益に係る法人税」が誤った方法で算定されていた。	「調整後税引前託送部門当期純利益に係る法人税」については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1.（4）
11	託送供給収支	運転資本の算定誤り	託送資産明細書における運転資本が誤った方法で算定されていた。	運転資本については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
12	託送供給収支	資金調達額の算定誤り	託送収支計算書における「資金調達」が誤った方法で算定されていた。	資金調達については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.（5）
13	託送供給収支	一般管理費の算定誤り	託送収支計算書における「一般管理費」が誤った方法で算定されていた。	一般管理費については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）②
14	体制整備等	非公開情報を入手した者、内容及び当該情報を入手した日時に係る記録の欠損	非公開情報を入手した者を識別できる事項、当該者が入手した非公開情報の内容及び当該非公開情報を入手した日時に係る記録に欠損があった。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第2号ハの規定に定める情報については、5年分を保存すべきである。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第2号ハ
15	体制整備等	物理的隔絶の不備	ガス事業法施行規則第七十九条の十四第1項に基づき託送供給等の業務の用に供する室と小売事業等の業務の用に供する室との区分に不備があった。	ガス事業法施行規則第七十九条の十四第1項に基づき託送供給等の業務の用に供する室と小売事業等の業務の用に供する室とを適切に区分すべきである。	ガス事業法施行規則（体制の整備等）第79条の14第1項第1号

2023年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
16	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産明細書の設備勘定（有形）及び無形固定資産を算定する際、資産が適切に計上されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき正しく計上すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第2
17	託送供給収支	本支管投資額実績表の作成の誤り	本支管投資額実績表において、平成30年度から令和4年度までの投資額が適切に計上されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、「主要導管」及び「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、実績額を記載すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第2
18	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、託送費用として特定できる費用を直接配賦していなかった。	ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは、直接配賦すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第1 2.（1）
19	託送供給収支	特定導管投資額実績表の作成の誤り	平成30年度及び平成31年度について、導管以外の費用を計上していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、特定導管に係る投資額について、実績額を記載すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第2
20	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産明細書の建設仮勘定を算定する際、資産が適切に記載されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき正しく記載すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第2 1.
21	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産明細書の建設仮勘定及び設備勘定（有形）を算定する際、資産が適切に記載されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき正しく記載すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第2 1.
22	託送供給収支	本支管投資額実績表の作成の誤り	本支管投資額実績表において、令和3年度の投資額が適切に記載されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、適切に投資額を記載すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第2
23	財務諸表	勘定科目の整理誤り	法人税等の還付金が雑収入等で計上されていた。	税の還付については、法人税等で計上すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 取扱要領第94
24	託送供給収支	超過利潤累積額管理表の金額誤り	超過利潤累積額管理表の前期超過利潤累積額や定水準超過額等について、適切に計上されていなかった。	①ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、翌事業年度の開始の日において託送料金算定規則第14条第1項の規定により設定した料金（改定後料金）を実施する場合は、零とすべきである。 ②「一定水準超過額」については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、当期超過利潤累積額から一定水準額を控除した額が零を下回る場合にあっては零とすべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第3 2.
25	託送供給収支	内部留保相当額管理表の金額誤り	内部留保相当額管理表において、還元義務額残高が適切に計上されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、還元義務額残高を記載すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第3 4.（3）
26	財務諸表	営業費明細表の金額の誤り	営業費明細表の「供給販売費・需要開発費」に警報器の設置に係る費用が計上されるなど、適切な科目に整理されていなかった。	ガス事業会計規則に基づき、損益計算書の「その他営業雑費用」に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第1
27	財務諸表	損益計算書の金額の誤り	所得割法人事業税を適切な科目に整理されていなかった。	ガス事業会計規則に基づき、損益計算書の法人税等に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第1
28	託送供給収支	託送収支計算書の託送費用算定の誤り	託送費用算定時に事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額にすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（4）
29	財務諸表	会計整理項目の誤り	財務諸表の作成にあたり、一般管理費の租税課金に電気供給業に係る収入割事業税が含まれているなど、適切に整理されていなかった。	ガス事業に係らない事業の費用は除外するなどし、適切に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第1

2023年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
30	託送供給収支	託送資産計算書の託送費用算定の誤り	託送収支計算書における事業税の計上を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(4)
31	財務諸表	会計整理項目の誤り	「ガス事業管理システム再リース料」を、一般管理費の賃借料に計上していた。	供給販売費の賃借料に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第1
32	財務諸表	会計整理項目の誤り	前期損益修正益を営業外収益の雑収入に計上していた。	特別利益に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第1
33	財務諸表	会計整理項目の誤り	内管の修繕等に係る委託作業費を供給販売費としていた。	営業雑費用の受注工事費用として整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第1
34	財務諸表	会計整理項目の誤り	無形固定資産の減価償却費の一部を需要開発費や消耗品費に計上していた。	減価償却費に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第1
35	託送供給収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	託送収支計算書上の事業税の算定にあたり、旧一般ガスみなしガス小売事業者でないにもかかわらず、ガス売上収入を課税標準とすべき収入金額としていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(4)
36	託送供給収支	本支管投資額実績表の作成の誤り	本支管（主要導管以外）が、供給計画の実績額と整合していなかった。	供給計画と整合させて、記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
37	財務諸表	損益計算書・営業費明細表の金額の誤り	附帯事業（電気供給業）の事業税を「一般管理費・租税課金」に計上していた。	ガス事業会計規則に基づき、損益計算書の附帯事業費用に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第1
38	託送供給収支	本支管投資額実績表の作成の誤り	本支管（主要導管以外）が、供給計画の実績額と整合していなかった。	供給計画と整合させて、記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
39	体制整備等	社内システムにおける規程に定める記録の未保存	当社社内システムの一部において、ガス事業法施行規則第七十九条の十四 第1項第二号ハの規定に定める記録の保存が5年間に満たなかった。	社内システムにおいて、ガス事業法施行規則第七十九条の十四 第1項第二号ハの規定に定める記録の保存期間は5年間とすべきである。	ガス事業法施行規則（体制の整備等）第七十九条の十四 第2項
40	託送供給収支	事業税の算定方法の誤り	事業税の算定にあたり、地方税法の定めにより申告した額と異なる額を算定していた。	事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(4)
41	託送供給収支	事業税の算定方法の誤り	事業税の算定にあたり、地方税法の定めにより算定すべきところ、誤った区分による合算額とされていた。	事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(4)
42	託送供給収支	ガス事業託送供給収支計算書における事業者が定める算定方法の届け出について	ガス事業託送供給収支計算規則第6条に基づき、規定とは異なる算定方法をあらかじめ様式第四に整理し、届け出していなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則第6条に基づき、規定とは異なる算定方法をあらかじめ様式第四に整理し、届け出るべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 第6条
43	託送供給収支	託送収支計算書（超過利潤累積額管理表）における誤り	前期超過利潤累積額、前期乖離額累積額、当期超過利潤累積額、当期乖離額累積額が、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき算定されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、翌事業年度の開始の日において改定後料金を実施する場合、前期超過利潤累積額・前期乖離額累積額、当期超過利潤累積額・当期乖離額累積額は、零とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第32.(1)、(2)、(5)、(7)
44	託送供給収支	ガス事業託送供給収支計算書における事業者が定める算定方法の届け出について	ガス事業託送供給収支計算規則第6条に基づき、規定とは異なる算定方法をあらかじめ様式第四に整理し、届け出していなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則第6条に基づき、規定とは異なる算定方法をあらかじめ様式第四に整理し、届け出るべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 第6条

2023年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
45	約款の運用	内管工事費見積単価表の誤り	誤った内管工事費見積単価表が公表されていた。	託送供給約款に紐付く見積単価表は、施行規則に基づき、適正に公表を行うべきである。	ガス事業法施行規則 第72条
46	財務諸表	勘定科目の整理誤り	貸倒引当金が雑費で計上されていた。	貸倒引当金は、ガス事業会計規則に基づき、適正に計上すべきである。なお、この誤りにより託送供給収支の修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第1
47	託送供給収支	託送収益の算定誤り	自社託送収益の託送供給量及び託送収益について、誤った方法で算定していた。	自社託送収益は、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (2)
48	託送供給収支	託送収支計算書上の一般管理費の計算誤り	機能別原価項目の金額比によって配賦され託送費用として抽出された一般管理費の一部が、託送収支計算書上の一般管理費として整理されていなかった。	機能別原価項目の金額比によって配賦された一般管理費については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)②
49	託送供給収支	託送資産明細書設備勘定（有形）の計上誤り	ガス事業にかかる有形固定資産として整理されている資産が適切に計上されていなかった。	ガス事業にかかる有形固定資産として整理されている資産は、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
50	託送供給収支	前期超過利潤累積額の計上誤り	前期超過利潤累積額が誤って計上されていた。	前期超過利潤累積額については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 2. (1)
51	託送供給収支	還元義務額残高の算定誤り	還元義務額残高が誤った方法で算定されていた。	還元義務額残高については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 4. (3)
52	託送供給収支	託送収支計算書（営業収益（「補償料等収入」）の計上漏れ	営業収益の「補償料等収入」の算定にあたり、計上すべき収入金額が「補償料等収入」として計上されていなかった。	「補償料等収入」は、計上すべき収入金額を適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (6)
53	託送供給収支	託送収支計算書（営業外収益「雑収入」）の算定誤り	営業外収益の「雑収入」の算定にあたり、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に織り込まれていなかった収入が「雑収入」に計上されていた。	「雑収入」は、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に織り込んだもののみを計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (2)
54	託送供給収支	事業税の算定方法の誤り	事業税の算定にあたり、地方税法の定めにより算定すべきところ、誤った区分による合算額とされていた。	事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
55	体制整備等	託送供給業務が法令等に適合することを確保するための計画について	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第10号の規定に基づく計画が整備されていなかった。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第10号の規定に基づく計画を整備すべきである。	ガス事業法施行規則 第79条の14第1項第10号
56	託送供給収支	託送供給収支の供給販売費の算定方法の誤り	託送供給収支の供給販売費の算定にあたり、固定資産金額比（帳簿価額比）及び導管延長比に関する機能別配賦係数が、誤って算定されていた。	固定資産金額比（帳簿価額比）及び導管延長比に関する機能別配賦係数は、適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)①
57	託送供給収支	託送供給収支の一般管理費の算定方法の誤り	託送供給収支の一般管理費の算定にあたり、事業税を除いて整理すべきところ事業税相当額が、誤って計上されていた。	託送供給収支の一般管理費の算定にあたり、事業税を除いて整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)②
58	託送供給収支	託送収支計算書（営業外費用「雑支出等」）の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。	「雑支出等」は、直近の料金改定時に料金原価に織り込んだもののみを計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (6)
59	体制整備等	託送供給業務が法令等に適合することを確保するための計画について	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第10号の規定に基づく計画が整備されていなかった。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第10号の規定に基づく計画を整備すべきである。	ガス事業法施行規則 第79条の14第1項第10号

2023年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
60	託送供給収支	託送収支計算書（営業外費用「雑支出等」）の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。	「雑支出等」は、直近の料金改定時に料金原価に織り込んだもののみを計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.（6）
61	託送供給収支	託送収支計算書（超過利潤累積額管理表）における誤り	超過利潤累積額管理表における前期超過利潤累積額、前期乖離額累積額、当期超過利潤累積額、当期乖離額累積額が、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき算定されていなかった。	前期超過利潤累積額、前期乖離額累積額、当期超過利潤累積額、当期乖離額累積額は、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第32.（1）、（2）、（5）、（7）
62	体制整備等	物理的隔絶の不備	ガス事業法施行規則第七十九条の十四第1項に基づく託送供給等の業務の用に供する室と小売事業等の業務の用に供する室との区分に不備があった。	ガス事業法施行規則第七十九条の十四第1項に基づき託送供給等の業務の用に供する室と小売事業等の業務の用に供する室とを適切に区分すべきである。	ガス事業法施行規則（体制の整備等）第79条の14 第1項第1号
63	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費として計上されていた経費のうち、小売事業直轄の経費として計上すべきところ、機能別展開され、託送費用として配賦されていた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.（1）
64	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費を機能別展開する際、適用すべき配賦係数に算出誤りがあったため、配賦額が正しく計上されていなかった。	省令等に基づき適正な配賦係数を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.（2）①
65	託送供給収支	法人税等の算定誤り	法定実効税率を用いて算定すべきところ、税率の算定を誤っていた。	省令等に基づき適正な税率を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第13.（9）
66	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費として計上されていた経費について、小売事業に直課すべき費用であるところ、託送経費として機能別展開していた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.（1）
67	託送供給収支	供給販売費等の機能別展開の誤り	託送収支の算出において、共通経費を配賦する際に使用する人件費比率の係数について算出を誤ったため、人員比による配賦を行っている費用科目が誤って算出された。	省令等に基づき適正な配賦係数を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.（2）①
68	約款の運用	内管工事費の算出誤り	内管工事費について、託送供給約款に基づき適切に算出が行われていない案件が認められた。	内管工事費は、託送供給約款に基づき適正に内管工事に伴う費用の算出を行うべきである。	託送供給約款 VI. 34
69	託送供給収支	一般管理費の算定誤り	託送事業の経費に該当しないものを、一般管理費の機能別展開をもって、託送経費として配賦していた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.（1）
70	託送供給収支	自社託送収益の算定誤り	自社託送収益を算定するにあたり、誤った方法で算定していた。	省令等に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第11.（2）
71	託送供給収支	特別損失の算定誤り	託送事業の経費に該当しない特別損失について、機能別原価項目の金額比をもって、託送経費として配賦していた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第13.（8）
72	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費を配賦する際、託送費用として特定できる費用を直接配賦していなかった。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.（1）
73	託送供給収支	営業費用の算定誤り	供給販売費、一般管理費の配賦に誤りがあった。	省令等に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.（2）①、②
74	託送供給収支	事業税の計上誤り	事業税が当該事業年度の確定した申告額となっていなかった。	省令等に基づき適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.（4）

2023年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
75	託送供給収支	託送資産の算定誤り	固定資産の算定に誤りがあった。	省令等に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則第4条 別表 第2 2.
76	託送供給収支	託送資産の算定誤り	運転資本の算定に誤りがあった。	省令等に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則第3条 別表 第2 2.
77	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費の配賦、労務費の振替額に誤りがあった。	省令等に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則第3条 別表 第1 2. (2) ①
78	託送供給収支	事業税の計上誤り	事業税が地方税法の定めにより算出した額となっていなかった。	省令等に基づき適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則第3条 別表 第1 2. (4)
79	託送供給収支	営業外収益の算定誤り	資金運用とすべき収益をその他に含めて算定し、配賦方法に誤りがあった。	省令等に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則第3条 別表 第1 3. (1) ~ (3)
80	託送供給収支	営業外費用の算定誤り	配賦方法に誤りがあった。	省令等に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則第3条 別表 第1 3. (7)
81	託送供給収支	託送資産の算定誤り	資産に計上誤りがあった。	省令等に基づき適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則第4条 別表 第2 1.
82	託送供給収支	託送資産の算定誤り	運転資本の算定に誤りがあった。	省令等に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則第4条 別表 第2 2.
83	託送供給収支	供給販売費等の計上誤り	供給販売費の金額に誤りがあった。	正しい金額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則第3条 別表 第1 2. (1)
84	託送供給収支	事業税の計上誤り	事業税の金額に誤りがあった。	正しい金額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則第3条 別表 第1 2. (4)
85	託送供給収支	営業外収益の計上誤り	その他の金額に誤りがあった。	正しい金額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則第3条 別表 第1 3. (3)
86	託送供給収支	託送資産明細書における「無形固定資産」の計上誤り	ガス事業に係る「無形固定資産」として整理される資産が適切に計上されていなかった。	省令に基づき、適正な数値を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則 別表第2 (第4条関係) 2.
87	託送供給収支	託送収支計算書における「事業税」の算定誤り	託送収支計算書における「事業税」について、誤って算定していた。	省令に基づき、適正な数値を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則 別表第1 (第3条関係) 2. (4)
88	託送供給収支	託送資産明細書における設備勘定（有形）の計上誤り	ガス事業に係る「有形固定資産」として整理される資産が適切に計上されていなかった。	省令に基づき、適正な数値を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則 別表第2 (第4条関係) 2.
89	託送供給収支	託送収支計算書における「固定資産除却費」の算定誤り	託送収支計算書における「固定資産除却費」について、誤って算定していた。	省令等に基づき、適正な配賦により算定すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則 別表第1(第 3条関係) 2. (2) ①

2023年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
90	託送供給収支	超過利潤計算書における「想定原価と実績費用との乖離額」の算定誤り	超過利潤計算書における「想定原価と実績費用との乖離額」について、誤って算定されていた。	省令に基づき、適正な数値を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3（第5条関係）1.（7）
91	託送供給収支	託送資産明細書における「固定資産除却損」の算定誤り	託送資産明細書における運転資本の算定において、「固定資産除却損」の取り扱いに誤りがあった。	省令等に基づき、適正な運用方法で算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2（第4条関係）2.
92	託送供給収支	託送収支計算書における「事業税」の算定誤り	託送収支計算書における「事業税」について、誤って算定していた。	省令に基づき、適正な数値を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1（第3条関係）2.（4）
93	託送供給収支	超過利潤計算書における「想定原価と実績費用との乖離額」の算定誤り	超過利潤計算書における「想定原価と実績費用との乖離額」について、誤って算定されていた。	省令に基づき、適正な数値を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3（第5条関係）1.（4）
94	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費に係る委託作業費の費用の配賦を誤っていた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（2）①
95	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費に係る委託作業費の費用の配賦を誤っていた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（2）①
96	託送供給収支	供給販売費の配賦誤り	供給販売費に係る需要開発費の費用の配賦を誤っていた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（2）①
97	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費に係る労務費について、供給販売費（労務費）から受注工事費への振替額の算定を誤っていた。	省令等に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（2）①
98	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数の算定を誤っていた。	省令等に基づき適正な配賦係数を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（2）①
99	託送供給収支	託送資産明細書（運転資本）の算定誤り	託送資産明細書の運転資本について、固定資産除却費全額を控除し誤って算定されていた。	運転資本について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.
100	託送供給収支	託送資産明細書の算定誤り	託送資産明細書の建設仮勘定、設備勘定（有形）及び無形固定資産について、適正に計上されていなかった。	託送資産明細書の建設仮勘定、設備勘定（有形）及び無形固定資産について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
101	託送供給収支	営業外収益の算定誤り	営業外収益について、「資金運用」に計上すべき受取配当金収益が、「その他」収益に計上されていた。	営業外収益の「資金運用」及び「その他」について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.（1）(3)
102	託送供給収支	託送資産明細書（長期前払費用）の算定誤り	託送資産明細書の長期前払費用について、適正に計上されていなかった。	託送資産明細書の長期前払費用について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
103	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税について、収入割額（ガス導管事業）を計上すべきところ、所得割額により計上されていた。	事業税について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（4）
104	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数について、固定資産金額比が適正に算定されていなかった。	供給販売費の機能別配賦係数について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第12.（2）①

2023年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
105	託送供給収支	託送資産明細書（運転資本）の算定誤り	託送資産明細書の運転資本について、固定資産除却費全額を控除し誤って算定されていた。	運転資本について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.
106	託送供給収支	超過利潤計算書の算定誤り	超過利潤計算書の当期超過利潤額について、「託送供給関連部門の特別損失額」及び「調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等」が誤って算定されていた。	超過利潤計算書について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第31.（4）
107	託送供給収支	特別利益の算定誤り	託送供給関連部門の特別利益について、ガス事業以外の収益が誤って計上されていた。	特別利益について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.（4）
108	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の算定誤り	供給販売費の機能別展開配賦金額について、誤った配賦金額により算定されていた。	供給販売費の機能別展開配賦金額について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（2）①
109	託送供給収支	一般管理費の算定誤り	一般管理費について、事業税を除いて整理すべきところ、事業税を含めて算定されていた。	一般管理費について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（2）②
110	託送供給収支	法人税等の算定誤り	法人税等について、法定実効税率を用いて算定されていなかった。	法人税等について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.（9）
111	託送供給収支	託送資産明細書（運転資本）の算定誤り	託送資産明細書の運転資本について、固定資産除却費全額を控除し誤って算定されていた。	運転資本について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.
112	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税について、収入割額（ガス導管事業）とすべきところ、託送収益の比によって算定されていた。	事業税について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（4）
113	託送供給収支	託送資産明細書（運転資本）の算定誤り	託送資産明細書の運転資本について、固定資産除却費全額を控除し誤って算定されていた。	運転資本について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.
114	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数について、固定資産金額比の額及び導管延長比が誤って算定されていた。	供給販売費の機能別配賦係数について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（2）①

1 (参考資料10)

2
3
4
5
6
7
8

電力・ガス取引監視等委員会の検証に係るとりまとめ

電力・ガス取引監視等委員会

9 目次

10 1. 本検証の背景.....2

11 2. 検証の進め方.....2

12 3. 組織概要.....3

13 4. 検証内容について.....5

14 5. 海外規制機関の調査結果.....40

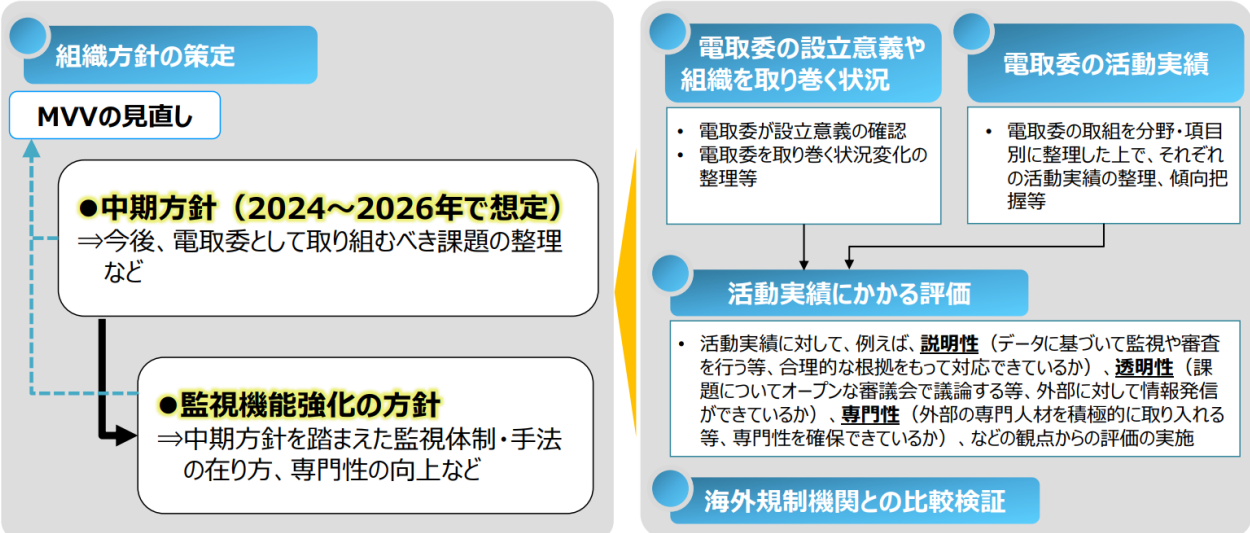
15 6. 検証結果及び今後留意すべき事項について.....40

16
17

18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39

1. 本検証の背景

- 電力・ガス取引監視等委員会（以下「電取委」という。）では、2020 年 8 月に、当時の関西電力の金品受領問題の発覚や、電力・ガスシステム改革が進められる中、多数の事業者が電力市場等に参入し、発送電分離も実現するなど当委員会を巡る状況変化が起きている点等を踏まえ、有識者にて構成される「電力・ガス取引監視等委員会の検証に関する専門会合」を立ち上げ、これまでの電取委の取組状況・成果に関する検証（以下「前回検証」という。）を実施し、同年 11 月にとりまとめを行っている。
- その上で、前回検証以降、大手電力による情報漏えい・カルテル事案等の発覚、各電力市場の変化（容量市場や需給調整市場の開始等）など、電取委を巡る業務状況は更に大きく変化しており、これに対する各対応も都度取られてきた。加えて、2023 年 6 月に閣議決定された「規制改革実施計画」では、当委員会の監視機能の強化について明記がなされているところ。
- これら昨今の状況に鑑み、引き続き、電取委として期待される役割を適切かつ迅速に遂行していくためにも、今回、これまでの電取委の活動実績について一定の検証を行い、これにより抽出された評価や課題事項なども踏まえた形で、今後、電取委において取り組むべき重要項目などを設定する観点からの中期方針や、当該方針を実現するために必要となる電取委の監視機能強化の方針の策定を行うこととし、必要に応じて、組織の経営理念（以下「MVV (Mission Vision Value)」という。）の改定なども検討を行うこととした。
- なお、中期方針や監視機能強化の方針等の策定に当たっては、電取委の組織を取り巻く状況や活動実績に加え、海外規制機関の現状等についても検証を行い、これにより抽出された論点事項なども踏まえながら検討を行うこととした。



40
41
42
43
44
45
46

2. 検証の進め方

- 電取委における前回検証（2020 年）では、2013 年に閣議決定された「電力・ガスシステムに関する改革方針」を踏まえ、電取委と関連する分野・項目（(1)電力小売全面自由化、(2)卸電力市場の公正性の確保及び取引の活性化、(3)送配電関連分野の制度改革、(4)ガスシステム改革等）を設定し、これに沿って、電取委の活動と、果たしてきた役割について

47 検証を実施するとともに、今後の課題と、当該課題に取り組むための電取委の組織の在り
48 方について議論を実施した。

- 49 ● 本検証では、前回検証の分野・項目設定も参考にしつつ、2020年の前回検証以降の、各料
50 金審査関連への対応や、各電力市場や内外無差別などの監視業務範囲の拡大、大手電力・
51 ガスの不祥事対応など、当委員会に係る取組変化等を踏まえ、以下のとおり分野・項目を
52 設定の上、検証・評価を実施した。

【検証項目について】

1. 電力・ガス取引監視等委員会の活動実績について（総論）
2. 電力・ガス取引監視等委員会の活動実績について（各論）

<電力>

小売全面自由化を踏まえた監視・審査と制度改革
卸電力市場等の公平性の確保及び取引の活性化
送配電関連分野の監視・審査と制度改革

<ガス>

小売全面自由化を踏まえた監視・審査と制度改革（熱供給を含む）
ガス卸等の公平性の確保及び取引の活性化
導管関連分野の監視・審査と制度改革

3. 組織概要

1) 構成

電取委は、電力・ガスの自由化に当たり、市場の監視機能等を強化し、健全な競争を確保するために、経済産業大臣直属の組織として設置された。電取委は、法律、経済、金融又は工学の専門的な知識と経験を有した委員長及び委員4名で構成されており、事務局は、本省約80名、地方局約60名。弁護士や公認会計士等の外部の専門人材を積極的に採用している。

横山 明彦
(委員長)



【工学】
東京大学
名誉教授

圓尾 雅則
(委員長代理)



【金融】
SMBC日興証券
マネージングディレクター

岩船 由美子



【工学】
東京大学
生産技術研究所
教授

北本 佳永子

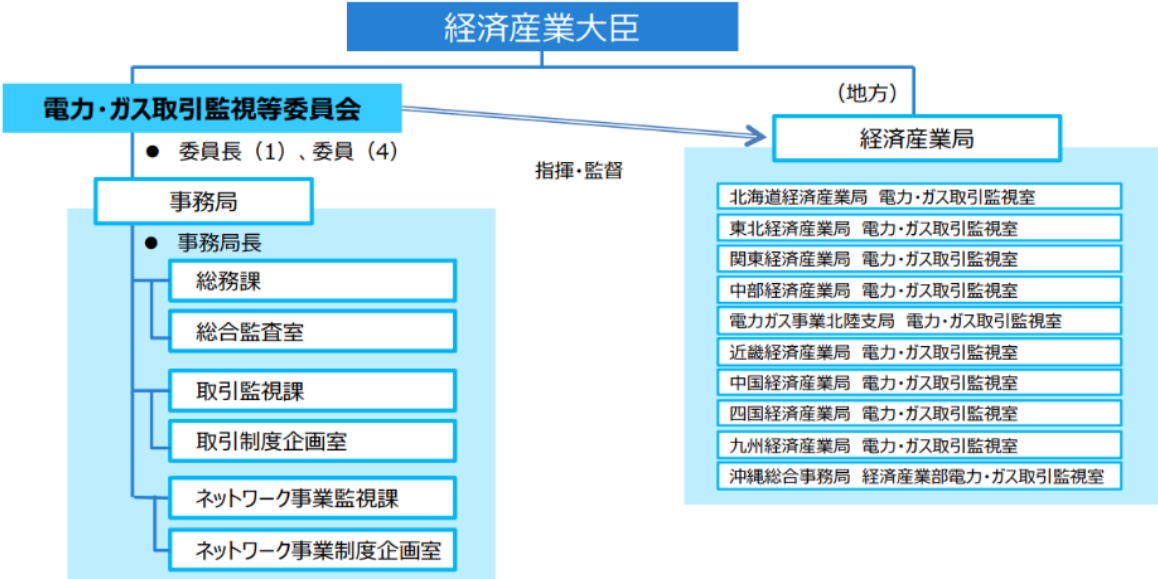


【会計】
公認会計士

武田 邦宣



【法律】
大阪大学
大学院法学研究科
教授



2) 設置経緯

2013 年に閣議決定された「電力システムに関する改革方針」において、電力市場の全面自由化などを進めることが決定され、その中で、独立性と高度な専門性を有する新たな規制組織を設けることが掲げられた。これを受け、2015 年に成立した電気事業法改正法において正式に電力取引監視等委員会の設立が決定され、同年 9 月に設立された。

電力システムに関する改革方針（2013年 閣議決定）【抜粋】

行政の監視機能の強化

自由化された市場における電力取引の監視・モニタリングやルール整備、送配電事業に関する料金規制や広域性の厳格な実施、緊急時及び平時における安定供給確保等の万全を期すため、行政による監視機能を一層高める。このため、電気事業に係る規制をつかさどる行政組織のあり方を見直し、2年後を目途に、独立性と高度な専門性を有する新たな規制組織へと移行する。

71
72
73
74

75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92

3) 役割

電取委は、法律に基づき、電力・ガスの適正取引の監視や、ネットワーク部門の中立性確保のための規制等を適正に実施している。また、各種ガイドラインや、電力・ガスシステム改革の詳細制度設計等のルール整備も実施している。

厳正な取引等の監視

①不適正な行為の監視（報告徴収、立入検査等）
→必要に応じ、事業者への勧告等を行う

<例>

- 消費者被害、新規参入者の阻害、取引所におけるインサイダー取引や相場操縦
- 送配電部門による中立性を欠く行為

②料金等の審査

<例>

- 託送料金や経過措置小売料金の審査及び事後評価
- 小売事業者の登録の審査

ルールの整備等

①競争促進や消費者保護のルールづくり
→必要に応じ、経済産業大臣への建議等を行う

<例>

- 各種ガイドラインの作成
- 電力・ガス改革の詳細制度設計
- 競争状況の評価や市場活性化策の検討

②広報・消費者保護の取組

<例>

- 消費者や事業者向けの周知、相談の受付
- 国民生活センター等との連携
- 世界のエネルギー規制機関との連携

4. 組織検証について

電取委における活動実績については、既述のとおり、総論と各論に区分しての検証を実施。具体的には、以下4-1、4-2、4-3のとおり、電取委の組織発足からこれまでの活動実績（総論）及び、2020年の前回検証以降の電取委の具体的な事案対応を中心とした活動実績（各論）について整理を行った上で、電力・ガス取引監視等委員会（第495回、第502回、第509回、第513回）において、有識者・実務者も参画の下、検証・評価を行った。

4-1. 活動実績（総論）

電取委が発足してから、これまでの活動実績については以下のとおり整理を行った。

1) 経済産業大臣への建議

電取委では、電気事業法の規定によりその権限に属させられた事項に関し、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業に関し講ずべき施策について経済産業大臣に建議することができる。具体的には、2015年の電取委発足から現在に至るまで、競争促進や需要家保護等のルールづくりに係る経済産業大臣へ建議を、計41件実施した（2024年2月26日時点。うち半分については、直近3年間で実施）。

【参考1：経済産業大臣への建議（一覧）】

2015年10月	小売電気事業及び小売供給を営もうとするものの登録に係る審査基準の改正（登録審査の拒否要件等）
2016年1月	「電力の小売営業に関する指針」の制定（電源構成表示の開示等）
2016年2月	電力取引の監視に必要な情報の定期的な収集（契約需要家数等の定期報告）
2016年3月	「適正な電力取引についての指針」の改定（事業分類に応じた適正な取引）

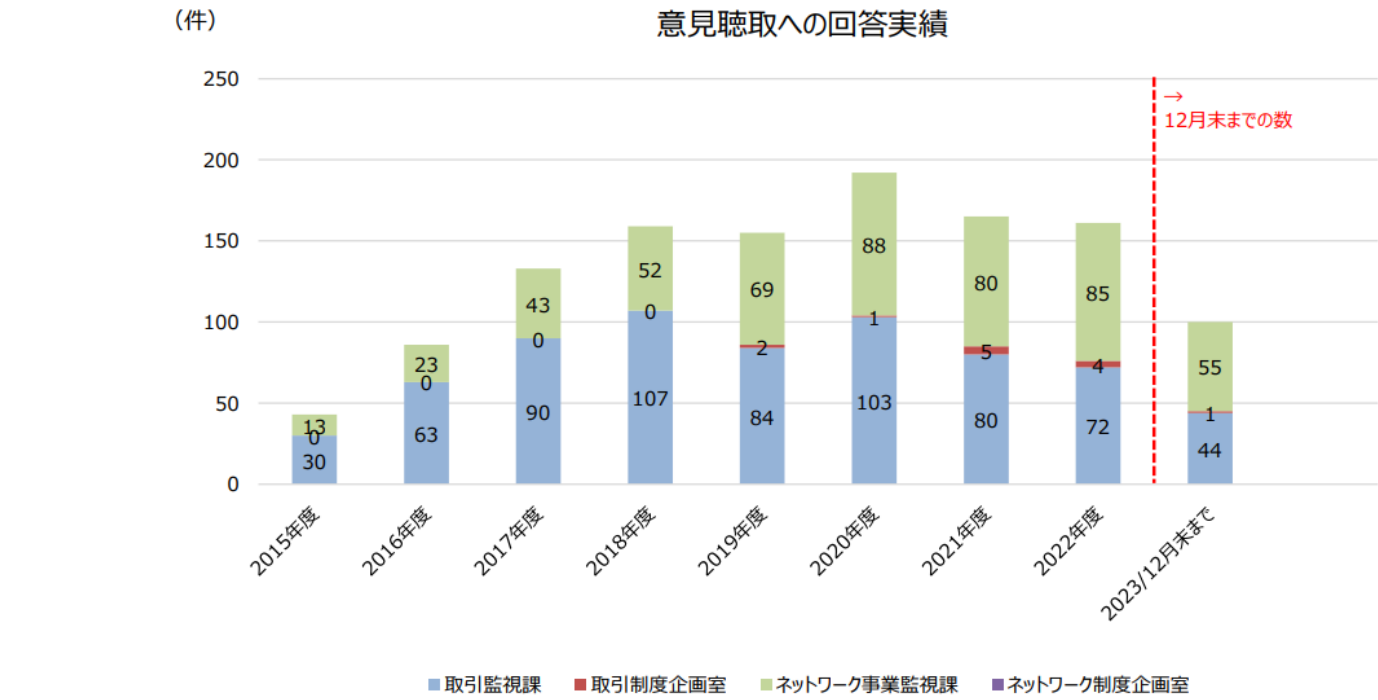
2016 年 6 月	「新しい火力電源入札の運用に係る指針」の改定（入札が必要となる場合の明確化等）
2016 年 7 月	「電力の小売営業に関する指針」の改定（業務改善勧告の発動に関する考え方）
2016 年 9 月	「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」の制定（公募実施方法等）
2016 年 12 月	「ガスの小売営業に関する指針」の制定（需要家への適切な情報提供の方法等）
2017 年 1 月	ガス取引の監視に必要な情報の定期的な収集（契約需要家数等の定期報告）
2017 年 2 月	「適正な電力取引についての指針」の改定（ネガワット取引の在り方等）
2017 年 2 月	「適正なガス取引についての指針」の改定（自由化後のガス市場取引の在り方等）
2017 年 5 月	「電力の小売営業に関する指針」の改定（非化石証書導入に備えた改正）
2018 年 1 月	「みなし小売電気事業者部門別収支計算規則」の改正（部門別収支計算ルール of 改正）
2018 年 6 月	送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討 WG 中間とりまとめを踏まえた託送料金制度見直し（発電側基本料金の導入など）
2018 年 6 月	一般送配電事業者等の法的分離にあわせて導入する行為規制に関する経済産業省令の改正（取締役等及び従業員の兼職、グループ内での取引に関する規律等）
2018 年 9 月	「電力の小売営業に関する指針」の改定（間接オークションの導入等に伴う電源表示に関するルール等）
2018 年 12 月	「電力の小売営業に関する指針」の改定（需要家による小売電気事業者の切り替え（スイッチング）の期間中での取戻し営業行為に関して）
2019 年 1 月	ガス導管事業者の収支状況の事後評価を踏まえた経済産業省令等の改正
2019 年 1 月	「適正なガス取引についての指針」の改定（LNG 基地の第三者利用制度の促進）
2019 年 9 月	「適正な電力取引についての指針」の改定
2019 年 11 月	「新しい火力電源入札の運用に係る指針」の改定
2020 年 6 月	「適正な電力取引についての指針」の改定
2020 年 9 月	経済産業省令等の改正
2020 年 12 月	「電力の小売営業に関する指針」の改定
2020 年 12 月	ガス導管事業者の収支状況の事後評価を踏まえた経済産業省令の改正
2021 年 2 月	ガス導管事業者の収支状況の事後評価を踏まえた経済産業省令の改正
2021 年 3 月	「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」の改定
2021 年 3 月	「適正な電力取引についての指針」の改定及び「需給調整市場ガイドライン」の制定
2021 年 6 月	配電事業者に係る行為規制に関する経済産業省令及び「適正な電力取引についての指針」の改正に関する建議について
2021 年 8 月	「適正な電力取引についての指針」の改定に関する建議について
2021 年 9 月	「電力の小売営業に関する指針」の改定の建議について
2021 年 10 月	「適正な電力取引についての指針」の改定に関する建議について

2021 年 11 月	「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する指針」等の改定に関する建議について
2022 年 7 月	「適正な電力取引についての指針」の改定に関する建議について
2022 年 12 月	「需給調整市場ガイドライン」の改定の建議について
2022 年 12 月	小売電気事業に関する制度的措置について
2023 年 4 月	「発電側課金の導入について中間とりまとめ」を踏まえた発電側課金の導入・運用に関する建議について
2023 年 6 月	発電実績の公開に係る省令改正に関する建議について
2023 年 6 月	一般送配電事業者の情報漏えい事案に関する制度的措置に関する建議について
2023 年 8 月	「適正な電力取引についての指針」の改定等の建議について
2023 年 11 月	「需給調整市場ガイドライン」及び「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」の改定に関する建議について需給調整市場ガイドライン」の改定等の建議について

94 2) 意見聴取への回答実績

95 電取委では、電力・ガスの小売事業の登録に係る経済産業大臣からの意見聴取等への回答
96 等を実施しており、意見聴取の件数は、上昇傾向で推移している。

97 【参考 2：意見聴取への回答実績件数推移】



98 3) 経済産業大臣に対する業務改善命令勧告

99 電取委では、不適正な行為の監視を行い、必要な場合には、経済産業大臣から対象事業者
100 に対して業務改善命令を実施するように勧告することができるとされており、これまで、以
101 下のとおり、業務改善命令勧告を実施している。

102 【参考 3：経済産業大臣に対する業務改善命令勧告事案概要】

日付	対象事業者	事業	概要
2023年 6月19日	関西電力（株）、中部電力ミライズ（株）、中国電力（株）、九州電力（株）及び九電みらいエナジー（株） ※経済産業大臣に対してこれらの事業者への業務改善命令を実施するよう勧告	電気 (小売)	大手電力会社間で、長期にわたって、相互のエリアにおける小売電気事業の営業上重要な情報等の交換等を行ってきた。 ※命令勧告を踏まえ、7月14日付けで経済産業大臣からこれらの事業者に対して業務改善命令が実施されている。
2023年 3月31日	関西電力送配電（株）、関西電力（株）、九州電力送配電（株）、九州電力（株）及び中国電力ネットワーク（株） ※経済産業大臣に対してこれらの事業者への業務改善命令を実施するよう勧告	電気 (小売・送配電)	一般送配電事業者において、漏えいを禁じられている新電力顧客情報が、関係の小売電気事業者側で閲覧可能となっており、実際に閲覧されていた。 ※命令勧告を踏まえ、4月17日付けで経済産業大臣からこれらの事業者に対して業務改善命令が実施されている。

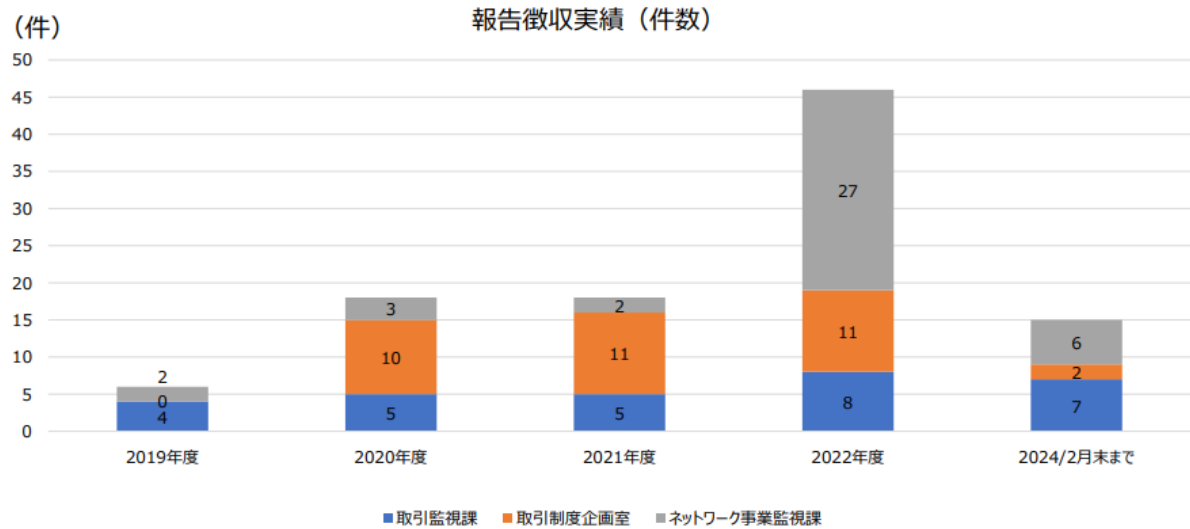
4) 事業者に対する業務改善勧告

電取委では、不適切な行為の監視を行い、必要な場合には事業者に対して業務改善勧告を行うことができるとされており、電取委発足以降これまで、14件について、事業者への業務改善勧告を実施している（2024年2月26日時点）。

5) 報告徴収実績

電取委では、2022年度、不正事案に関する報告徴収を多数実施（情報漏えい関係19件、カルテル事案関係5件）。2023年度は小売事業の運営状況に関する報告徴収（2024年2月末までで7件）などを実施した。

【参考4：報告徴収実績推移（件数）】

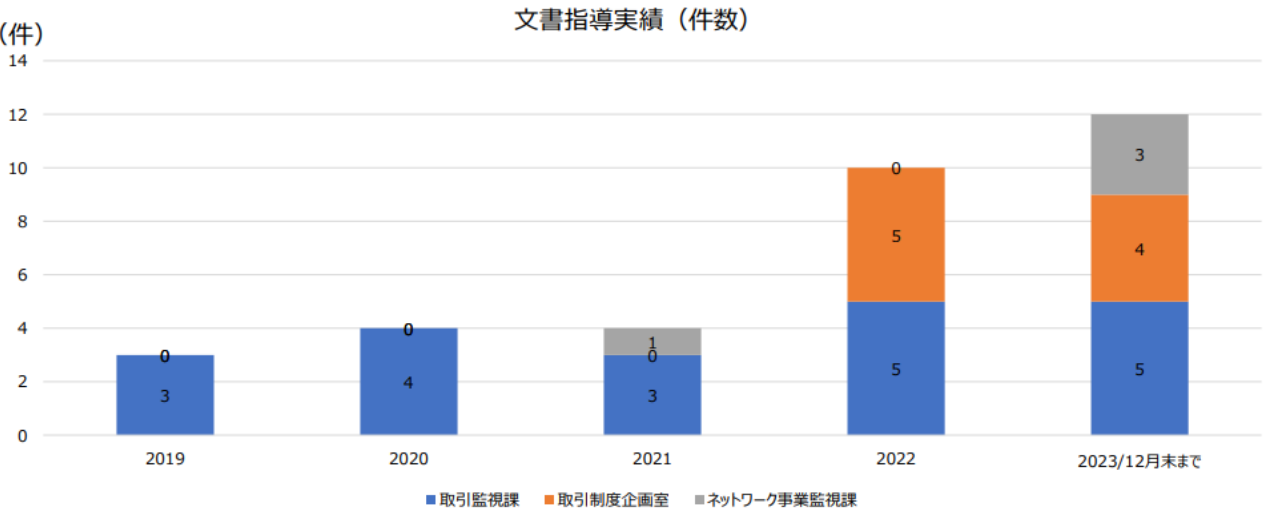


※なお、電気関係報告規則をはじめとする法令等に基づき、事業者から定期的に報告を求めているものは除く。

6) 指導実績

電取委では、需要家への情報提供や契約の形態・内容等について、電気事業法上、問題となる行為を行っている事業者等に対する指導を実施しており、指導実績は、近年上昇傾向で推移している。

【参考5：文書指導実績推移（件数）】



7) 監査実績

電取委では、毎年度、監査を実施しており、一般送配電事業者や一般ガス導管事業者等に対し、電気事業法又はガス事業法に基づいて適正に業務及び経理を行っているかどうかを確認している。監査の結果、問題となる行為が認められた場合には、速やかに改善するよう所要の指導を実施している。

【参考 6：監査の結果、指導した件数等】

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	指導例（2022年度の例）
電気	10	15	45	31	10	7	10	12	・接続検討の回答期限の超過 ・計算書や明細表の算定誤り ・誤った超過利潤累積額管理表等の公表 ・必要な期間のログ記録の未保存 等
ガス		64	126	338	212	137	92	114	・内管工事費の誤精算 ・勘定科目の整理誤り ・省令の理解不足や単純ミスによる算定誤り ・託送供給の業務等に関する情報の取扱規程の不備 等

8) あっせん・仲裁及び苦情の申出に係る対応実績

電取委では、電気事業法に基づく「あっせん・仲裁」や、電気事業法又は熱供給事業法に基づく「苦情の申出」について、対応を実施している。

【参考 7：あっせん・仲裁、苦情の申出対応実績】

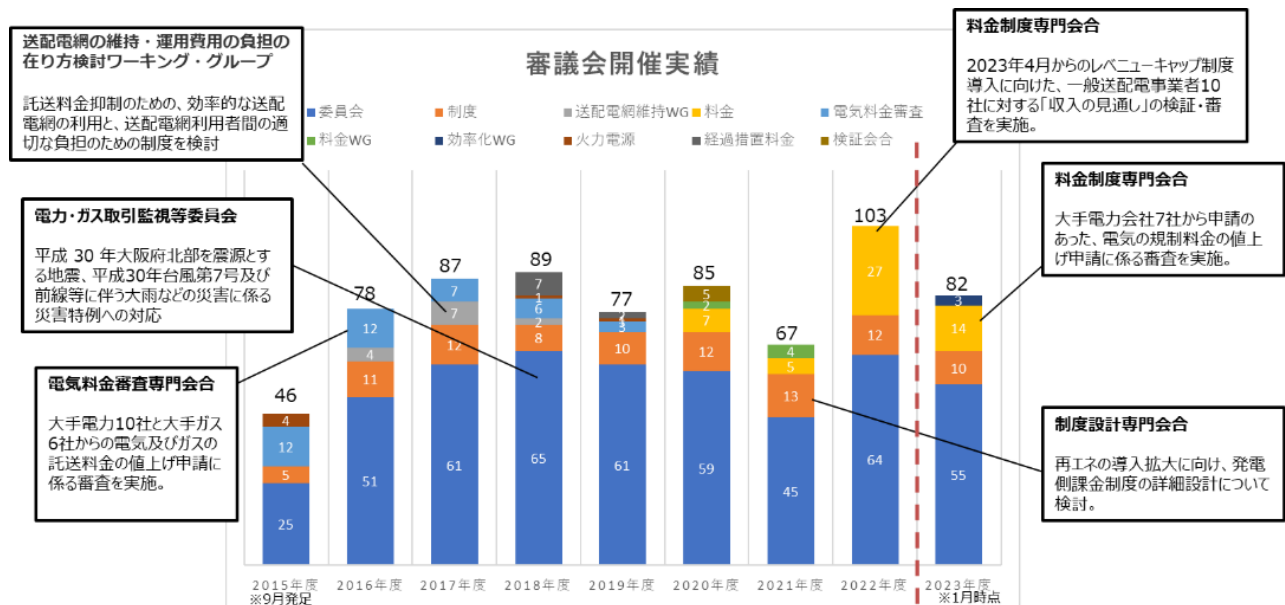
内容	対応実績
あっせん・仲裁	0件（※1）
苦情の申出	6件（※2）

※1：2023年度に、電気事業法第35条第1項に基づく申請が1件あったが、同法第35条第2項に基づき、非公開の委員会において、事件がその性質上あっせんをするのに適当でないと認定。

※2：6件は、電気事業法第111条又は熱供給事業法第31条に基づく苦情の申出。

9) 審議会の開催実績

電取委の発足後、審議会の開催回数は増加傾向であり、2015年9月の発足以来、本委員会の下、9個の審議会を設置し、計714回の会合を実施している。（※2024年1月末時点。）



137 10) 各種料金の審査実績

138 電取委では、これまでに計6回、各種料金（託送料金（電気）・託送料金（ガス）・小売規
139 制 料金（電気）、熱料金）に係る審査を実施している。審議はいずれも、本委員会及びその
140 下に設置された専門会合（電気料金審査専門会合・料金審査専門会合・料金制度専門会合）
141 で行われている。

142 【参考 9：各種料金の審査に係る専門会合概要】

2015年度

- **託送料金審査：2015年9月～12月（電気料金審査専門会合）**
大手電力10社（北陸電力、中国電力、沖縄電力、北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、関西電力、四国電力、九州電力）からの、託送供給等約款認可申請に伴う経済産業大臣からの意見聴取を受け、電気料金審査専門会合において計11回にわたって審議を行い、またインナー会合においては委員から事務局に対し、延べ151回、約149時間のヒアリングが行われた。

2016年度

- **託送料金審査：2016年8月～12月（料金審査専門会合）**
大手ガス3社（東京ガス、東邦ガス、大阪ガス）からの、託送供給等約款認可申請に伴う経済産業大臣からの意見聴取を受け、電気料金審査専門会合において計8回にわたって審議を行い、またインナー会合においては委員から事務局に対し、延べ147回、約163時間のヒアリングが行われた。

2022年度

- 「収入の見通し」の算定に係る審査：2022年7月～12月（料金制度専門会合）

- 「収入の見通し」を踏まえた託送料金の審査：2023年1月（料金制度専門会合）

一般送配電事業者10社（北海道電力NW、東北電力NW、東京電力PG、中部電力PG、北陸電力送配電、関西電力送配電、中国電力NW、四国電力送配電、九州電力送配電、沖縄電力）から、「収入の見通し」の算定に係る関連書類の提出がなされたことから、料金制度専門会合において、2022年11月にかけて計14回にわたって審議を行い、またインナー会合においては委員から事務局に対し、延べ19回、約130時間のヒアリングが行われた。加えて、事務局から各事業者に対しては延べ約13,000時間のヒアリング及び検証を行うなど、厳格かつ丁寧な審議を実施した。当該結果を踏まえ、各社は「収入の見通し」の再算定を行い、2022年12月、各社からの「収入の見通し」の承認申請に伴う経済産業大臣からの意見聴取を受け、料金制度専門会合において審議を行った。

さらに、2023年1月、各社からの、承認された「収入の見通し」を踏まえ定めた託送供給等約款の認可申請に伴う経済産業大臣からの意見聴取を受け、料金制度専門会合において計2回にわたって審議を行った。

- 小売規制料金審査：2022年12月～2023年5月（料金制度専門会合）

大手電力7社（北海道電力、東北電力、東京電力EP、北陸電力、中国電力、四国電力、沖縄電力）からの特定小売供給約款の変更認可申請に伴う経済産業大臣からの意見聴取を受け、料金制度専門会合において計16回にわたって審議を行い、またインナー会合においても計33回の審議を行うなど、厳格かつ丁寧な審議を行った。

2023年度

- 「収入の見通し」の変更に係る審査：2023年10月～11月（料金制度専門会合）

- 「収入の見通し」及び発電側課金制度導入を踏まえた託送料金の審査：2023年12月～2024年1月（料金制度専門会合）

一般送配電事業者10社（北海道電力NW、東北電力NW、東京電力PG、中部電力PG、北陸電力送配電、関西電力送配電、中国電力NW、四国電力送配電、九州電力送配電、沖縄電力）からの、2022年度に承認された「収入の見通し」に係る変更承認申請（期中調整申請）に伴う経済産業大臣からの意見聴取を受け、料金制度専門会合において計2回にわたって審議を行った。

その後、2023年12月、「収入の見通し」の変更の承認及び2024年度からの発電側課金制度導入を踏まえ、各社からなされた託送供給等約款の変更認可申請に伴う経済産業大臣からの意見聴取を受け、料金制度専門会合において計2回にわたって審議を行った。

- 指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請に係る審査：2023年7～8月、10月～11月、2024年1月～2月（電力・ガス取引監視等委員会）

苫小牧熱供給株式会社、東京熱供給株式会社及び芦屋浜エネルギーサービス株式会社からの指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請に伴う経済産業大臣からの意見聴取を受け、本委員会において厳格かつ丁寧な審議を行った。

11) 各種料金の事後評価実績

電気・ガスの小売料金に関しては、電気の使用者の利益を保護する観点から、みなし小売電気事業者 10 社と旧一般ガスみなしガス小売事業者に対して、小売全面自由化後においても経過措置として小売料金規制が存在している。この措置に伴っては、原価算定期間の終了後に毎年度、規制部門の電気・ガス事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する事後評価を行うこととなっており、経済産業大臣の意見聴取を受けて電取委において事後評価を実施している。

また、電力小売全面自由化後も地域独占が残る送配電部門については、効率化・料金の低廉化を促進すべく、電取委が事後評価を実施している。

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という）については、託送供給約款を策定している等の事業者（143 社）について、その収支状況等の評価を行っている。

12) 電力・ガス取引報の公表実績

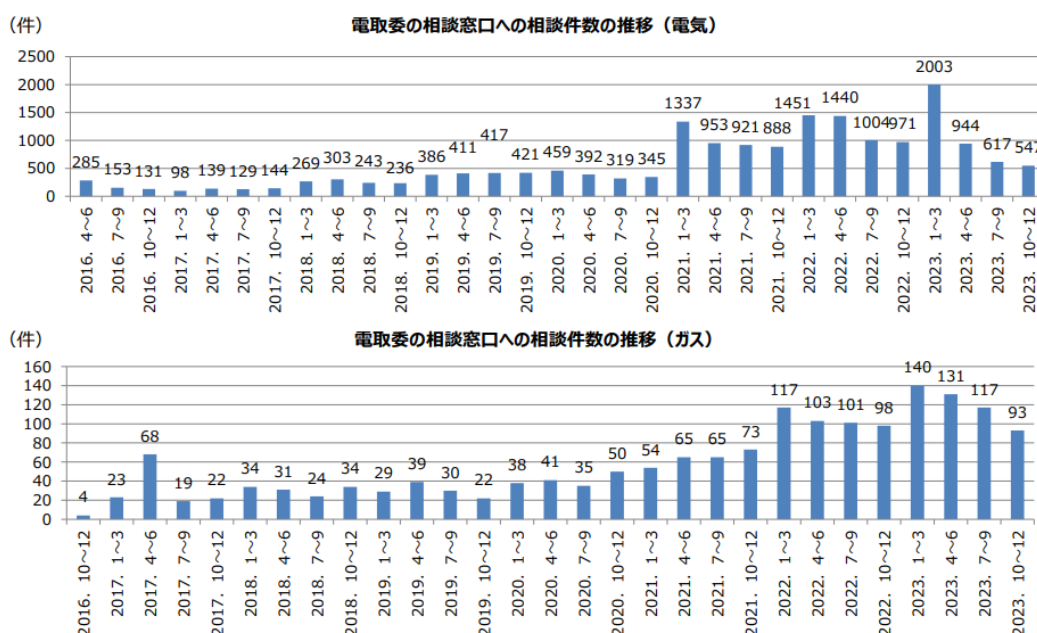
電取委では、電力・ガスの小売事業者などから提出された取引報の情報を集計し、電力・ガスの販売量・販売額・契約件数・スイッチング状況について、毎月公表している（※2024 年 2 月 1 日時点で、電力は 2016 年 4 月から計 103 回、ガス取引報は 2017 年 4 月から計 91 回公表）。

電力・ガスの取引報などを通じて収集したデータは、電力・ガス取引監視等委員会や制度設計専門会合で、新電力・地域別のシェア率や域外進出の傾向分析の基礎データとして活用するなど、制度検討や監視業務の基礎情報として活用されている。

13) 相談窓口における対応実績

電取委では、相談窓口を設けて、需要家からの相談に対応するとともに、事業者による不適切な営業活動等が疑われる事案については、調査・指導等を実施している。

【参考 10：電取委の相談窓口への相談件数の推移（電気・ガス）】



14) 電力・ガス市場のモニタリング実績

電取委では、市場における競争環境を確保するため、旧一般電気事業者による自主的取組及び電力市場・ガス市場の競争状況等を定期的に分析・検証し、その結果を毎四半期公表しており、2015年9月の電取委発足以来、これまでに31回レポートを作成し、制度設計専門会合において報告している。

15) 年次報告の公表実績

電取委では、電気事業法第66条の16の規定に基づき、毎年その事務の処理状況を公表している。2015年9月の電取委発足以来、これまでに8回年次報告の作成を行い、公表に当たっては、本委員会では審議の上、HP上で公開している。

【参考11：年次報告の公表実績】

対象期間	公表日
2015年9月～2016年8月	2017年4月28日
2016年9月～2017年8月	2017年11月30日
2017年9月～2018年8月	2019年2月6日
2018年9月～2019年8月	2020年1月16日
2019年9月～2020年8月	2021年1月22日
2020年9月～2021年8月	2022年3月9日
2021年9月～2022年8月	2023年6月29日
2022年9月～2023年3月	2023年12月8日
(次回) 2023年4月～2024年3月	未定

項目（2023年12月公表版）

序章. 電力・ガス取引監視等委員会の体制について
第1章. 電力の小売・卸取引に関する取組
第2章. 送配電分野に関する取組
第3章. ガスの小売・卸取引に関する取組
第4章. ガス導管分野に関する取組
第5章. 熱供給事業に関する取組
第6章. 広報、紛争処理等

4-2. 活動実績（各論：電力）

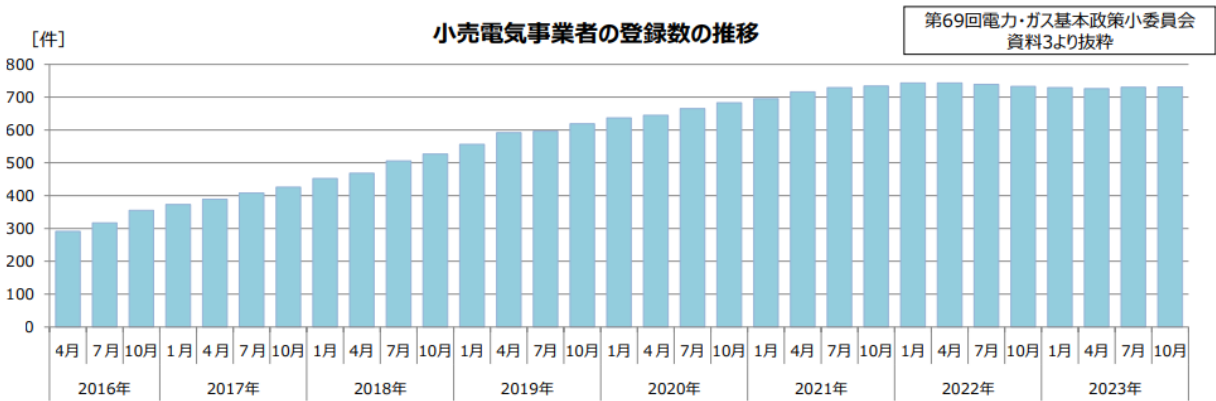
1) 小売全面自由化を踏まえた監視・審査と制度改革

① 小売電気事業者に対する監視対応

電気事業法上、小売電気事業者の登録に当たり、経済産業大臣は、電取委の意見を聴くこととされているところ、電取委では、電気の利用者の利益の保護のために適切でないと認められる者に該当しないか、審査を行っている。

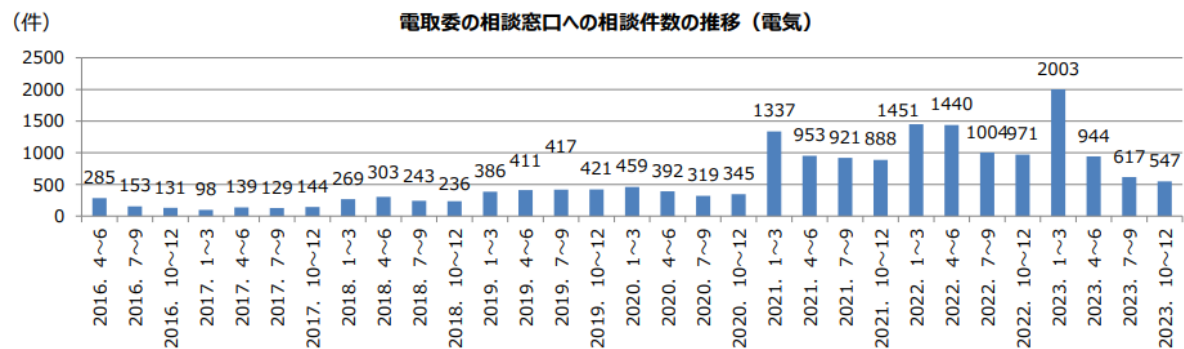
現在、小売電気事業者は700社を超える水準となっており、多様な事業主体が様々なサービスを提供しているが、近年、市場価格の高騰等に伴って、小売電気事業者の撤退等が増加した。

【参考12：小売電気事業者の登録数の推移】



これを踏まえ、現在、電取委では、事業者の事業計画等についても審査対象としている。また、登録を受けた小売電気事業者については、定期報告（電力取引報）等を活用して営業活動の状況について把握するとともに、相談窓口（情報提供窓口）の設置により、不適切な営業活動等が行われていないか継続的に監視を実施している。

【参考13：電取委の相談窓口への相談件数推移（電気）】



さらに、不適切な事案をより早期に発見・是正することを目的とした監視にも取り組んでおり、例えば、小売電気事業者のウェブページ上の表示を、定期的に巡回確認して、需要家に対して誤解を招く情報提供等が行われていないか監視し、必要に応じて修正の指導を行っている。

加えて、監視の結果を踏まえつつ、需要家への注意喚起が必要な点については、消費者庁などの関係機関とも連携し、ウェブページや SNS などを通じて、需要家への情報発信を実施している。

② 小売電気事業者に対する指導対応

電取委が発足して以来、小売電気事業者に対し、業務改善勧告を計 9 回実施している。

業務改善勧告の具体的な事例としては、2023 年 6 月に、小売電気事業者に対して、(1) ショートメッセージサービス等を使用した契約変更内容の説明が十分でなかったことや、(2) 同社の委託先等が、他の小売電気事業者の名称に酷似した文言が広告バナーに表示されるウェブサイトを用いていたことなどを踏まえ、電気事業法に基づく業務改善勧告を行った。

また、電力カルテル事案については、経済産業大臣から対象事業者に対して業務改善命令を実施するよう、2023 年 6 月に、電取委から経済産業大臣に対して勧告を行った。

このほか、2019 年 4 月以降、小売電気事業者に対する文書指導（業務改善指導）を計 11 回実施している（2024 年 3 月 18 日時点）。

なお、不適切な事案による需要家への影響を回避する観点では、勧告や指導といった事後的な取組だけでなく、予防的な取組が重要である。そのため、例えば、全ての電気・ガスの小売事業者に対し、電取委から広告表示に関する確認要請を行うことで、自己点検を促した（2023 年 8 月）。

また、小売電気事業者のウェブページ上の表示（例：電源構成の表示）の定期的な巡回確認を行い、需要家に対して誤解を招く情報提供等が行われていないか監視し、必要に応じて修正の指導を行っている。

なお、ウェブページ上の表示の確認・指導の結果、例えば、電力小売ガイドラインにおける電源構成等の開示方法に関する記載について、事業者への理解が浸透していないことも明らかになったため、電力小売ガイドラインについて、所要の改正を行うよう建議を行っている。

③ 制度改正に係る対応（建議等）

電取委では、小売電気事業者に対する監視・指導の結果などを踏まえ、制度改正が必要と考えられる事項については、経済産業大臣への建議を行っている。

近年では、エネルギー価格の高騰に伴う電気料金の高騰や、小売電気事業者の撤退など、需要家に対して大きな影響が発生したことを踏まえ、料金メニューの説明や、小売電気事業者の撤退時の対応等について建議を行った。

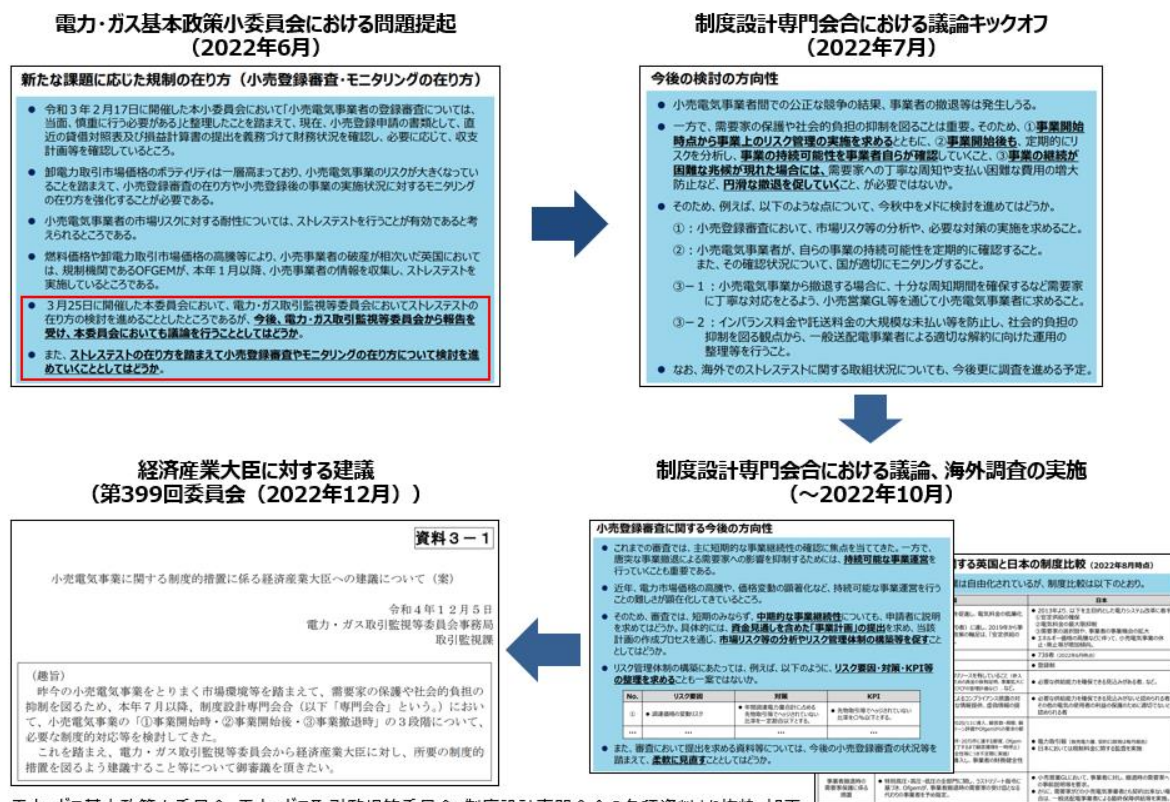
また、電力カルテル事案を発端として、大手電力会社の域外進出に向け、営業活動や電源調達について、電力・ガス市場の競争促進に資するような制度面での検討も行っている。

さらに、小売電気事業者のウェブページ上の表示の確認・指導の結果、事業者への理解が浸透していないなどの現状も明らかになったため、事業者の理解促進の観点から、電源構成や非化石証書の組み合わせに応じて、表示可能な内容を整理するなど、電力小売ガイドラインの読みやすさを改善するための建議も行っている。

上記のように、電取委では「(1)ルールを整備」し、「(2)ルールに基づいた監視・指導」を行うのみならず、「(3)監視・指導の結果を踏まえたルールの見直し」といったサイクルもあわせて進めており、ルールの見直しを検討する際には、透明性や専門性の確保の観点から、制度設計専門会合において議論している。

なお、今後の予定としては、電取委において効果的・効率的な監視に向けたデジタル化(DX)も行っていることを踏まえ、電力市場の監視の高度化に向けた所要の制度改正の建議も行っていくことを検討している。

【参考 14：建議に関する議論の過程（一例）】



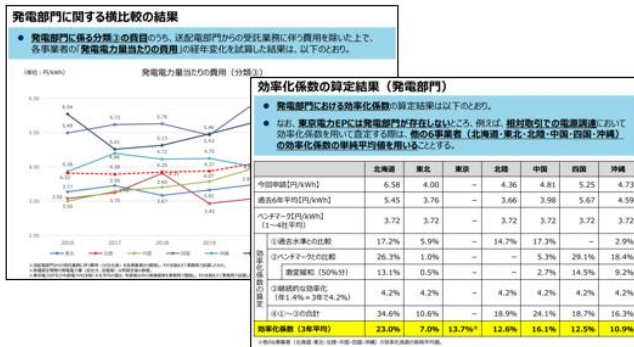
（出典）電力・ガス基本政策小委員会・電力・ガス取引監視等委員会・制度設計専門会合の各種資料より抜粋・加工

④ 小売規制料金の審査・評価対応

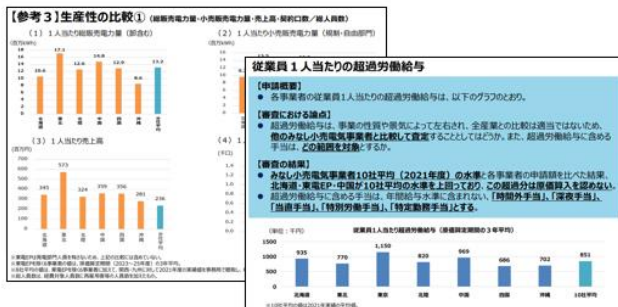
2022年11月及び2023年1月に、ウクライナ侵略に伴う燃料価格の高騰などを背景として、大手電力会社7社が、電気の規制料金を改定するため規制料金の変更認可申請を行った。本申請について、電取委の料金制度専門会合で、中立的・客観的かつ専門的な観点から、厳格かつ丁寧に審査した（料金制度専門会合は計16回開催）。本申請の認可に向けたプロセスにおいて、消費者庁との協議が行われ、その結果、不適切事案の影響検証や、調達改善に向けたフォローアップを行うこととされ、中国エリア内における特別高圧・高圧の電気料金の高止まりに関する影響試算や、中国電力の調達コストの高止まりに関する検証を行った。また、電力分野における調達の効率化に向けて、2023～25年度を「集中改善期間」とし、規制料金の改訂を行った大手電力会社7社に対して、「調達効率化に向けたロードマップ」の策定を求めることとし、ロードマップの具体的取組の進捗状況について、フォローアップを行っていく予定。

【参考 15：小売規制料金の審査対応（一例）】

固定的な費目に関する横比較・効率化係数による査定

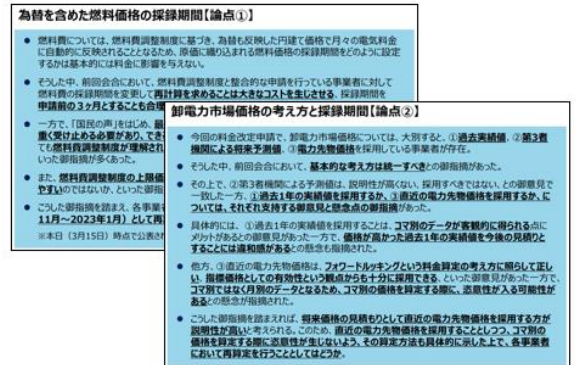
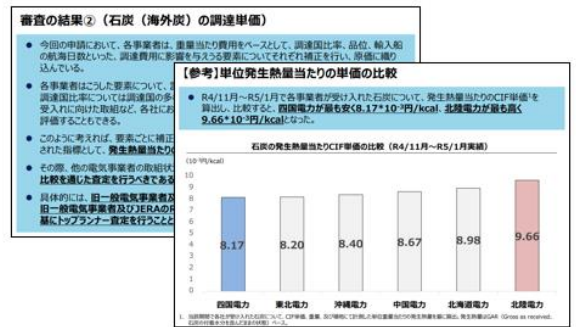


人件費の横比較に基づく査定



(出典) 特定小売供給約款の変更認可申請に係る査定方針

燃料費のトップランナー査定・燃料費の再算定



また、大手電力会社（みなし小売電気事業者）の小売規制料金については、原価算定期間終了後に、毎年度、規制部門の電気事業利益率が必要以上に高くなっていないか、などを確認する事後評価を行うこととなっている。電取委では、経済産業大臣からの意見聴取を受けて事後評価を行っており、これまで行った評価の結果、値上げ認可申請の必要がある」と認められる事業者はいなかった。

さらに、電取委は、みなし小売電気事業者に対して、毎年度、電気事業法に基づき、適正に業務及び経理を行っているかを監査で確認している。監査の結果、問題となる行為が認められた場合には、速やかに改善するよう所要の指導を行っており、2015年以降では31件の指導を行った。

⑤ 大手電力会社の不正事案（カルテル等）への対応

公取委は、中部電力・中部電力ミライズ、中国電力、九州電力・九電みらいエナジーが、それぞれ2018年10月又は11月～2020年10月の間、関西電力との間で互いに相手方の供給区域で顧客獲得競争を制限する合意（カルテル）を行っていたと認定した。

これを踏まえ、電取委で2023年3月に報告徴収を実施し、2023年6月に電取委から経済産業大臣に対して業務改善命令を行うよう勧告を行い、2023年7月に経済産業大臣から各社に対して業務改善命令を発出した。業務改善命令では、各事業者の改善計画で満たすべき内容が指定された。その上で、電取委は、改善計画の内容を確認していくに当たって改善計画の適正性確保のための目安として、委員会及び制度専門会合において確認を行う際の視点（チェックポイント）を整理した。

業務改善命令を踏まえ、電取委では、2023年8月からの1年間を「集中改善期間」として、改善計画に関するフォローアップを実施している。その一環として、2023年10月に、電取委の委員長及び全委員、委員会事務局が出席する形で、業務改善命令の対象事業者の社長との面談を行い、改善計画や業務改善命令への対応全般について聴取を行った。現在、電取委事務局では、三線管理を担う各部門の連携など、事業者の具体的な取組状況をフォローアップしているところ。

【参考 16：各事業者に対する聴取】



各事業者との面談スケジュール
(2023年10月13日(金))

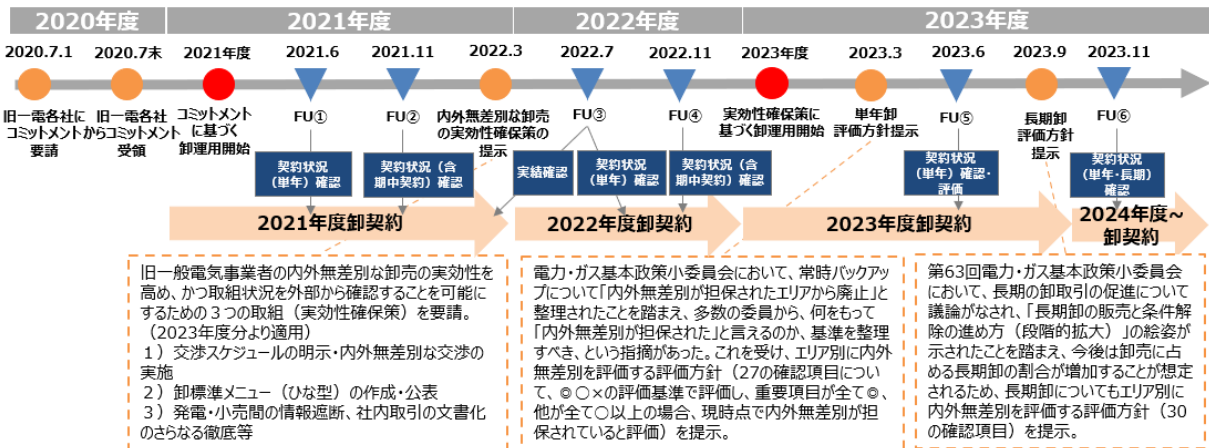
時間	対象事業者
9:30～10:15	関西電力
13:00～13:45	中国電力
14:00～14:45	九州電力 九電みらいエナジー
15:15～16:00	中部電力ミライズ

2) 卸電力市場等の公平性の確保及び取引の活性化

① 内外無差別の卸取引の監視対応

電取委は、2020年7月に、旧一般電気事業者に対して、社内外の取引条件を合理的に判断し内外無差別に卸売を行うこと等のコミットメントを要請し、各社よりコミットメントを受領し、2021年度より各社での運用が開始されている。電取委は、旧一般電気事業者から、社内取引の単価・条件や、締結された全ての卸契約の内容の提出を求め、コミットメントの取組状況を確認するとともに、制度設計専門会合において確認結果を公表している（これまでに定期的な取組状況のフォローアップを6回実施）。あわせて、内外無差別な卸取引の実効性確保に向けて、電取委は卸標準メニューの作成・公表等を旧一般電気事業者に対して求めた他、内外無差別な卸取引に係る評価方針を提示した。

【参考 17：内外無差別な卸取引の監視対応推移】



また、一定の価格水準を下回る小売契約について、競争者からの申告や公共入札の状況を踏まえて、取引条件等を含む実態を重点的に把握する「小売市場重点モニタリング」を、2019年9月から開始し、その調査結果を年2回程度の頻度で公表している。

314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326

316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326

326

329

330
331
332
333
334
335
336

(容量市場)

電取委において、「容量市場における入札ガイドライン」に基づき、オークションへの応札前後において、「事前監視」および「事後監視」を実施した。監視の結果、売り惜しみについては、問題となる事例は認められなかったが、価格つり上げについては、これまでに2件認められており、当該事業者に対し文書指導を行い、事業名及び当該行為の内容を公表した。

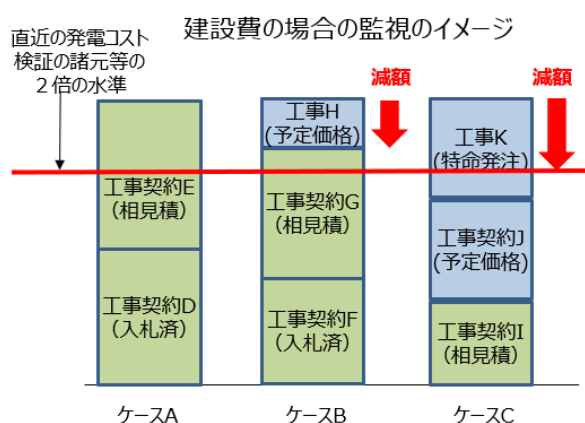
(長期脱炭素電源オークション)

電取委において、長期脱炭素電源オークションガイドラインに基づき、応札後に監視を実施することとしており、2023年度のオークションについて、約定候補となる応札案件全件の応札価格の監視を実施したところ、応札価格に含めることが認められないと考えられる項目を確認したことから、該当する事業者に対し、その旨を通知した。なお、電源が約定した事業者（容量提供事業者）は、実際その他市場収益の約9割の金額を広域機関に還付することとされており、制度適用期間（原則20年）において、各年度の実際その他市場収益の金額を電取委で監視することとしている。

【参考19：長期脱炭素電源オークションにおける監視のイメージ】

- 長期脱炭素電源オークションの監視の方法は、「長期脱炭素電源オークションガイドライン」で定められており、例えば、建設費の場合の監視のイメージは、以下のとおり。

第72回制度検討作業部会 資料6より一部抜粋



本制度における入札価格の内訳

資本費	建設費
	系統接続費用
	廃棄費用
	固定資産税
運転維持費	人件費
	修繕費
	経年改修費
	発電側課金
	事業税
	その他のコスト (委託費・消耗品費等)
事業報酬	事業報酬

発電コスト検証の諸元

7. LNG火力	
諸元のベース	直近3年間に稼働し ※サンプルプラント(北海道電力(株)石狩 年、(株)JERA 西名1 119万kW 2018年)
モデルプラントの規模(出力)	85万kW
資本費	建設費 16.1万円/kW
設備の廃棄費用	建設費の5%
人件費	6.2億円/年
修繕費	2.4%/年 (建設費における比率)
諸費	1.1%/年 (建設費における比率)
業務分担費(一般管理費)	12.0%/年 (直接費における比率)

※原子力の追加的安全対策費用は、建設費に含む

(非化石価値取引市場)

電取委では、非化石価値取引市場において、入札行動等が非FIT 非化石証書の価格形成に大きな影響を与えうる事業者（旧一般電気事業者及び電源開発）に対し、売り惜しみ・価格つり上げの有無について監視を行った。監視の結果、事業者から合理的な説明が得られなかった事例が1件認められ、問題となる事例として事業名及び当該行為の内容を公表した。また、これまでの監視結果から、非化石価値取引市場におけ

362

る内外無差別の更なる徹底に向け、取引の透明性確保のため、発電・小売間の情報遮

363

断の徹底などについても、提言を行っているところ。

3) 送配電関連分野の監視・審査と制度改革

① 需給運用の最適化に向けた対応

【1】需給調整市場に係る制度設計及び監視

(市場取引開始までの取組)

2021 年度から開設された需給調整市場に関して、需給調整市場における競争が十分でない場合、市場支配力を有する事業者が支配力を行使し、不当に高い Δ kW 価格や kWh 価格を設定することにより不当な利益を得るといったことが起こりえることから、需給調整市場における価格規律等について議論を行った。また、事前的措置としての入札価格規律等についての考え方のとりまとめを行い、2021 年 3 月に経済産業大臣に対して、需給調整市場ガイドラインの制定に関して建議を行った。

(市場取引開始後 (2021 年) の取組)

三次調整力②のみ取引が開始されたが、取引開始当初、応札量が少なかったことから理由について分析を行い、連系線配分量 (時間前市場向け及び三次調整力②向け) の見直しを行った。また、入札価格の分析等を行った結果、連続するブロックにおける起動費の重複計上が発見されたことから、第 69 回制度設計専門会合 (2022 年 1 月) において、この対応について検討を行い、起動費等の入札価格への反映は 1 回分までしか認めない等入札方法について整理を行った。

(市場取引開始後 (2022 年度、2023 年度) の取組)

2022 年 8 月に三次調整力②取引の最高約定価格が 347.8 円/kW・30 分となり過去最高となったことから、関係事業者に対して報告徴収等を行い、その分析結果を、第 78 回制度設計専門会合 (2022 年 10 月) に報告した。

また、需給調整市場ガイドラインにおける価格規律の解釈について事業者ごとに違いがあったことや、実需給時に起動していないユニットについて Δ kW 市場約定を通じて起動費が支払われていたことから、それらの扱いについて整理を行い、整理した内容を、需給調整市場ガイドラインに反映することについて、2022 年 12 月に経済産業大臣に対して建議を行った。

さらに、需給調整市場における三次調整力①の取引が、2022 年度から開始されていたところ、約定量の募集量未達や応札単価が三次調整力②と比して高水準であった。その背景を確認するため、2023 年 2 月に関係事業者に対して報告徴収を行った。これを踏まえ、第 84 回制度設計専門会合 (2023 年 4 月) 以降、需給調整市場への供出インセンティブの在り方や大きな市場支配力を有する事業者に対して要請する入札価格の規律に関する整理等について議論・検討を行い、2023 年 11 月に経済産業大臣に対し、需給調整市場ガイドラインの改定について建議を行った。また、改定後の需給調整市場ガイドラインにおいては、固定費回収のための合理的な額が 0.33 円/ Δ kW・30 分を超える電源を所有する事前的措置の対象事業者に関しては、事務局と協議を行い、事務局が認めた場合にはそれを超える額での応札を可能としたことから、協議の申し入れがあった事業者への対応を行っているところ。

【2】連系線確保量に向けた取組

広域調達された調整力が活用できるよう、調整力向けの連系線確保量について、制度設計専門会合にて議論を行ってきた。2019年9月には、三次調整力②の取引開始前に、時間前市場向けに残す連系線容量（ α 値）について議論し、「三次調整力②への影響と時間前市場への影響を検討し、両者の経済メリット等を評価して、社会コストが最小となるように、 α 値を決定し、スポット市場後の連系線空き容量から α 値を差し引いた残余分を三次調整力②向けに充てることが合理的」と整理された。2021年3月には2019年のデータを用いた α 値を示し、時間前市場の取引額に時間帯・季節変動が見られないことから、年間一定量を時間前市場のために確保することとした。その後、三次調整力②の調達未達、市場分断が生じていたこと等を受け、 α 値について適時見直しを行った。

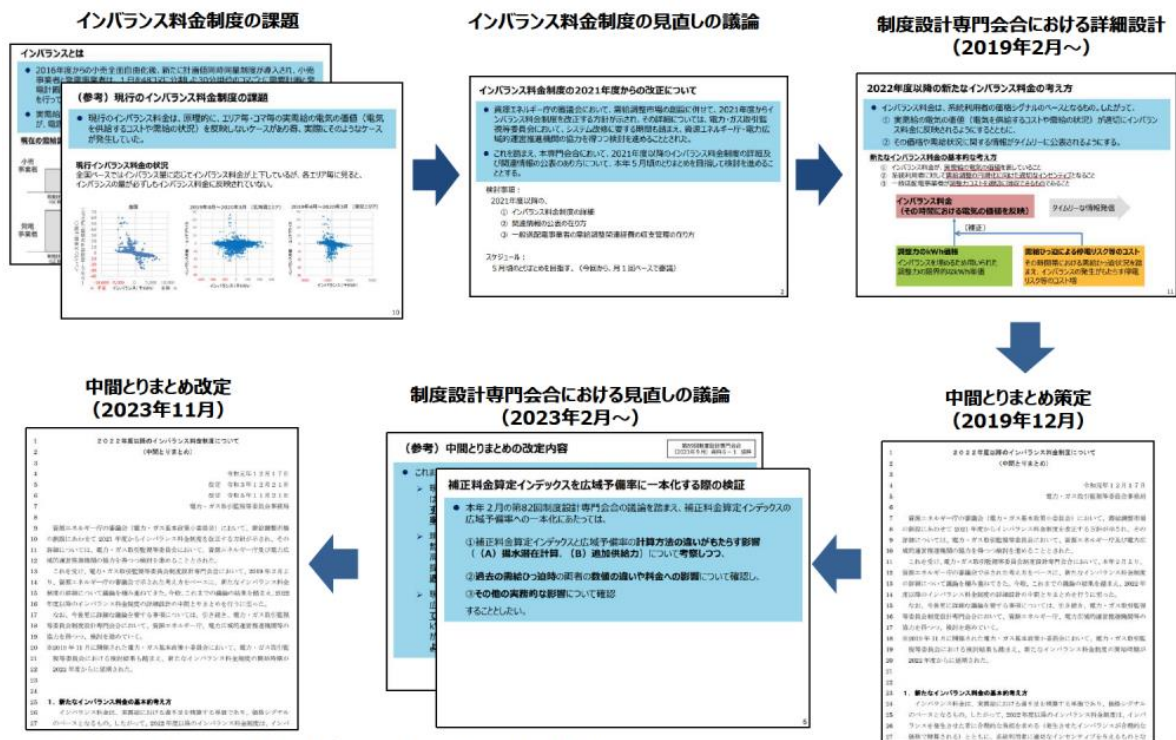
また、2020年3月には、一次調整力～三次調整力①を広域的に調達することによるメリット及びスポット・時間前市場のデメリットを考慮して、スポット・時間前市場向けに残す連系線容量（ β ）を設定し、残余分を一次調整力～三次調整力①向けの連系線確保量の上限とすることについて議論を行い、2022年2月には、 β 値を設定した。さらに、2023年9月以降、直近の三次調整力①の調達状況を踏まえ、 β 値の下限値を導入すること等について検討を行い、 β 値について見直しを行った。

【3】新インバランス料金制度導入に係る検討

2016年度からの小売全面自由化後、新たに計画値同時同量制度が導入され、小売事業者と発電事業者は、1日を48コマ毎に分割した際の需要計画と発電計画を作成し、実需給1時間前（ゲートクローズ）までに需給を一致させる運用を実施している。インバランスを発生させた者は、一般送配電事業者との間でインバランス分の事後清算を行う制度であったが、スポット市場価格をベースとしてインバランス料金を算定する仕組みとなっていた。インバランス料金は系統利用者への価格シグナルのベースとなるものであることから、電取委では、制度設計専門会合において、実需給における電気の価値をインバランス料金に反映させるとともに、関連情報をタイムリーに公表するため、新たなインバランス料金制度の詳細設計及び関連情報の公表のあり方について、2019年2月から検討を行い、2020年3月にその内容を取りまとめ、調整力の限界的なkWh 価格をインバランス料金とする制度を導入することとした。さらに、需給ひっ迫時には、インバランス料金が上昇する仕組み（補正インバランス料金）も導入した。

加えて、2020年4月に2022年度以降のインバランス料金制度の詳細設計を取りまとめた「2022年度以降のインバランス料金制度について（中間とりまとめ）」を策定した。なお、中間とりまとめは、その後の運用上の課題や議論の内容を踏まえて適宜改定を行っており、補正料金算定インデックスと広域予備率の一本化などの改定を行ってきているところ。

【参考 20：インバランス料金制度に関する議論の過程（一例）】



（出典）電力・ガス取引監視等委員会・制度設計専門会合の各種資料より抜粋・加工

【4】2020 年度冬季スポット市場価格高騰時のインバランス料金への対応

ひっ迫時における需給運用の最適化に向けた対応としては、2020 年度冬季スポット市場価格高騰時のインバランス料金はスポット市場価格等に連動しており、需給ひっ迫時に両者がスパイラル的に高騰したため、資源エネルギー庁と連携して、補正インバランス料金の上限価格を前倒しする形で、インバランス料金に 200 円の上限価格を設定した。また、インバランス料金高騰により発生した一般送配電事業者のインバランス収支の黒字額を算定し、これを踏まえ、インバランス収支の過不足の還元・調整を検討することを資源エネルギー庁に提言した。

【5】需給逼迫時を踏まえた調整力の調達・運用の改善等

需給ひっ迫時に調整力の運用を円滑に行うことができるよう、電源Ⅱ契約において燃料不足時には燃料制約を超過した運用を行うことがあることを明示した。また、燃料制約時の火力電源の登録 kWh 価格について、機会費用を含めた限界費用の具体的な考え方を整理した。需給ひっ迫時等緊急時において、一般送配電事業者が、特定の事業者に対し、安定供給の確保のために必要な情報提供を行うことは、情報の目的外提供の禁止の観点からは問題ではないこと等を、適正な電力取引についての指針に記載する旨の建議を行った。揚水発電の池全体の水位の運用について、調整力提供者が行うことを基本としつつ、需給ひっ迫時や再エネの出力抑制回避等のために一般送配電事業者が必要と判断するときは、一時的に一般送配電事業者が池全体の水位の運用を行うことを認めることとした。

464
465
466
467
468
469
470
471
472

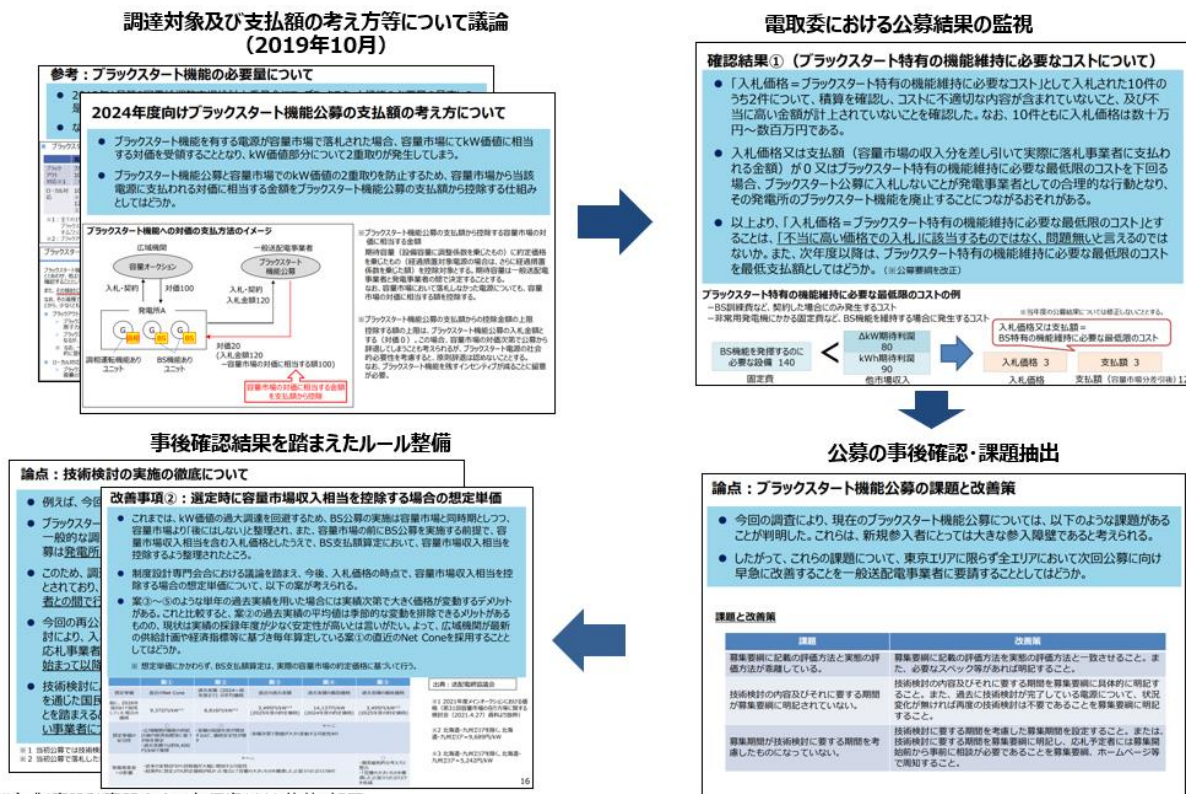
465
466
467
468
469
470
471
472

471
472473
474

【7】ブラックスタート機能公募への対応

ブラックスタート機能（以下「BS 機能」という。）公募に関しては、BS 機能を有する電源が限られており競争が限定的であることが想定されたことから、入札価格が不当に高い価格とならないように、固定費相当額から、他の市場等から得られる期待利潤を控除した額とすることを基本にすることとされた（第 42 回制度設計専門会合）。以降、公募が実施される度に、公募の実施方法の適切性、入札価格の適切性、公募要綱上の課題等について、電取委において監視・議論を行い、制度設計専門会合を通して、事業者に改善等を求めている。

【参考 22：需給運用の最適化に向けた対応（ブラックスタートへの対応）（一例）】



（出典）制度設計専門会合の各種資料より抜粋・加工

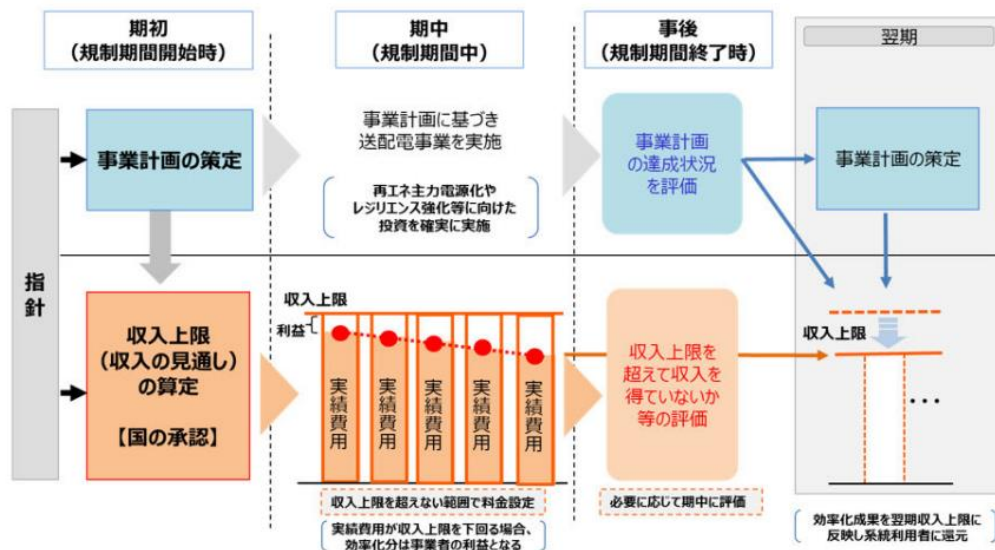
② 託送料金制度の設計、料金審査・フォローアップ対応 等

【1】レベニューキャップ制度の設計

2020年7月の資源エネルギー庁の持続可能な電力システム構築小委員会において、新たな託送料金制度（以下「レベニューキャップ制度」という。）の詳細については、専門的な料金審査に係る内容を多く含むことを踏まえ、電取委にて検討を進めていくこととされた。これを受けて、電取委では、2020年7月より「料金制度専門会合」及び専門性の高い詳細な論点について議論・検討を実施するために、料金制度専門会合の下に設置した「料金制度ワーキンググループ」において、必要な検討を実施。レベニューキャップ制度では、一般送配電事業者における送配電費用を最大限抑制しつつ、必要な投資を確実に実施する仕組みとなるようその詳細を設計していくことが求められた。制度検討においては、規制期間における投資費用を、「投資量」と「投資単価」に区分し、「投資量」については、新たに策定されるマスタープランや高経年化設備更新ガイドラインとの整合性を確認することで、その妥当性を担保し、「投資単価」については、単価査定プロセスにおいて、統計手法を積極的に組み入れることで、事業者間の横比較を通じたトップランナー査定を可能とする等の制度構築を目指し、詳細な検討を進め、2021年11年にとりまとめを行った。

【参考 23：レベニューキャップ制度の概要】

- レベニューキャップ制度では、国が示した指針に沿って、一般送配電事業者が、一定期間に達成すべき目標を明確にした事業計画を策定し、実施に必要な費用をもとに収入上限を算定した上で、国に計画を提出する。
- 一般送配電事業者は、一定期間ごとに収入上限について承認を受け、その範囲で柔軟に料金を設定できることとする。



【2】レベニューキャップ制度における託送料金審査対応

レベニューキャップ制度の策定後、2022年7月29日の第14回料金制度専門会合から第29回会合まで、一般送配電事業者10社から提出された「収入の見通し」について、中立的・客観的かつ専門的な観点から必要な検証及び審査を実施。その後、一般送配電事業者10社が、承認された収入の見通しを踏まえ定めた「託送供給等約款」について、中立的・客観的かつ専門的な観点から必要な審査を実施した。

また、一般送配電事業者10社から変更承認申請がなされた「収入の見通し」の期中調整について、並びに、変更された「収入の見通し」や2024年度からの発電側課金導入に向けて発電側課金単価の設定及び需要側託送料金単価の見直しが必要であることを踏まえ一般送配電事業者10社から変更認可申請がなされた「託送供給等約款」についても、必要な審査を実施した。

【参考24：託送料金（収入の見通し）の検証対応（一例）】

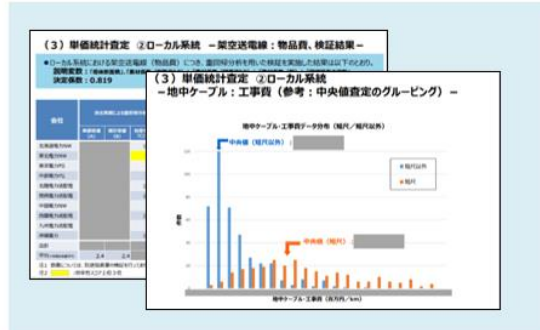
目標計画、前提計画の妥当性についての検証



投資計画の妥当性についての検証



OPEX費用、CAPEX費用についての検証（トップランナー的査定等）



次世代投資費用についての検証



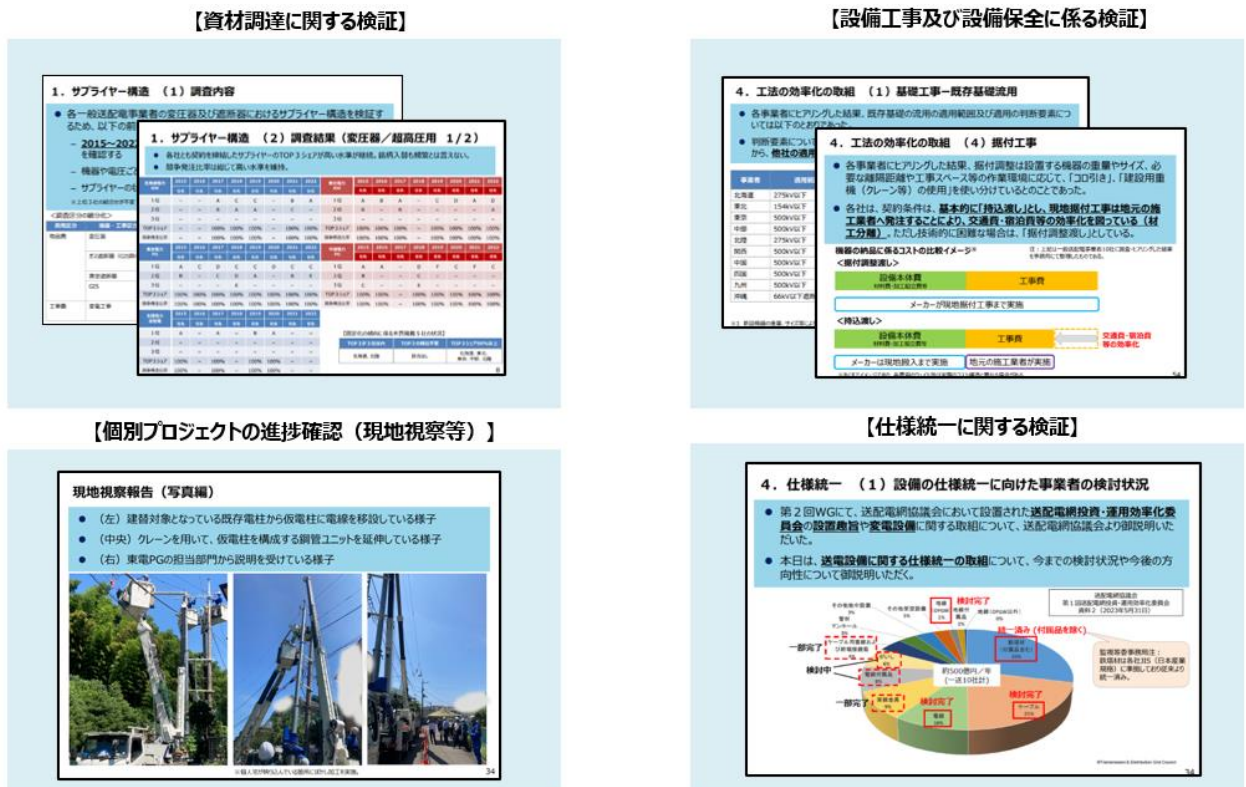
（出典）料金制度専門会合の各種資料より抜粋・加工

【3】送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループの設置

2023年度からレベニューキャップ制度が開始されるにあたり、一般送配電事業者各社は効率化計画を含め、事業計画を着実に実施していくことが求められるため、電取委では、料金制度専門会合の下部に新たに「送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループ」を設置。本ワーキンググループでの検証では、各事業者における経営効率化の進捗状況の確認を行う観点から、マクロ視点からの分析（サプライヤー構造等）や、各事業者における送電・変電・配電ごとの個別プロジェクトを抽出した上でのミクロ視点からの検証（物品費や工事費の削減に向けた最適化取組の効果等）を実施。また、送配電設備の実態・特徴や経営効率化の適用状況を現地で確認することを目的として現地視察

を行い、発注形態や工法の実態把握・分析を行うなど、多角的に検証作業を進めている。

【参考 25：送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループにおける多角的な検証視点】



(出典) 送配電効率化・計画進捗確認WGの各種資料より抜粋・加工

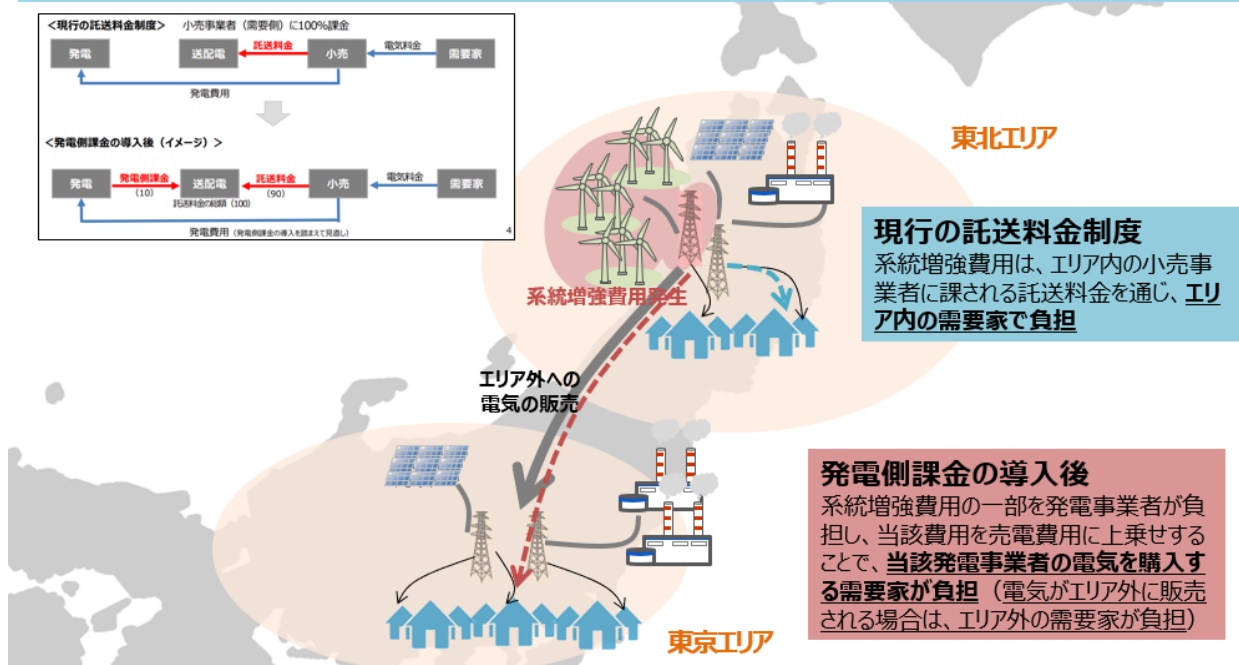
【4】発電側課金制度の詳細設計

電取委では、送配電設備を利用する者の受益や送配電関連費用に与える影響に応じた公平、適切な費用負担の実現のため、発電側課金制度の導入に向けた議論を2016年度より開始。具体的には、「送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループ」を設置し、委員等に加え、幅広くステークホルダーも巻き込みながら、課金対象範囲や、潮流データなどを活用しての系統投資効率化割引制度の在り方など、専門的な観点から、議論・検討を実施。2018年度には、検討内容を中間とりまとめとして策定し、経済産業大臣への建議を実施。その後、発電側課金の導入が再エネの最大限の導入を妨げないようにすること等の理由から、2020年12月より制度設計専門会合において、引き続き、幅広いステークホルダーとの丁寧な協議も行いながら、kWh 課金の導入等に関する見直し議論・検討を実施した。電力・ガス基本政策小委員会において、2024年度の発電側課金の導入が定められ、その後、制度設計専門会合において、制度導入を見据えた、詳細ルール制度に関する議論を進め、改めて中間とりまとめを策定の上、2023年度に経済産業大臣への建議を実施した。加えて、今後、データセンターの設置や電気自動車への充電設備の整備により、局地的な電力需要の増加が見込まれることから、送配電ネットワークがこうした需要増加を機動的かつ円

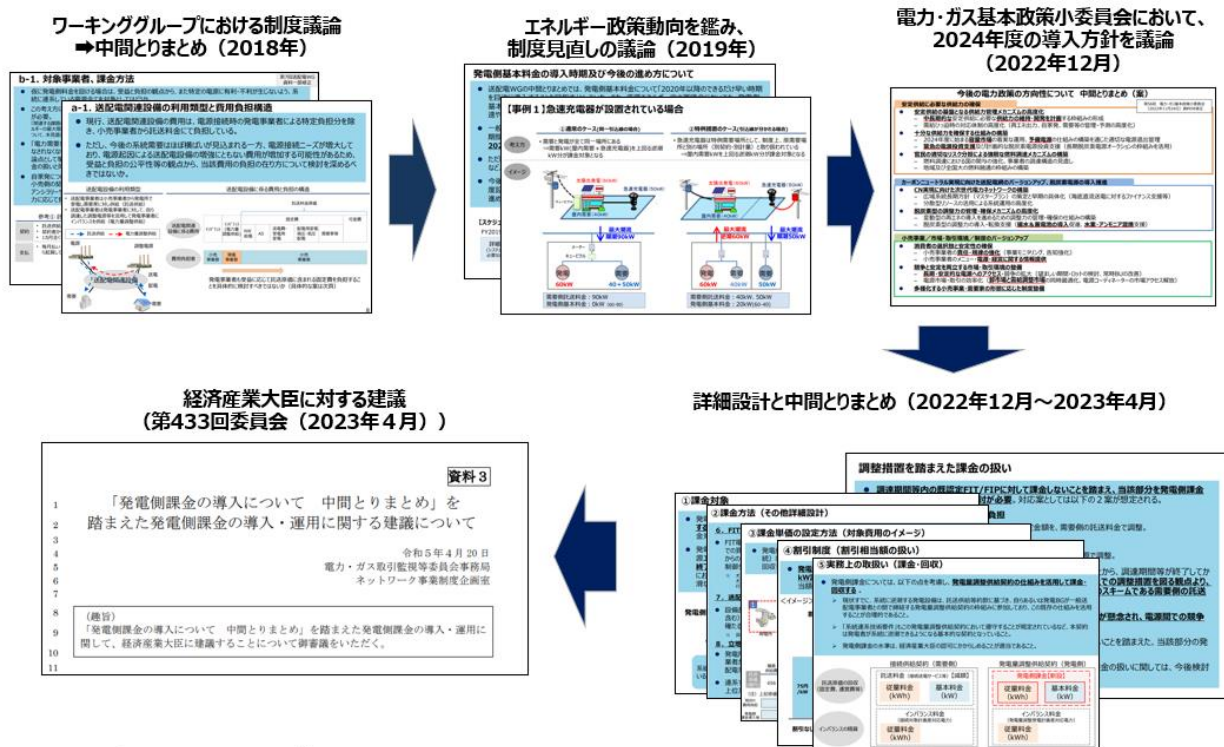
滑に受け入れるための課題や方策を整理するべく、研究会を立ち上げ、検討を実施しているところ。

【参考 26：地内系統増強費用のエリア間負担】

- **現行の託送料金制度では、再エネ電源の導入などに伴う地内系統増強費用は、当該エリア内で負担することになる。一方、発電側課金の導入後は、価格転嫁を通じ、当該エリアの電気を利用する他エリアの需要家も系統増強費用を負担することとなる。**



【参考 27：発電側課金制度の詳細設計の議論経緯】



（出典）電力・ガス取引監視等委員会及び制度設計専門会合の各種資料より抜粋・加工

【5】一般送配電事業者及び送電事業者の監査

電取委は、一般送配電事業者及び送電事業者に対して、毎年度、電気事業法に基づき、適正に業務及び経理を行っているかを監査で確認している。監査の結果、問題となる行為が認められた場合には、速やかに改善するよう所要の指導を行っており、2015年度以降では109件の指導を行った。

【6】旧託送料金制度の事後評価

2023年度にレベニューキャップ制度が導入される前の旧託送料金制度では、託送料金の事後評価を行い、超過利潤累積額が一定の水準を超過（ストック管理）するか、想定単価と実績単価の乖離率が一定比率を超過（フロー管理）した場合等で、翌々事業年度開始日までに値下げ届出がなされない場合には、託送供給等約款の変更命令を発動することとなっている。電取委では、経済産業大臣からの意見聴取を受けて一般送配電事業者の託送料金の事後評価を行っており、これまで行った評価の結果、変更命令を発動する必要があると認められる事業者はいなかった。

③ 大手電力会社の不正事案（情報漏えい事案）への対応＜行為規制＞

送配電部門の中立性確保を更に徹底するため、2020年4月に、送配電部門の発電・小売部門からの分社化（法的分離）を義務づけるとともに、行為規制遵守のための体制整備を義務づけた。こうした中、2022年末、関西電力送配電から託送業務で知り得た新電力の顧客情報が関西電力側から閲覧可能になっており、多数の関西電力社員・委託先から閲覧可能になっているとの一報があった。情報漏えい事案を受け、2023年1月13日、一般送配電事業者及びみなし小売電気事業者に対して、電力・ガス取引監視等委員会委員長名にて情報管理体制等の緊急点検を求め、1月27日までの状況報告を求めた。電取委から、各情報漏えい事案の発覚を受け、一般送配電事業者及び関係するみなし小売電気事業者に対して、電気事業法に基づく報告徴収・立入検査等の調査を実施。2月3日には、漏えいした情報が営業活動に利用された実態を調べるため、一般需要家、新電力、一般送配電事業者及びみなし小売電気事業者等の関係者に対して情報提供受付フォームを設置。また、2月10日には、経済産業省は、一般送配電事業者に対し、事業の中立性・信頼性を確保するため、所要の措置をとるよう緊急指示を実施した。3月31日には、電取委は、一般送配電事業者の非公開情報の漏えい事案に係る報告書を公表するとともに、経済産業大臣に対して5事業者に業務改善命令を実施するよう勧告を行った。

さらに、再発防止のため、経営層から社員・委託先社員までの意識改革、業務プロセス全体での情報管理・法令遵守を徹底するための三線管理体制の構築、コンプライアンス違反の早期発見と是正など、各事業者における内部的取組みの強化が不可欠であり、こうした取組みは、本来、制度環境を踏まえて各事業者が自主的に実施するものであるが、他方で、今後の再発防止のためには、コンプライアンス向上のための実効的な取組みを各社が行っているか否か、電取委が確認していくことも重要であり、電取委がモニタリングを実施することとした。具体的には、1年間を集中改善期間とし、実地確認の実施や委員会による面談・意見交換等の方法で実施した。

【参考 29：集中改善期間に係るモニタリングの実施状況】

第1回（社長面談）	第2回（現地ヒア等）	第3回（オンラインヒア等）	第4回（オンラインヒア等）
✓ 業務改善計画に係る全体像・スケジュール ✓ 経営層による取組・リーダシップ など	✓ 現場従業員の法令遵守意識向上に係る取組 ✓ 三線管理に係る体制整備状況及び取組 など	✓ 第1回・第2回で確認された課題の改善状況の確認 ✓ 業務改善計画記載のリスク評価、統制措置（委託先管理など）、情報伝達（ITガバナンスなど）に係る取組 など	✓ 第1回～第3回で確認された課題の改善状況の確認 ✓ 業務改善計画記載の残りの取組（内部通報制度、不正発生時の処分、など） など

※ 北陸電力送配電株式会社については、非公開情報管理に係る体制整備義務違反が判明したことから、委員会での審議を踏まえ、2023年12月19日付で業務改善指導を実施し、委員会のモニタリング対象に追加（同日公表済）。



加えて、制度的なアプローチからの再発防止策の議論を制度設計専門会合で行っており、各事業者が再発防止に係る対応を速やかにとる観点から、省令や指針の改正を伴う「(1)非公開情報を取り扱うシステムの物理分割」、「(2)内部統制体制の構築」、「(3)特定関係事業者の禁止行為に関する事項」、「(4)災害等非常時対応の情報共有に関する事項」に関して、2023年6月29日に経済産業大臣に対して建議を行った。

さらに、2023年6月16日に閣議決定がなされた規制改革実施計画を踏まえ、人事規制の在り方について、制度設計専門会合で議論を行い、兼職規制について省令を改正することについて、2024年3月28日に経済産業大臣に対して建議を行った。あわせて、制度設計専門会合において、各一般送配電事業者と、その特定関係事業者間における人事交流に関連した情報漏えいの防止の考え方を各社から聴取し、各社において、専門会合での議論を受け止めた上で、行動規範の見直しの可否も含めて検討し、人事交流に関連した情報漏えいの防止を徹底することとなった。

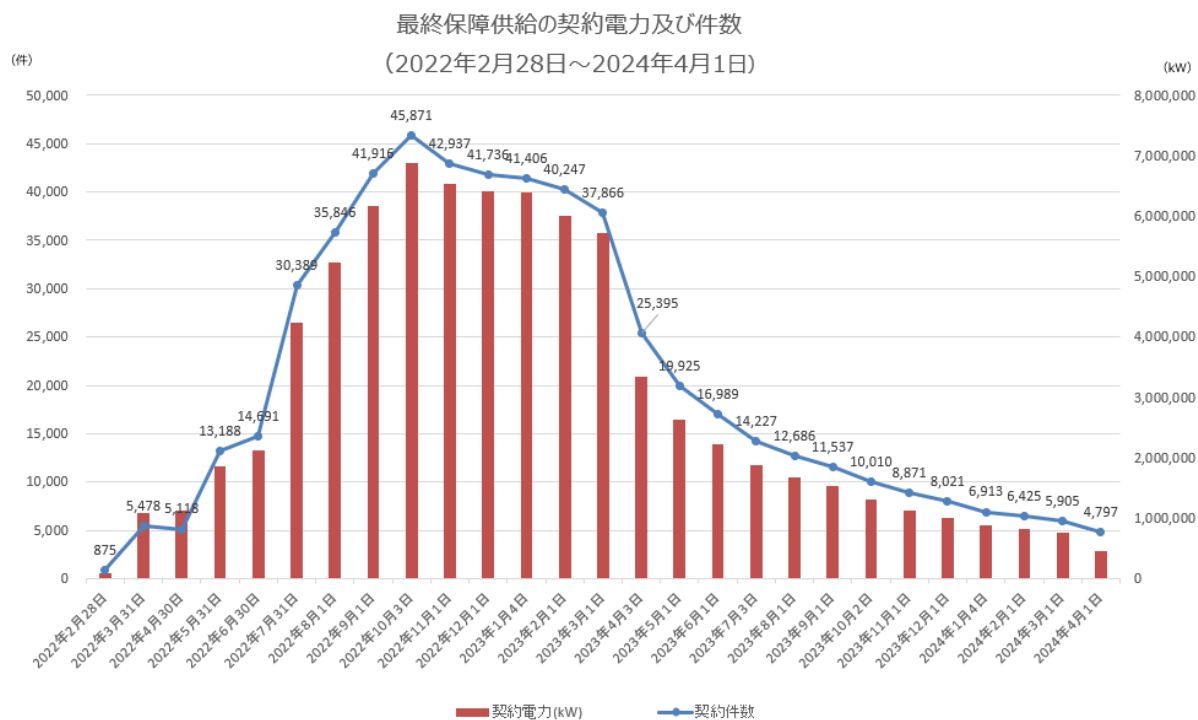
④ 最終保障供給（LR）制度の見直し対応

燃料価格上昇を受けた電力市場価格の高騰などにより撤退する新電力が出現したこと、また、電源調達コストの上昇により一部の自由料金について最終保障供給料金より割高になったために需要家が自由料金よりも安い一般送配電事業者の最終保障供給に流入したこと等を背景に、2022年3月以降、新電力と契約していた企業等で、最終保障供給の契約に移行する件数が増大した（最高値記載：約4万6,000件）。

本来、セーフティネットとして機能すべき最終保障供給料金が、自由料金よりも低い水準にあることは、適正な価格形成や自由競争が阻害されるおそれがあり、電取委では、適正化の観点から制度設計専門会合において議論を進め、卸市場価格との逆ざやを解消するための補正項の導入を決定した（2022年5月の制度設計専門会合）。

この補正項導入以降、最終保障供給契約の件数は減少傾向にあり、4月1日時点で、4,797件となっており、電取委として、引き続き件数についての集計及び公表を行うなど、推移の確認を行っている。

【参考 30：最終保証供給の契約電力及び件数推移】



635

636

637

⑤ その他運用改善等

638

【1】インバランス料金・託送料金の未払いに伴う運用の整理

639

640

641

642

小売電気事業者と一般送配電事業者が需要家へ電気を供給するために結んでいる託送契約について、小売電気事業者によるインバランス料金や託送料金の未払いが続く事例が散見されており、その未納額は、2020年4月から2022年4月までの2年間で約450億円に上る状況となっていた（その金額の多くはインバランス料金）。

643

644

645

646

647

648

一般送配電事業者は、小売電気事業者との託送契約について、託送供給等約款上、インバランス料金等の未払いを理由として解約することができるが、当時の運用では、インバランスの発生からインバランス料金の支払期限の到来まで、3ヶ月程度の期間が必要となり、その結果、大規模のインバランスになるほど、一般送配電事業者における当該料金の未収リスクが増大し、最終的には託送料金という形で、広く需要家の負担を招くことになるおそれがある。

649

650

651

652

653

そのため、インバランス料金や託送料金の大規模な未払い等を防止し、社会的負担の抑制を図る観点から、2022年9月の制度設計専門会合において議論し、一般送配電事業者による適切な解約に向けた運用の整理（保証金等の仕組みを整えることでの大規模な未払い案件の発生防止）等を実施した。当該整理内容については、2023年4月1日実施の託送供給等約款において反映され、運用が開始されている。

654

655

【2】インバランス料金単価の誤算定（再精算）等について

656

657

658

新インバランス制度が始まった2022年4月から2023年6月までの期間に、インバランス料金単価に影響を与えるおそれがあるとして、インバランス料金情報公表ウェブサイト及び自社のホームページで公表した事例が一般送配電事業者全体で46件あった。こ

のうち、インバランス料金単価の誤りが精算後に発覚したことから、小売電気事業者との間で再精算が必要となった案件が7件、インバランス料金単価の変更（訂正）が伴ったが、通常（毎月）の精算手続きに間に合い一度の精算手続で済んだ案件及びインバランス料金の算定諸元の誤りは発生したが、料金単価への影響及び精算への影響がなかった案件は合計で39件であった。

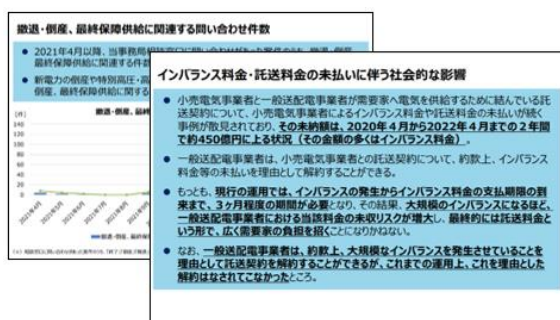
インバランス料金単価は、電気の価格シグナルのベースとなることが期待されており、卸電力市場における重要な指標の一つにもなっているが、2023年7月の時点でも一般送配電事業者によるインバランス料金単価の誤算定が多く生じていた。

その重要性の認識の社内周知徹底や業務マニュアルの総点検など、各一般送配電事業者で取り組む事項について、2023年10月26日に、電取委事務局、一般送配電事業者全社（10社）及び送配電網協議会が出席し、その進捗状況を確認する会合を開催した。

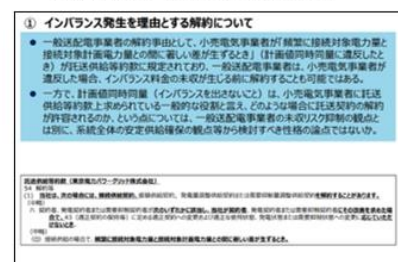
会合では、各一般送配電事業者からの報告を受け、インバランス料金単価誤算定の再発防止に向けた取り組みも含めた進捗状況を確認するとともに、事務局からは自社の取り組みのみならず、各一般送配電事業者全体として相互の取り組みを学び合い、より一層、インバランス料金単価の正確性を期する意識を持った上で随時、作業工程の点検や再発防止策を実施・改善していくことを依頼した。

【参考31：保証金等の仕組みの検討について（一例）】

【インバランス料金等の未払いに伴う社会的影響等について（状況把握）】

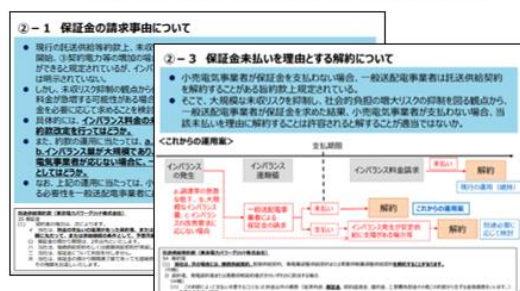


【現行約款ルールにおける課題の抽出】



※託送供給等約款上、未収リスク抑制の観点から、①料金の支払い延滞、②新たな供給開始、③契約電力等の増加の場合に、一般送配電事業者は必要に応じて保証金を求めることができると規定されているが、インバランスが急激かつ大幅に増加等していることを理由に保証金を求めることは明示されていない。

【保証金の請求事由の整理など、対応案の提示・検討】



（出典）制度設計専門会合の各種資料より抜粋・加工

4－3．活動実績（各論：ガス）

1）小売全面自由化を踏まえた監視・審査と制度改革（熱供給を含む）

① 小売事業者に対する監視対応

電取委では、ガス小売事業者及び熱供給事業者に対する監視として、(1)小売事業に係る登録審査を行った上で、(2)小売事業者の営業活動等に係る監視を行っている。ガス事業法及び熱供給事業法上、小売事業に係る登録に当たり、経済産業大臣は、電取委の意見を聴くこととされているところ、電取委では、需要家の利益の保護のために適切でないと認められる者に該当しないかの審査を行っている。現在、ガス小売事業者は約200者、旧簡易ガス約1,100者、合計1,300者を超える水準となっており、熱供給事業者も74者存在する。その上で、登録を受けた小売事業者については、電取委において、営業活動の状況を把握するとともに、不適切な営業活動等が行われていないか継続的に監視を実施している。さらに、監視の結果を踏まえつつ、需要家への注意喚起が必要な点については、消費者庁などの関係機関とも連携し、ウェブページやSNSなどを通じて、需要家への情報発信を実施している。

【参考32：需要家への情報発信事例】



② 小売事業者に対する指導対応

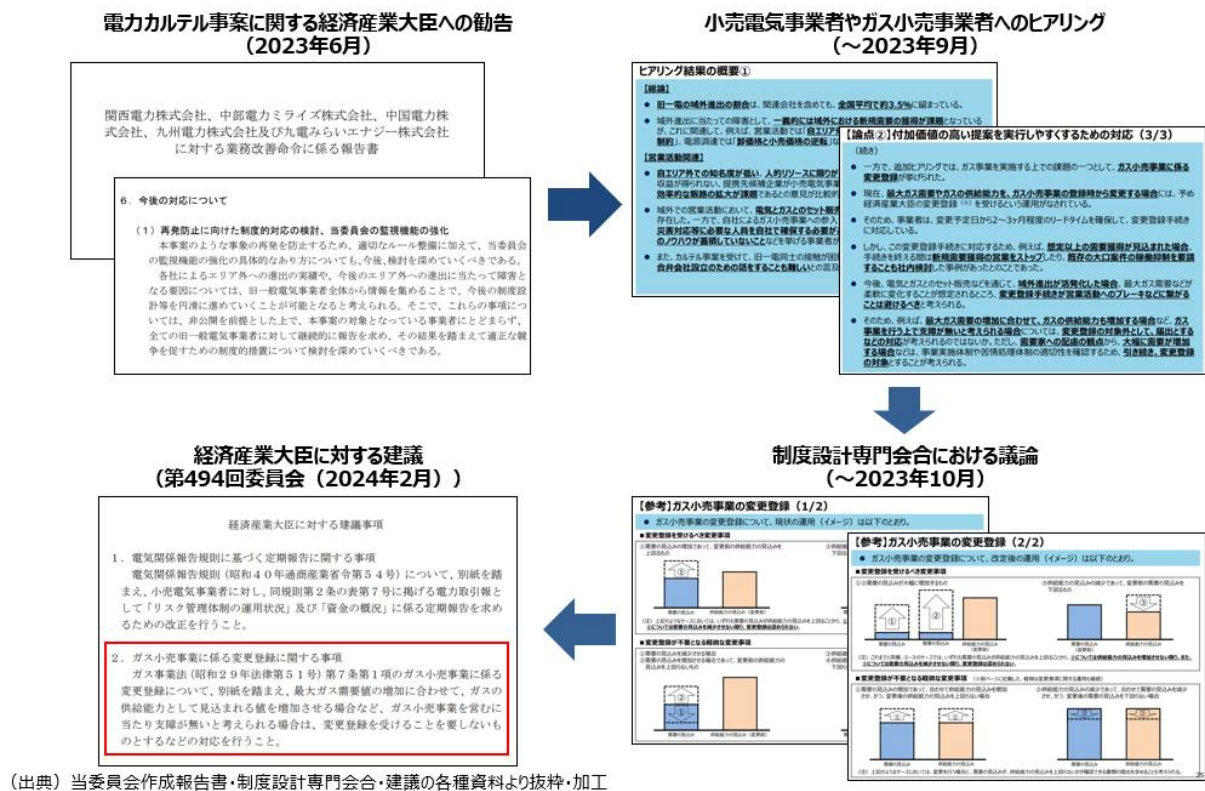
電取委では、ガス小売事業者や熱供給事業者に対する監視の結果を踏まえて、問題となる営業活動等を行っている事業者に対して、報告徴収や指導等を実施している。

③ 制度改革に係る対応（建議）

電取委では、ガス小売事業者や熱供給事業者に対する監視・指導の結果などを踏まえて、制度改革が必要と考えられる事項については、経済産業大臣への建議を行っている。

直近では、電力カルテル事案を発端として大手電力会社の域外進出に向け、営業活動や電源調達について制度面での検討を行う中で、その結果、電気とガスとのセット販売などの提案によって新規需要を獲得しやすくするため、ガス小売事業の変更登録手続を合理化するといった、電力・ガス市場の競争促進に資する建議を実施した（2024年2月）。また、電取委では、効果的・効率的な監視に向け、デジタル化（DX）も行っている。具体的には、事業者からの定期報告などについてDXを進めており、報告業務を効率化するのみならず、データ利活用の推進なども行っていく方針である。そのため、DXに適した報告様式への変更など、市場監視の高度化に向けて、所要の制度改正の建議も予定しているところである。

【参考 33：建議に関する議論の過程】



④ 小売規制料金の審査・評価・解除対応

2017年4月のガスの小売全面自由化後、ガス小売事業者は原則自由に料金を設定できることとされた。ただし、ガス小売事業者間の適正な競争関係が認められない場合など、需要家の利益を保護する必要性が高い場合には、経済産業大臣が指定した供給区域等において、引き続き、小売料金規制が存続されている。2017年4月のガスの小売全面自由化時点では、小売規制料金を存続する供給区域等として、一般ガス事業者12者の供給区域等が指定され、その後8者の指定が解除され、現在、4者の供給区域等で小売規制料金が存続されている。

また、熱供給事業についても、2016年4月の全面自由化後、熱供給事業者は原則自由に料金を設定できることとされた。ただし、熱供給事業者が提供するサービス以外を選択することが困難な状況にあることなどにより、熱供給を受ける需要家の利益を保護する必要性が特に高い場合には、経済産業大臣が指定した供給区域において、引き続き規

制料金が存続されている。2016 年 4 月の熱供給事業の全面自由化時点では、規制料金を存続する供給区域として、熱供給事業者 13 者（17 区域）の供給区域が指定され、その後、1 者（1 区域）が事業廃止したことにより、現在、12 者（16 区域）の供給区域で規制料金が存続されている。

その上で、ウクライナ侵略に伴う燃料価格の高騰などを背景として、2023 年 7 月～12 月にかけて、熱供給事業者 3 者が、経済産業大臣に対して熱の規制料金の変更認可申請を行った。これを踏まえて、経済産業大臣から電取委に対して意見聴取があり、電取委による厳格かつ丁寧な審査を経て、熱の規制料金の変更認可が行われた。

旧一般ガスみなしガス小売事業者の小売規制料金については、原価算定期間終了後、毎年度、規制部門のガス事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する事後評価を行うこととなっている。電取委では、経済産業大臣からの意見聴取を受けて事後評価を行っており、これまで行った評価の結果、値下げ認可申請の必要があると認められる事業者はいなかった。

また、電取委は、旧一般ガスみなしガス小売事業者に対して、毎年度、ガス事業法に基づき、適正に業務及び経理を行っているかを監査で確認している。監査の結果、問題となる行為が認められた場合には、速やかに改善するよう所要の指導を行っており、2016 年度以降では 53 件の指導を行った。

ガスの小売規制料金については、「都市ガス又は簡易ガスの利用率が 50%以下である場合」などをはじめとした解除基準に該当し、適正な競争環境が確保されていると認められる場合は、料金規制を解除することとされている。その結果、現在、222 事業者を除いて料金規制が解除されたが、ガスシステム改革小委員会において、「料金規制が課されない」又は「料金規制が解除された」ガス小売事業者のうち、「旧供給区域等における都市ガス又は簡易ガスの利用率が 50%を超える事業者」については、ガスの特別な事後監視として、当該旧供給区域等の料金水準を 3 年間監視することと整理されている。これを踏まえ、電取委では、ガス小売事業者からの報告に基づき、合理的でない値上げが行われていないか確認している。監視の結果、合理的でない値上げが行われていたと認められた場合には、適正な料金とするよう指導を行っており、2017 年度以降では 5 件の指導を行った。

2) ガス卸等の公平性の確保及び取引の活性化

東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社及び東邦瓦斯株式会社（以下、「ガス大手 3 社」という。）のいずれについても、経過措置料金規則解除基準を充足したことに加え、2021 年 2 月、適正な競争環境を確保するために必要な取り組みについてガス大手 3 社による意思表示（コミットメント）が行われたことを受け、2021 年 10 月に経過措置料金規制解除が行われた。電取委は、2022 年以降、ガス大手 3 社のコミットメントが遵守されているか、年に 1 回のフォローアップを行った。フォローアップの結果、これまでのところ、コミットメントに違反すると判断された事例は認められていない。

大手 3 社によるコミットメントの内容（抜粋）

1. 他の事業者から、ガス製造に係る業務（熱量調整や付臭など一部工程に係る業務を含む。以下同じ。）の委託の依頼があった場合には、設備余力がないなどの理由がない限りは、それを受託する。特に、既にガス製造に係る業務の委託契約を締結している事業者がその業務の継続を希望する場合には、止むを得ない理由がない限りは、それを継続する。
2. 他の事業者から、ガスの卸供給の依頼があった場合には、供給余力がないなどの理由がない限りはこれを行う。
3. 「スタートアップ卸」について、旧一般ガスみなしガス小売事業者の小売事業との競争性を確保できる価格水準で都市ガスを調達できる環境を整備し、新規参入を支援するために開始された趣旨を踏まえ、利用実績が上がるよう、積極的に取り組む。この際、卸価格の設定に当たっては、「旧一般ガスみなしガス小売事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金から一定の経費を控除し算定した上限卸価格の下で、卸元事業者と利用事業者が個別に卸価格を交渉する」ものとされていることを踏まえ、他の事業者からの求めに応じて誠実に交渉を行い、対応する。

注）この記載にある「設備余力がないなどの理由」「供給余力がないなどの理由」とは、それぞれ、「設備余力がない」「供給余力がない」に準ずる客観的かつ合理的な事由を指しています。なお、コストを下回るなど経済合理的でない価格水準での他の事業者の依頼に応じることまでを意思表示するものではありません。

3) 導管関連分野の監視・審査と制度改革

託送供給約款を策定している等のガス導管事業者については、毎年度、その託送収支の事後評価を行うこととなっている。電取委では、経済産業大臣及び各地方経済産業局長等の意見聴取を受けて事後評価を行っており、事後評価の結果、託送供給等契約料金の変更命令の対象となる基準を超過したガス導管事業者が2020年度託送収支で12者、2021年度託送収支で7者、2022年度託送収支で9者認められた（いずれも変更命令を前に値下げ、あるいは合理的な説明を行い、命令発出には至っていない）。また、実施した値下げ内容が妥当とは言いきれないことが確認されたため、翌年度中に合理的な値下げをすることを要請したガス導管事業者が、2020年度に4者、2021年度に2者認められた。事後評価を踏まえて、2020年度以降では、2回の省令改正の建議を行った。

加えて、電取委では、ガス導管事業者に対して、毎年度、ガス事業法に基づき、適正に業務及び経理を行っているかを監査で確認している。監査の結果、問題となる行為が認められた場合には、速やかに改善するよう所要の指導を行っており2016年度以降では1,030件の指導を行った。

また、一般ガス導管の供給区域の変更許可に際して、経済産業大臣が電取委に対して意見聴取を行うこととされており、電取委では、ガス事業法上の許認可基準について、審査基準に基づき審査を行った上で、経済産業大臣に意見回答を行っている。毎年度90件程度申請があり、それぞれ審査の上で、意見回答の内容はウェブページで公表した。

5. 海外規制機関の調査結果

- 海外の規制機関の調査結果については、【参考資料】「海外の電力・ガス規制機関の調査及び日本との比較検証」を参照のこと。

6. 検証結果及び今後留意すべき事項について

1) 本検証における各有識者及び実務者からの指摘内容について

- ① <電力>小売全面自由化を踏まえた監視・審査と制度改革
- ② <電力>卸電力市場等の公平性の確保及び取引の活性化

【1-1】検証参加者一覧（ヒアリング）

検証ヒアリング 対象者	石井 照之	日本商工会議所 産業政策第二部 課長
	加藤 英彰	電源開発 常務執行役員
	二村 睦子	日本生活協同組合連合会 常務理事

【1-2】指摘内容（ヒアリング）

● 電取委の取組への評価

① 電力小売の全面自由化【1】（小売監視全般・建議等）

- 監視について、新電力の撤退増加等の状況を踏まえて事業計画を登録審査項目に加えるなど、総じて委員会の監視業務に関しては透明性・客観性・適時性が担保されていると評価。（日商 石井氏）
- 事業者への指導については、適切に審議がなされた上で対応がなされていると評価。一方で、電力自由化が進んでいるとはいえ、電力分野は専門性が高く、需要家にとってハードルが高い領域であることも事実であり、需要家の誤解を招くような事業者の発信に関しては引き続き、監視を通じた

指導を徹底していただきたい。(日商 石井氏)

① 電力小売の全面自由化【2】(カルテル・料金審査)

- 料金審査について、自分もオブザーバーとして参加していたが、フォローアップも含め精緻かつ丁寧に審査していたと認識しており、事務局のリソースを十分に活用して対応していたものと評価。(日商 石井氏)
- カルテル事案への対応について、公取委とも連携して適切に対応しているものと評価。一方で、「集中改善期間」におけるフォローアップのみで電取委の対応を終えてしまった場合、本件が風化され、同様の案件が繰り返されることを懸念。集中改善期間終了後も、組織リソースの観点も踏まえつつ、効率的な形でフォローアップを進めることが、各社の意識醸成に繋がるのではないかと。(日商 石井氏)
- カルテル事案への対応を進める中で、公取委の独禁法に基づく対応を受け、電取委で適切な対応が取られたことは、公取委と電取委の関係が適切に構築されているものとして高く評価。(日本生協連 二村氏)

② 卸取引(内外無差別・市場監視)

- 適切に監視・指導が行われていると思う。スポットの誤入札など、今後、市場運用システムやガイドライン、事業者側のプロセス管理など更なる改善が必要と思うが、電取委における適切な監視があったからこそ、多くの事案が判明し、当該事案の公表に繋がったものと思う。電力は必要不可欠な商品であり、その市場における信頼確保を目標として、電取委の監視政策を進めているものと認識しており、この点評価したい。(日商 石井氏)
- 合理的とはいええない過度な規制は監視コストの観点からもマイナス要素となるもの。なお、BL 市場の燃料費にかかる議論、需給調整市場の価格規律などについては、事業者側の実態等も踏まえた上での議論が適切になされているものと評価。(電源開発加藤氏)
- 指導等に関して、プレスリリースや HP への情報掲載は迅速に行われており、その掲載頻度も高いことから、細やかな情報開示を意識的に行っているものと評価。(電源開発 加藤氏)

③ その他

- 事業者の意見も聞き取りつつ、公平かつ中立的な監視を行っているものと評価。(電源開発 加藤氏)
- 電取委などが介在することで、電気料金だけではなく需給や電力市場の仕組み・情報などに電力会社外からもアクセスできるようになったことは、社会的に意味がある。消費者に対する情報の非対称性の解消にもつながりうるものとして評価。(日本生協連 二村氏)

● 電取委が今後取り組んでいくべき課題・論点

① 電力小売の全面自由化【1】(小売監視全般・建議等)

- 監視を行うに当たり、需要家向け相談窓口などの設置・運用は大変重要であるが、併せて、電取委の存在・取組内容が需要家にきちんと認知されることも必要と考える。需要家に対し、電力市場の安定は電取委が様々な取組の下で支えているということを、我々のような事業団体を使って周知していくことも含め、関係団体等と連携した広報ツールの拡充は検討すべきではないかと。(日商 石井氏)
- 電取委でも HP 等での情報発信等を行っているが、需要家の理解促進という点を踏まえた工夫がも

う少しあってもよいのではないか。ルール改定や制度創設、その効果など、図表等をふまえて紹介するなど、需要家視点に立った対応により、さらに効果的な周知ができるのではないか。(日商 石井氏)

- グランデータの事案など、消費者への影響も大きい不適切な料金体系の事業者も出てきてしまう状況について懸念。小売全面自由化の目的とは相反する部分もあると思うが、経過措置料金など、消費者保護の観点から一定の規律やルールを安全弁として措置する視点も電取委で持って臨んでほしい。(日本生協連 二村氏)
- 電取委は電力自由化に伴ってできた組織であることから、脱炭素といった新しい要素も踏まえ、電力自由化の出口は何か、そのために電取委が果たすべき役割とは何か、といった定期的な振り返りは、組織運営を行う上で必要。(日本生協連 二村氏)

① 電力小売の全面自由化【2】(カルテル・料金審査)

- 料金審査の議論内容には異論はないが、ここまで精緻な議論が行われたという点に関しては、料金の決定プロセス等含め家庭等を含めた需要家にも広く周知し、電気料金値上げに関する理解を醸成していくことが重要ではないか。(日商 石井氏)
- 電取委では、公取委との人事交流などもあると承知している。一方で、料金審査でのやり取りも含め、消費者庁ともう少し連携できる点もあるのではないか。消費者庁側からは、こういった形の周知が消費者に対して効率的かという視点でのノウハウや、電取委側からは、電気料金という専門性の高い分野をよりわかりやすく説明する際のノウハウなど、双方がそれぞれインプットする動きが望ましい。(日本生協連 二村氏)

② 卸取引(内外無差別・市場監視)

- 監視や料金審査などにあつての、データ集約・活用・分析、省人化等に関しては、他国の先進的な例も参考にしつつ検討して行くことが必要ではないか。(日商 石井氏)
- 新たな市場が立ち上がる際には、監視の在り方も同時に構築されると思うが、スクラップ&ビルドの視点も持ちつつ、コスト等の観点から適切な規模感・サイズで検討されていくことが重要。(日商 石井氏)
- 人材に関しては、互いのノウハウ共有なども視野に海外の規制機関等からの人材の受け入れも検討に値するのではないか。(日商石井氏)
- 資源のない日本という国において、カーボンニュートラルを達成していくために、どのような規制が望ましいのか、その達成のためにどのような監視が望ましいのかについて議論を進めるべきであり、そのために引き続き事業者との議論も重要。(電源開発 加藤氏)
- 監視に伴う行政コストの裏側では、事業者の監視対応コストも発生している。この点について、年に複数回の監視を行う市場など、監視実績が蓄積されているものについては、これまでの監視結果等をふまえて、特に重点的に見るべき項目の絞り込みを意識的に行い、監視の濃淡をつけることで行政・事業者ともに効率化が図れるのではないか。(電源開発 加藤氏)
- 同時市場について、3パートオファーに基づく市場応用の監視、セルフスケジュールの内容の監視をどう実施するかが今後の論点。(電源開発 加藤氏)

④ その他

- 需要家への安定的で経済的な電力提供が電取委の任務と認識。これから GX が進んでいく中で、電力はそうした取り組みを支える重要なインフラであり、日本の国際的な産業競争力の観点からも電力の供給は重要な視点であると思う。日本の国際競争力への貢献という視点もふまえつつ、今後の

電取委の各施策はもとより、中期方針や組織方針についても検討していただきたい。（日商 石井氏）

- 調整力の確保などの重要性が高まっていく中で、電取委の専門性を高めていくことは重要と認識。専門人材の確保という観点からは、電力会社の OB など専門知識を持った経験者を集める仕組み等を検討してもよいのではないかと。（電源開発 加藤氏）
- エリアを跨いだ取引の活性化も視野に、旧一電と新電力の競争促進のみならず、旧一電同士の競争促進を図っていくことも重要な論点ではないかと。（電源開発 加藤氏）
- エネ庁・電取委の機能・役割の分担については、監視の中で制度を改善していく必要が出てくることもあると思っている。制度の大枠はエネ庁で作しつつ、監視と詳細設計を電取委で担うといった役割分担など、関係者の意見も踏まえつつより良いものにしてもらいたい。（電源開発 加藤氏）
- 電力市場の創設時や、関連する制度設計時に設定した監視手法であっても、その後の企業の技術革新や環境変化などをどれだけ把握しているのか。そういった変化も踏まえた上で、効率的かつ効果的な監視の在り方を考える必要があるのではないかと。（日本生協連 二村氏）
- 電取委において、監視だけでなく制度設計も行っていくのは非常に重要な点。監視コストの抑制という観点でも、制度設計時点にて、コスト抑制的な視点を踏まえて議論がなされることが必要。設計後も、制度検証を定期的に行いながら、どの程度監視コストを抑制できているのか、という点を確認していくことも今後の電取委の姿勢として求められるのではないかと。（日本生協連 二村氏）

【2－1】検証参加者一覧（プレゼンテーション）

検証プレゼンター	國松 亮一	一般社団法人日本卸電力取引所 企画業務部長
	小鶴 慎吾	株式会社エネット 取締役 需給本部長
	佐々木 秀明	電気事業連合会 理事・事務局長
	松田 世里奈	阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー弁護士

【2－2】指摘内容（プレゼンテーション）

JEPX 國松氏の御指摘内容

● 電取委の担うべき役割について

- カルテルでは、ガイドラインあるいは電事法違反として電取委が主導的な対応を行った上で、最終的に公取委における独禁法という強力な措置という形が望ましい。公取委と電取委において、事前に情報共有がなされ、どちらが先に対応するかを議論されるべきと考える。

● 監視方法の在り方について

- 「官」で小売電気事業者の理想像を描くことは困難であり「民」において自ら構築すべき。電取委では、公正公平な取引に必要な最低限のルールだけを示した上で、監視業務ではなく、事業者の進化を促す指導に重点を置くべき。
- 高圧以上の需要家への小売供給と低圧の需要家に対する小売供給で求められる監視は異なるのではないかと。異なるのであれば、現在は共通である小売ライセンスそのものを区別して監視を行うべきではないかと。

● 専門性の確保について（事業者側）

- 市場取引における対応については、複雑であり、小売電気事業者側も専門知識が必要とされており、

新電力間で転職により人材に流動性があるところ、事業者には最低限の規律を守っていただくためにも有資格者制度を導入することも一案と考える。

● 専門性の確保について（電取委側）

- 癒着の問題など難しい論点はあるものの、監視業務については、専門性が必須であり、プロパー人材による組織化が必要。また、JEPX や需給調整市場に携わる広域機関との人事交流なども一案と考える。

● 内外無差別における規制の在り方について

- 内外無差別については、十分監視出来ており、卸電力市場においては、長期 1 年、2 年、それ以上も含めて、自社小売と他者で差別化は無く、全ての商品において実現できていると評価している。
- 内外無差別撤廃に向け、余剰電力や常時 BU、ベースロードの強制に関する非対称規制の廃止について検討を進めるべき。
- 市場メカニズムが発揮できるように、市場をシンプルにすべきであり、電取委には市場の監視ではなく、電力市場全体の番人として監視を行ってほしい。具体的には、個別の市場は JEPX のような公的機関で監視を行い、電取委では市場間の監視を担うという役割分担が良いのではないかと。

● 料金制度・審査の在り方について

- 従来の総括原価方式と変わらない現在の小売規制料金について、卸取引の流動性が上がっている現状を踏まえると、原価積み上げ以外の小売規制料金の仕組みを導入しても良いのではないかと。
- 小売電気事業者が提示する小売料金メニューについては、申請制とした上で、一覧化して開示する仕組みとしてはいかがかと。

● その他

- 大手電力事業者は、市場支配力を基準として監視の対象事業者として定義されているが、分社化に伴う発電事業の切り分け等により、現状市場支配力を有していないと考えられる事業者も監視の対象とされている。監視対象事業の基準についても見直しを行うべき。
- 脱炭素の取り組みについては、補助にした方が良いのか、市場原理に任せるべきなのか、電取委は見極めが必要である。

807

808

株式会社エネット小鶴氏の御指摘内容

● 電力に係る現状認識について

- 小売分野については自由化から 20 年以上が経過する中、制度的措置とともに競争が徐々に進展していると認識。
- ネットワーク分野については、系統全体で安定供給を支えるために予備力・調整力を確保する仕組みが必要。
- 内外無差別は徐々に進展してきているが、一部のエリアでは指定された卸売電源の価格で大規模工場等の中・高負荷率需要家へ供給することは困難であり、小売標準メニューの料金設定が安価となっている可能性もあると思料。実際最近の特高・高压において旧一電にシェアが戻りつつある状況。

● 期待する制度設計について

- 容量拠出金については、変動要素が多く、翌年度の拠出金の算定や適切な料金設定・コスト回収の面で新電力には極めて困難な状況。また、小売電気事業者に対する容量拠出金の負担については、

取引先の発電事業者が容量市場に応札していないケースも多く、小売電気事業者においては電源調達コストが増加する状況となっており懸念。

- 再エネの更なる活用に向けては託送ルールの見直しが必要と考える。
- 発電側課金等の制度の導入にあたって、一般送配電事業者と小売電気事業者間でのやりとりの中で小売電気事業者側に実務負担が多く発生しているケースが多くある。
- 内外無差別な取り組みについては、一定程度進展しつつあるが、通告変更オプションのない商品や、最低価格のみを設定したオークションの実施による価格高止まりなど、依然として課題が山積。卸標準メニューの多様化が必要。

● 電取委の担うべき役割について

- 既存電源の活用策について、情報掲示板でのマッチングという取組があったが、マッチングに至らない理由の詳細な分析等が必要なのではないか。
- 今後の小売電気事業者の展望について、需要家参加型のサービスを提供していくサービス競争になっていくと考えている。
- 導入してきた制度について、現場レベルで見ると大小さまざまな問題が発生している。電取委の役割としては、これらの問題が発生する前に、事業者の意見も聞いてフィードバックを得ながら検証・評価し、ファインチューニングしていくこと、また、事業者間の多様なサービス競争が行われていく中で、環境整備をしていくとともに、問題点を事前に洗い出し先手を打った対応策が必要ではないか。

● 震災など有事における新電力の協力という観点について

- 新電力といっても規模が様々であるので、DRを発動するなど各社の需給状況に応じた取組を、それぞれが実現可能な範囲で協力することができるのではないかと考えている。

● 新電力間における情報共有や自主規制などの取組状況について

- 新電力が二十数社入っている新電力連絡会という任意の組織体があり、そこで適宜情報共有は行っているが、自主規制を作ったりするところまでは至っていない。700社を超える新電力全てをカバーすることは難しいと考える。

809

810

電事連事務局長佐々木氏の御指摘内容

● 料金審査について

- 料金審査に関して、経過措置料金については、市況に対して低い水準となっている場合、小売部門の競争環境にゆがみが生じること、また、料金の改定に長期間を要することから、「水準・期間」の両面から見直しを行う必要があると考える。水準の面では、原価構造の変化等をふまえた経過措置料金算定に係る各種ルールの見直し、期間については、競争環境への影響期間の短期化のために、現在の標準処理期間のあり方も含めて、審査期間の短縮を検討するべきではないか。

● 卸市場の監視について

- 卸電力市場等の公平性確保に関して、内外無差別な卸売等へのコミットメントを行い対応を進めているところ。一方で、電取委としては、市場環境の変化にあわせた監視ルール・手法の見直しや監視リソースの充実とともに、例えば、すべての事業者が要件を満たしている項目は評価の対象から除くなど、事業者の声もふまえて監視に濃淡をつけていくこともコスト低減の観点から必要なのではないか。

● 電取委の担うべき役割について

- 電取委のルール策定にあたっては、政策立案を行うエネ庁とも十分なコミュニケーションを図ることで、制度趣旨と整合的な、事業者だけではなく需要家にとってもより良い電力政策となることを期待している。

● その他

- 不正閲覧事案やカルテル事案など、不適切事案が発生したことを受け、コンプライアンス推進本部を立ち上げ、電事連内会議体の抜本的見直しを行うとともに、会内の法令等遵守意識向上を図るため、規程類の整備や新たな研修を実施。
- 公正な競争に疑念を抱かせるようなことがあってはならないと考えており、法令等遵守のさらなる徹底に向け、取り組みを着実に実行してまいりたい。

阿部・井窪・片山法律事務所松田氏の御指摘内容

●電取委の担うべき役割について

- 各種環境や制度の変化、安定供給と競争のバランス、エネルギー政策との整合性等、横断的かつ多極的な観点から、どのような小売市場 卸市場を志向するかを改めて確認・検討する必要がある。あるべき市場を明確化することで、「電力の適正な取引」の範囲を明らかにすることが出来、市場監視に生かせるのではないかな。
- 独禁法等他法令の規律との観点から、電取委電事法において監視し、取り締まるべき事象は何かを再考すべきではないか。二重行政の回避・行政リソースの効率的な活用の観点から、公取委等関係省庁と緊密な連携を図ることが望ましい。他省庁がカバーする部分は、電取委の監視は少し軽くする等、効率化できる部分があるのではないかな。

●制度設計や監視の在り方について

- 卸売市場における寡占的な状態を前提に、小売市場の競争活性化に比重を置き過ぎると、電気事業全体の効率化という観点からは懸念。市場参入障壁を取り除く側面と、寡占的な事業者と競争できるプレーヤーを市場の中で育成していく側面を、併せて議論していくことが重要。
- 電力の適正な取引の観点から、適切な指標に着目し監視に軽重をつけるとともに、各事業者や関係者が、より自律的に適正な取引行動をとるように仕向けていくことが必要。

●専門性・効率性の確保について（電取委側）

- 難易度の高い監視等の実務を処理するためには、適切な専門人材の確保や監視ノウハウの継承、デジタル人材の確保、更に、AI 等の先端的技术を用いたデジタルツールについての取り入れも検討すべき。

●他省庁・他機関との連携について

- 他省庁連携において、情報の秘匿性から他省庁で情報を共有できない場合も発生し得るが、その場合であっても、法令の見直しではなく、運用レベル（協定等）の見直しで対応できるのではないかな。

●電取委の権能について

- 電取委と公取委を比較すると、電取委の実効性については、迅速・機動的に指導ができる点が素晴らしく、価値ある点。公取委は制裁が重い分、重厚な審査プロセスを経るため、相当の時間を要するが、その分、一度制裁を受けたら当該分野に相当の影響を与える。こうした点を踏まえると、現状において、電取委と公取委で良い棲み分けができていないのではないかな。

- ⑤ <電力>送配電関連分野の監視・審査と制度改革
 <ガス>小売全面自由化を踏まえた監視・審査と制度改革（熱供給を含む）
 ガス卸等の公平性の確保及び取引の活性化
 導管関連分野の監視・審査と制度改革

【1－1】検証参加者一覧

検証ヒアリング 対象者	大山 力	電力広域的運営推進機関 理事長
	河野 一生	全国電力関連産業労働組合総連合 会長代理
	平瀬 祐子	東洋大学理工学部 准教授

【1－2】指摘内容

● 電取委の取組への評価

① 送配電関連分野の監視・審査と制度改革

- レベニューキャップ制度の導入は、高経年化設備更新も含む大規模投資に耐えうる環境整備を念頭におかれており、投資量は、高経年化設備更新ガイドラインに基づくリスク量を踏まえ確認される形となっており、現場においても評価されていると認識している。（電力総連 河野氏）
- DXによる人材活用の効率化を図る一方で、災害時には、デジタル・AI等を活用しながらも、現地に入り様々な作業の対応が求められるところ。災害時に、現行のレベニューキャップ制度では効果と効率が結び付かない点がある。（電力総連 河野氏）
- 最終保障供給制度については、市場連動項が導入されたことにより制度趣旨に則った見直しがされ運用されていると認識。一方で、小売全面自由化の経過措置として規制料金が維持されていること、一般送配電事業者での最終保障供給制度にかかる対応が急増したことについては、意見もある。（電力総連 河野氏）
- DXとはデータを入手し、その中から有効な情報を選別して応用し、業務の効率化に繋げる概念であると認識しているが、レベニューキャップ制度における次世代投資の審査においては、データの入手部分に関する事業者説明が多かった一方で、集めたデータから如何に情報を引き出してどのように応用するかという取り組み紹介は殆ど無かったように見うけられる。実務者だけでなく、経営層も含めてDXの認識を深めて頂くことで、電取委と事業者の認識の方向性が一致し、審査が適切になると考える。（東洋大学 平瀬氏）

② その他（ガス part も含め）

- 広域機関と電取委は、これまで明確な役割分担の下、緊密に連携し、制度設計や制度運用の両面で共に改善に努めてきた。より良い電力システムのため、引き続き、両機関が適切に連携していくことが極めて重要。（広域機関 大山氏）
- たとえば次世代投資のような発展途上の技術に関し、電取委におけるコスト面での議論は、資源エネルギー庁による制度設計や仕様検討の後段ではなく、並行してしっかり行うことが重要ではないか。そうした姿勢が結果的に、監視や審査コストなどの面でメリットが大きくなる可能性もある。（東洋大学 平瀬氏）
- 課題の把握から既設制度の修正に至るまで、電取委が取り組むPDCAサイクルは、最適な制度設定を目指す点で高く評価される。このトライ＆エラー的な取り組みは、新規制度設計段階においては避け難い一方で、サイクルの頻度が多いため、収束までに長期間を要する側面も懸念される。制度

設計にスピードが求められる状況では PDCA の順序に固執せず、Plan や Check を行う電取委と Do や Action を行う事業者間で十分な情報共有を行い、サイクル数を減少させ収束を早める工夫が求められる。これによって監視委のコスト削減や業務の効率化が期待できる。(東洋大学 平瀬氏)

822

823

● 電取委が今後取り組んでいくべき課題・論点

① 送配電関連分野の監視・審査と制度改革

- 現場では、資材高騰、工事量増加、人件費増の状況の中で、収入上限値をかなり意識している。こうした状況を踏まえると、レベニューキャップ制度に関して、賃上げや資材価格などのエスカレーション等の反映など第1規制期間における期中調整での対応、若しくは第2規制期間に向けての制度検討などを進めるべきではないか。(電力総連 河野氏)
- 人材の確保が厳しい中、安定供給に向けて技術の継承等が不安視されており、こうした問題に対する取組(人材育成や確保に係る効率的な取組など)や、停電影響の定量化などを通じた、インセンティブ対象の拡大など、事業者の取組を、より評価できる仕組みを加えることで、更なる安定供給に資する取り組みに繋がるのではないかと(電力総連 河野氏)
- 2024年の発電側課金について、FIT・FIPを扱う事業者に対しても、既設と新規で取り扱いが異なることから、発電側課金の周知の度合いを確認していくべきではないか。(電力総連 河野氏)
- 広域機関と電取委は、使命が異なる中、役割分担しつつ連携している。系統整備のコスト監視体制等については、その権限に差があることを踏まえた整理が望ましいのではないかと。(広域機関 大山氏)
- 広域系統整備計画の推進と、将来コスト等の不透明要因への適切な事後チェックの在り方(コスト等検証小委員会との役割分担)について、整理いただきたい。(広域機関 大山氏)

② その他(ガス part も含め)

- 人事交流規制の検討については、現場の考え方に合わない、過剰な規制とならないよう、実態を踏まえ検討を進めて欲しい。(電力総連 河野氏)
- インバランス料金制度の誤算定はあってはならないが、制度改革にはシステム改修が伴うことを踏まえれば、システム改修に従事する者の意見も聞いて制度設計・改善を検討してほしい。(電力総連 河野氏)
- 業務の拡大・複雑化への対応として、専門人材確保は喫緊の課題。一定のルール(中立性や情報管理)の下で電力事務経験者の出向や採用も考えられるのではないかと。(広域機関 大山氏)
- 人材育成について、広域機関と相互連携の可能性を含めて、監視委独自の職員のスキルアップ支援の仕組みや研修強化を検討してほしい。(広域機関 大山氏)
- 監視委の予算、体制、権限は十分か。諸外国の規制機関の事例も参考に、中長期を見据え、在り方の検討を深めてほしい。(広域機関 大山氏)
- 広域機関では、情報管理の観点から、機微業務は切り分けて他の職員がアクセスできないよう権限管理した上で、電力会社からの専門人材を受け入れており、電取委においても参考となるのではないかと。(広域機関 大山氏)
- 電取委においても、DXの取組を進めていると認識しているが、事業者から膨大な資料が提出され、人力でデータを取捨選択しているように見受けられる。DXには、政策立案に関係する人材とは別に、DXに精通する専門家による取り組みが必要と考える。(東洋大学 平瀬氏)

- DX の促進という観点から、電取委側で提出データ作成支援ツール（チェックツール）等を開発し事業者配布することが、審査や監視の意図に関する相互理解を深めると共に、両者のデータ処理のコストの削減や業務効率の向上を実現する手段になる。このようなツールを作成するためには、適切な体制の構築と専門人材の確保が必要である。（東洋大学 平瀬氏）

【２－１】検証参加者一覧（プレゼンテーション）

検証プレゼンター	山本 竜太郎	送配電網協議会 理事・事務局長
	早川 光毅	一般社団法人日本ガス協会 専務理事
	村松 久美子	PwCJapan 有限責任監査法人ディレクター 公認会計士

【２－２】指摘内容

送配電網協議会 山本氏の御指摘内容

●需給運用最適化に向けた対応の評価・今後の期待

- 需給調整市場に係る制度設計及び監視、ガイドラインの改定、調整力向けの連系線確保量の検討、新インバランス料金制度導入に係る検討、追加 kW・kWh 公募の調達結果等の妥当性確認など適宜実施いただいた。
- 事前的措置の非対称事業者による高額な応札について、引き続き監視・検証を行い、必要な対策を講じて欲しい。
- 市場環境変化に応じた、迅速な監視・検証や必要な対応をいただける体制の構築（専門性の向上、AI などを活用した効率的な監視手法の導入等）について検討いただきたい。
- 電力需給調整力取引所に市場取引監視委員会を設置し監視機能強化を図る予定。電取委による外部監査と棲み分けをしながら連携したい。市場が活性化することで、自然に自由競争が図られるのが目指すべき姿と認識。

●託送料金制度の設計、料金審査、フォローアップ対応の評価・今後の期待

- エスカレーションの扱いについては、第二規制期間に向けた課題。
- 電取委による詳細設計が行われ、海外の託送制度も参考としたレベニューキャップ制度が導入されたことで、一般送配電事業者の事業計画に基づく必要な投資が可能となる仕組みになったと考える。
- 電取委において、料金審査には相当な時間を要していただいたと認識。次世代投資に係る提出様式の統一、データ授受の DX 等による審査環境の整備、電力設備やシステムに関する専門人材の配置などによる審査方法の効率化余地について検討してはどうか。
- 一般送配電事業者において、統計査定の精緻化に向けたデータ整備に取り組んでおり、その取組結果や、見積値と実績値の乖離要因分析等を踏まえた統計査定方法を検討いただきたい。
- 参考とした海外託送制度は随時更新されており、情報の適時アップデートを可能とする調査機能の強化を検討してはどうか。
- 電力インフラ維持に必要な設備投資や施工力確保に要する費用を賄うに足る収入水準が設定されているかどうか、といった観点から検証いただきたい。
- 企業経営の観点では、委員からコメントのあった「送配電事業＝地域独占による安定したビジネス」という制度設計の前提に対しては、需給調整市場など事業環境の変化に伴う収支リスクの状況等も

今後見極めながら、必要に応じて制度見直し等を都度行っていただきたい。

●最終保障供給制度の見直し対応の評価・今後の期待

- 2022 年春以降、最終保障供給における契約電力の急増を踏まえ、最終保障供給に係る供給力確保の在り方について議論・検討し、制度見直しを行っていただいた。
- 制度見直しにより最終保障供給を受電する需要家は減少したものの、一定程度停留している状況であり、引き続き停留状況の監視・確認をいただきたい。

日本ガス協会 早川氏の御指摘内容

●業務効率化に資する制度改革に関する今後の期待

- 今後の制度設計では、制度措置によって事業者の負荷が増大しないよう、引き続き実態に留意した検討をお願いしたい。
- また、今後も事業者および事務局機能の効率化に資する制度として、例えば資源エネルギー庁電力・ガス事業部の「電ガネットポータル」等のシステムを活用し、小売登録以外の資料（供給計画等）も含めた対応ができるように DX の検討を深めていってはどうか。

●行為規制に関する今後の期待

- 一般ガス導管事業者の中には従業員が十人程度から数十人規模、需要家数も数千～数万件といった小規模の事業者も多い中、一定規模以下の事業者に関しては、需要家当たりの負担が相対的に大きくなる実態も踏まえ、一部の内容については“望ましい行為”としてガイドライン上で整理いただいているところ。
- 一般ガス導管事業者の中立性を確保することを前提に、引き続き、今後の行為規制に係る制度運用等においては、小規模事業者の実情を踏まえた現状の政策を継続いただきたい。

●託送収支事後評価に関する今後の期待

- 託送収支の事後評価については、託送収支が 11 月の事後評価時点で未公表の一部の事業者（公表に議会承認を必要とする公営事業者等）においては、例えば定例的に 2 月の「追加的な分析・評価」が行われる審議会場で取り上げていただく等、引き続き実施事業者の事情を踏まえた柔軟な実施スケジュールの検討をお願いしたい。

●今後のカーボンニュートラルの動きを踏まえた、都市ガス業界に対する対応について

- 現状で足かせになっているような制度はないが、今後環境は大きく変わりうると思料。
- 特に e-methane を中心に大規模な投資が必要となってくる中で、事業性や予見性の確保等、事業者投資のインセンティブを与えるような制度が今後検討される必要があるのではないかと思う。
- e-methane を海外から持ってくるのか、国内で確保するのかなど複線化していく中で、状況に応じた制度的対応が必要になっていくのではないか。

PwCJapan 有限責任監査法人 村松氏の御指摘内容

●リソース・専門人材の拡充

- 社内の自立的な体制作りで言えば、内部統制や IT システムの領域の専門家の活用が重要ではないか。
- 一時的に負荷が高まる業務のために人材を恒常的に確保することは難しい。そのため、外部委託も選択肢の一つとして検討してはどうか。

●事業者改善の効率化

- 事業者の改善計画の不備について、実行前・実行中の可能な限り早いタイミングで事業者へ対するフィードバックを行うことで、早期実現に繋がるのではないかな。
- 全国で実施しているヒアリングについても、最終結論ではない現場レベルでの講評の提供により、事業者の取組における軌道修正を図ることができるのではないかな。
- 不明点があれば事業者から電取委に相談できる相互関係があってもよいのではないかな。
- ルールの理解や審議会での議論を把握するためには、膨大な資料を確認する必要があり困難。簡単に検索できる生成 AI 等を活用したツールが提供されると、調べる労力は削減できるのではないかな。
- 行為規制において、電取委は、事業者の実施事項にお墨付きを与えることはできないが、外部の立場から実効性を評価する役割を有しており、事業者が自律的に内部統制を強化する仕組みが浸透するよう働きかけが必要ではないかな。
- これまで電力業界においては、不祥事等により事業者名が公表されることが恥という文化があった。事業者への対応については、DX と専門人材の目線を活用し、スクリーニングを行った上で、効果を踏まえた対応が必要ではないかな。

●監査・モニタリング

- 電取委の監査については、計画策定をしてどこの事業者にとどの観点で見に行くか整理を行った上で実施していると認識している。当該監査については、前例にならってではなく、リスク評価の上、リスクの高い項目にリソースを手厚く配分するといった監査実施項目に軽重を付けてはどうか。
- 電取委の監査を行う際に、事業者自身が自ら構築している三線モデルや内部監査の評価結果を活用し、どういった点に不足があり、どういった点が有効に機能しているか確認することで、自律的な体制を構築していることを見ているというメッセージを伝えてはどうか。

●システム改革に伴う見直しの必要性

- システム改革が進む中で、事業者が電取委に提出する資料が変化してきている。例えばレベニューキャップ制度では、制度導入後に、期中評価資料や事後評価資料を提出することとなったが、当該資料は、外部会計監査等の対象外であり、信頼性が十分に担保されていない可能性がある。重要性が高いのであれば、外部会計監査等の対象とすることもバランスを見ながら検討してみてもどうか。

第3回検証における本委員からの御意見

●企業経営の観点について（圓尾委員）

- 電取委も資源エネルギー庁も、よく議論から抜け落ちるのは企業経営の観点。
- レベニューキャップ制度の検討においては、一般送配電事業者は、地域独占により必要なコストを回収できるため収益的に問題ないという前提のもと設計を行い、事業報酬率（ β 値）を非常に低く設定することとなった。
- ところが、前提としていた安定したビジネスとならず、分社化以降、一般送配電事業者は大きな赤字を出しており、これに伴い、安定したビジネスを前提としていたレベニューキャップ制度にも齟齬が出てきた。
- この齟齬を修正するため、これまで電取委の議論において、(1) 事業報酬率を上げる、(2) 制度不備の修正による安定したビジネスの実現、という2つ方向性が取り得たが、(2) の方向性をもって

きた経緯がある。具体的には、一般送配電事業者のビジネスに影響を与えてきた三次調整力②や最終保障供給制度等における様々な制度上の不備について、制度見直しを行ってきた。

- 今回の検証におけるとりまとめでは、こうした企業経営の観点から制度制定や改定のきっかけとなったという観点を入れていただきたい。

⑥ 検証結果を踏まえた中期方針（案）及び機能強化方針（案）について

【１－１】検証参加者一覧（ヒアリング）

検証ヒアリング対象者	川合 弘造	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー 弁護士
	田中 誠	政策研究大学院大学 教授
	八田 達夫	公益財団法人アジア成長研究所 理事長 大阪大学 名誉教授
	松村 敏弘	東京大学 社会科学研究所 教授
	丸山 絵美子	慶應義塾大学 法学部教授
	山内 弘隆	武蔵野大学経営学部 特任教授
	山地 憲治	地球環境産業技術研究機構 理事長

【１－１】指摘内容

● 電取委の取組への評価

① 中期方針、監視機能の強化方針等

- 経済産業省の中でも、電力市場の監視や料金審査等に係る専門性の高さという点で、電取委は特異なポジションを確立できており、一定の専門性をもって業務に当たっていると評価。（西村あさひ法律事務所 川合氏）
- 料金審査等、実務を担っている電取委には、電力全般に関し、専門的な知識が蓄積されていると評価。この点は今後も強化していく必要があるのではないか。（公益財団法人アジア成長研究所 八田氏）
- 大手電力の不適切事案に対しては、公取委と電取委で適切な役割分担をしながら対応されたと評価。（公益財団法人アジア成長研究所 八田氏）
- 海外の規制機関との連携強化は重要であり、電取委の ICER への加盟に向けた取組を評価。（公益財団法人アジア成長研究所 八田氏）
- 電取委と公取委、電取委と資エネ庁は、うまく役割分担を行っていると評価。電力のみでなく、エネルギー政策全体、更には国家経済安全保障等も含めた大きな政策の中で、電力市場をどう見るかという観点も重要であり、８条委員会であることで、それが上手く実施できているのではないか。（武蔵野大学 山内氏）
- 電取委で、小売料金審査・託送料金審査を行っており、査定の過程で蓄積された専門性は高いと評価しており、そのノウハウは今後も大切にしていけるべき重要な事項。（武蔵野大学 山内氏）
- カルテル事案への対応に関して、電取委と公取委の間でそれぞれ電事法と独禁法で分担があるとはいえ、電取委の対応が後手に回った感はないと思っている。両者の役割は違うと思うが、電取委として対応の速度感等に問題がなかったとは言えないのではないか。（地球環境産業技術研究機構 山地氏）
- 電力の小売前面自由化が当初の目的を達成できているのか分からない。消費者の乗り換えの停滞や

費用対効果など消費者に対しても現状を説明する必要があるのではないか。もっとも、電取委が料金審査の中で経営の効率化を含め審査を行っていることなど果たしている役割については詳細が知られてよいし、評価されてよい。(慶應義塾大学 丸山氏)

- 電取委は、小回りが利いて迅速性のある対応ができていると評価。一方で、電力分野でカルテルと言った大きな事案が発生したことはショッキングであった。電力事業者十分に抑止力が働いていなかったのではないかと。(政策研究大学院大学 田中氏)
- 海外の規制機関と比較した上で、電取委は人員や予算が少なく、デジタルツールの活用に差がある現状について理解できた。その上で、営業活動の停止措置などが需要家保護の観点で有効ではないかと考えている点も納得できる。(東京大学 松村氏)

840

841

● 電取委が今後取り組んでいくべき課題・論点

① 中期方針、監視機能の強化方針等

- 卸電力価格で言えば、資源国ではない欧州などと比較して日本がどうなのかの比較や、電力が比較的停電等もなく安定的に供給されている点などの定量的指標なども示しつつ、電取委の各種業務の必要性や成果、ひいては電取委の存在意義をしっかりと示すことは重要。こうした業務成果を高めていくという説明ができないと、必要な予算要求なども厳しいと思料。(西村あさひ法律事務所 川合氏)
- 需要側の立地誘導による将来的な系統整備費用の効率化や、レジリエンスの強化など、国民生活に直結するきめ細かい政策立案は、電取委でも引き続きしっかり検討し、その成果も外部にしっかり説明していくことも重要。(西村あさひ法律事務所 川合氏)
- 機能強化方針において、エコノミスト、アナリストの確保についても考慮することが重要。そもそも、アメリカなどの諸外国ではエコノミストの需要が多いが、日本ではエコノミストが活躍しやすい環境と感じている。電取委として、専門性の多様化という観点からも、エコノミストやアナリストに見合う対価やその後のキャリアモデルなどを明示できるかがポイントとなるのではないかと。(西村あさひ法律事務所 川合氏)
- 電力取引において、電力自由化が先行した米国などでは、送電網枠の奪い合いなど事業者間の紛争案件が多い印象だが、同じく電力自由化を進めてきた日本では、新規事業者は増えたにも関わらず、紛争案件が少ない(あっせん、仲裁もほぼない)。電気通信業界と比べてもその差は明確であり、電力自由化の進捗状況を図る一つの指標として、事業者紛争(旧一電 vs 新電力、新電力 vs 新電力など)が少ない理由についても検証するに値するのではないかと。(西村あさひ法律事務所 川合氏)
- 日本の政策経費が諸外国と比較して小規模であり、この予算規模では対応に限界がある。DX推進、AI化、ITシステム導入等にも関連するが、電取委として、今度どのような監視体制を構築していくかを組織として明確にすることで、導入すべきツール、そのための必要な予算の在り方について議論ができるのではないかと。(西村あさひ法律事務所 川合氏)
- デジタルツールの導入や、必要な専門人材を確保するためには、電取委も、例えば他国のようにライセンスフィーを導入し、会計上独立した形で、予算確保することも検討すべきではないかと。(公益財団法人アジア成長研究所 八田氏)
- 海外の市場運営者は、「取引の信頼性の確保＝取引所の生命線」と認識し、監視体制を徹底して構築している。他方で、日本の場合は、構造的に、市場運営者に監視をするインセンティブが十分に働かない状況。取引所の監視体制強化に向けては電取委も市場運営者への指導を強化していくべきで

はないか。また、電取委との人事交流を行う等の方法も考えられるのではないか。（公益財団法人アジア成長研究所 八田氏）

- 先物取引については、電力は単なる現物商品ではないため、電取委でも監視していくべきではないか。（武蔵野大学 山内氏）
- 広報については、電取委は現在十分に対応できていないため、今後もっと力を入れて行っていくべきではないか。（武蔵野大学 山内氏）
- 電取委として、データをどこまで集めて、監視にどう活用するかを議論し、そのために必要なツールを導入するのは重要な課題。監視コスト・監視される側のコストを考慮することが重要。（武蔵野大学 山内氏）
- 今後、レベニューキャップ制度で導入されたインセンティブが上手く機能していることを可視化していくことが重要であり、しっかりとフォローしていくべき。（武蔵野大学 山内氏）
- DX・AI 活用に関して、ここは非常に重要な点と思う。監視する側だけではなく監視される側のコストも効率化するにはこうしたデジタルツールの活用が必須なので、本腰を入れて取り組むべき。一方で、事業者が市場制度に振り回されて逆にコスト過多になることは望ましくないので、DX による最終的な目標を明確にしつつ、必要なデータや DX ツールを明確にしながら進めていくことが必要と考える。（地球環境産業技術研究機構 山地氏）
- 現状送配電事業は赤字になっており、公益部門であり規制下にある中だが、健全な経営をできるようにすることが、必要と思う。レベニューキャップ制度の中でも議論があるかと思うが、エスカレーションや人件費の考え方など、まずはきちんと収支が取れるような制度にしていけることが重要ではないか。（地球環境産業技術研究機構 山地氏）
- 卸市場など様々な市場があるが、それぞれの市場については運営主体がしっかり監視し、電取委は広域機関や JEPX といったそうした主体とコミュニケーションを取りながら適切に役割分担していくことが重要と思う。その上で、電取委の役割の一つはそうした複数の市場間の関係の整理をすることにあるのではないかと考えている。（地球環境産業技術研究機構 山地氏）
- BtoC における電力契約手続等に係る DX 推進も念頭に置くと、DX に対応できない層に配慮するとともに、必要事項等の説明においては、明確性の観点の他に重要な情報についてはタイミングよくシンプルにアプローチする「顕著性」を意識する必要がある。（慶應義塾大学 丸山氏）
- 欧州ではエネルギー貧困（生活に必要なエネルギーを十分に享受できない）層への措置として様々なアプローチがとられており、今後規制料金のあり方について検討する局面があれば、参考になる議論がされているのではないか。（慶應義塾大学 丸山氏）
- 広報においては、AI 等による需要の増大への対応、GX、安全等に関し、日本の電力政策の重点がどこに置かれ具体的に何が行われているか示すとともに、全体像の中で電取委の果たす役割や位置づけについて再定義しながら、明確に発信してはどうか。（慶應義塾大学 丸山氏）
- 大学において学生と接する立場での印象論ではあるが、人材確保にあたっては、従来の終身雇用为前提ではなく、キャリア形成という観点が重要となってくる。電取委での業務に従事することで将来的にどのような分野で活躍できるか示してはどうか。（慶應義塾大学 丸山氏）
- 電取委が、罰則適用や反則調査の権能を持つべきか否かは重要な論点。個人的には、従来からの小回りの利いた監視に加え、最後必要となった場合には、伝家の宝刀として、そうした権能を使えるようにすることで、事業者に対して抑止力を利かせることができると考える。また、権能を強化する場合は、そのための人員強化も必要。（政策研究大学院大学 田中氏）

- DX・AI化を進める必要はあるが、その実現のためには、データサイエンティストの確保が特に重要であり、その確保が課題。ビジネスではなく、規制の中でデータサイエンスを使う経験は、今後のキャリアを考えても貴重な経験になり得、この点は人材確保の上で、アピールポイントにはなるのではないかと。（政策研究大学院大学 田中氏）
- 電取委はこれまで適切な競争確保により需要家保護をすることがミッションであったが、太陽光発電事業者等、需要家でありながら供給者でもある Prosumer のようなプレーヤーに、電取委として、どのように向き合うかは今後の課題となるのではないかと。（政策研究大学院大学 田中氏）
- 広域機関や JEPX との人事交流に関して、専門性を高めるという意味では良いと思う。こちらに人を送ってもらうだけではなく、これまではなかったと思うが、JEPX に人を送るということということもありえるのではないかと。（東京大学 松村氏）

【2-1】検証参加者一覧（プレゼンテーション）

検証プレゼンター	安念 潤司	中央大学大学院 法務研究科 教授
	大橋 弘	東京大学大学院 経済学研究科 教授
	河野 康子	一般財団法人 日本消費者協会 理事

【2-2】指摘内容

中央大学 安念氏の御指摘内容

●電取委の位置づけについて

- 電取委の機能は、権限から帰納的に理解するしかなく、電取委は Regulator であるが、法規的に正規の法令を定められないこと自体はさほど重要でない。実務的にガイドラインの制定等により実質的にルールを制定は可能であるため、現行の機能で十分ではないかと。
- 経済産業省の屋根の下に、電取委が存在していることで、産業政策は経済産業省で規制は電取委と視覚化がし易いという考え方もあるのではないかと。完全に独立すると、産業界からの陳情などへの対応が規制当局へ直接寄せられることで、産業政策の意図が含まれた政策となる可能性が生じるのではないかと。

●電取委の予算について

- 他事例と比較しても、被規制者から「会費」を徴収することは検討に値する。

●規制機能の重複について

- アメリカの国法銀行：OCC、FRB、FDIC
銀行：金融庁、日銀、預金保険機構
証券会社：金融庁、日証協、証券取引所
原子力発電所：原子力規制庁、経済産業省、JANSI
これらの規制機能は相互に完全に役割分担ができていくわけではなく、多かれ少なかれ機能の重複が見られる。これによって、規制の見落としを防いでいる。
- 電気事業においても、電力関係各市場の自主規制と委員会の規制とが重疊的に存在していることは、何ら不自然ではない。

●電取委の権限強化について

- 電取委は主務大臣を通さずに、資料の提出等を求めるなどの強い権限を有している。
- 証券取引監視等委員会と比較しても、電取委と同様に審議会（8条委員会）であり、証券取引等監

視委員会には、国会承認という神々しい規定が存在するが、罷免の制限については、罷免の可能性は著しく低いことを考えると3条委員会でも無くても、十分独立性が高いと言える。

- 犯則調査権などの権限を付与することは可能と考えるが、あまりお勧めはできない。やる際は公正取引委員会など実績のある組織から聞くなどしっかり準備する必要がある。

●電取委の人事制度について

- Regulator には、訓練・習熟の時間の観点から、長期雇用が非常に重要であると考え。行政機関は個社とは違い、自社だけでなく、各社の状況を長く見ているため知見が溜まっていく構造にある。
- 行政機関で所得では他社に勝てないため、公的機関で働くことを目的としている専門人材を探す。専門人材の募集において注意が必要な点としては、有資格者だから優秀という訳ではなく、あくまでも人物次第であるため、その見極めは重要である。
- 従来のメンバーシップ型組織として成功している企業も存在しており、一概に「ジョブ型」雇用が優れている訳ではない。メンバーシップ型組織の長所を活かしてもよいのではないかな。

東京大学 大橋氏の御指摘内容

●電取委の広報について

- 電取委のHPは、一部のアドレスが電取委設立当初の名称（電力取引監視等委員会(EMSC)）のままとなっていたり、英語版HPが2018年以降更新されていない。ウェブでの広報にも十分に気を配ってほしい。

●不適切な行為への対応について

- カルテル事案や情報漏えい事案について、ヒアリングも通じて丁寧な対応をされた点は評価できる。
- 企業のコンプライアンス体制には、完全・理想形は存在せず、その体制の動的な変容を積極的に評価することで外形要件を満たしていることで良しとせず、企業にコンプライアンスを常に考えさせる手法を編み出すべきではないかな。

●取引監視について

- 発足当初から行っている市場のモニタリングの成果を定期的に公表するとともに、モニタリング手法の高度化に伴う人材育成を目指した取組は非常に重要。他方で、最近、形骸化・ルーティン化しているようにも見受けられる。モニタリングは、監視の肝であり、EBPMを通じた制度設計にもつながる点だけに、人材の内生化と人事配置のありかたに、現行以上の配慮と工夫が求められるのではないかな。
- 電取委には、他の組織では断片的にしか収集できていないデータが包括的に集まり易い仕組みになっている。それらデータを突き合わせた統合的なデータ解析ができるような部署の設置や、人材活用、専門性向上が求められるのではないかな。

●取引監視「等」の考え方と方向性について

- 監視と制度設計は密接な関係があり、監視で得られた知見を踏まえて制度に対して提言する機能は重要。
- 他方で、「市場の番人」が制度設計を行うときに、監視の容易性を高めるために、実態を折り曲げた制度設計になってはならない。監視と制度には一定の距離感及び緊張関係を維持することが必要。

仮に、市場支配力の行使が認められる場合、市場設計を変えて対応するよりも、電取委としては、市場支配力を識別してサンクションを課すことが、電取委の「市場の番人」として求められる原則的対応であるべき。その原則的対応が確認されたもとで、サンクションや犯則調査権の在り方について議論することは適当。

- 監視の考え方として、自由で健全な取引を促すためには以下2つの考え方がある。
 - A) 「良貨」のありかたを規定し、それが順守されていることを監視するのか
 - B) 監視を通じて「悪貨」を取り締まることで、「良貨」のありかたは市場のダイナミズムに任せるのか
- 規制産業から自由市場に向かう過渡期として、A) のような考え方をとることもやむをえないと考えられるが、「市場の番人」としては、「良貨」が何かをもっと突き詰めて思考すべきであって、望ましい行為という類型に収めることにとどまってはならない。最終的な自由化の世界においては、B) において、投資家や需要家のプレッシャーの中で企業・産業を育たせる必要がある。
- 良貨と悪貨を見極めるプロフェッショナルな鑑識能力を実務・アカデミック双方の観点から高めるべきであり、そのための専門職の育成とキャリア形成のプログラムの創設も検討に値するのではないか。

日本消費者協会 河野氏の御指摘内容

● 電力・ガス取引監視等委員会と運営理念について

- 設立時の将来図における需要家ファーストの姿勢や国民生活を豊かにするといった記述など、大変心強く思うが、実際この青写真をどこまで実現できているか。外部環境の変化や市場の創設など、変化への予見・対応がどこまでできているのかは気になるところ。

● 委員会の情報開示について

- HP でのリリースについて、委員会の情報発信として HP での情報公開は非常に大事なことと思うが、専門用語が多いなど公開内容がかなり専門的であり、内容や社会への影響力について一般消費者の理解が難しい部分もあるのではないかと。

● 電力市場への監視について

- レベニューキャップ制度の設計や規制料金審査において、事務局が費やした膨大なコストや、消費者への周知などの活動の点から、市場の番人としての委員会の活動は十分だったと実感している。
- 他方で人海戦術には限界があるところ、取引監視システムの高度化やそれにとまなう人材確保は早期に着手するべきと考えている。

● レベニューキャップ制度について

- 消費者は実際の料金負担への関心が高い。一方で、国民生活にとって必需である送配電が直面している設備更新の必要といった事実や、今後のエネルギー政策が向かう方向についての問題意識を消費者と共有することが、政策の中身を決める前提として必要だと感じている。
- また、制度が現状想定通りに動いているかは都度、見直しを行ってほしいと思う。最近では制度の見直しも機械的に行われていること部分もあるように感じるが、常に感度高くモニタリングしてほしいと思う。

● 「新電力」など新規参入事業者の持続可能な事業運営について

- 燃料費の高騰等にとまなう新電力の契約停止など、消費者は背景事情等もわからず不安も大きかつ

たと思う。一方で、自由化には義務と責任が伴うと思っており、事業者に対してはリスクに対して説明する義務を課し、消費者にはリスクを踏まえた契約先の選び方の周知等を行っていくべきではないか。

●脱炭素社会等への対応について

- 需要家の求める価値の見える化やそのためのルール策定は進んでいるのか。カーボンプライシングなど料金に影響する可能性もあると思うが、そうした時にどのような料金設計をしていくのかは今から検討していったほしい。

●他機関との連携について

- 制度変更に関する広報やリテラシーの向上など、関係省庁で連携する形で強化していくべき。

●機能強化方針（案）・中期方針（案）について

- 方針（案）に異論はない。電取委の取組内容について周知・広報を進め認知度を高めることで、事業者と消費者双方にとって、電取委が頼りになり信頼に値する組織として広く認知されることが重要と思う。

2) 今後留意すべき事項と対応について

今般の検証において整理されたこれまでの電取委の活動実績に対して、有識者及び実務者からの指摘等を総論としてまとめると、現状につき、電取委においては、中立性・公平性等を適切に担保しつつ、組織として求められる役割を果たしてきたものと評価されている。

また、今般、電力・ガスの小売全面を踏まえた監視・審査の制度改革や、卸電力市場等の公平性の確保・取引の活性化、送配電関連の制度改革や需給運用の最適化及び大手電力会社等の不正事案への対応等における個別事項についても各論として整理を行ったところであるが、これら個別事項においても、制度設計から実行、確認（評価）、見直しといったPDCAサイクルの適切な実践や、一定の専門性をもったの制度議論の実施、事案把握からの報告徴収や指導・改善計画に向けた建議等における迅速かつ機動的な対応の確保といった電取委の各対応内容につき、期待された役割を適切に果たしてきているものとの評価が大宗を占めているところ。

一方で、電力・ガスに係る制度設計業務、監視業務が更に高難度化していく中で、今後も電取委として期待される役割を果たしていくためには、電取委における専門性や機能を今後も継続的に高め、効率的・効果的に活用していくことが求められ、個別業務においても、DXやAI化等も念頭に置いた上での各監視・審査業務の最適化や、将来的な市場導入などを見据えた監視対応の在り方の検討、需要家保護の強化、着実な業務遂行の観点から電取委と関係機関における各種業務の在り方等について更なる検討が必要であるとの評価を受けている。

特に、電取委における専門性強化、DX推進やAI化等の導入加速等に係る対応検討の必要性については、今般の組織検証において実施した海外規制機関の調査【参考資料】における、電取委と海外の規制機関（FERC、OFGEMなど）との比較検証結果でも明らかであり、この点につき同調査の示唆でも明示されているところ。

こうしたことから、本検証における各有識者及び実務者からの指摘内容や、海外規制期間

877 の調査結果が得られた示唆などを、電取委として真摯に受け止め、今後の組織としての活動
878 に活かしていくことが重要であることから、今般、組織運営への反映という観点から、電取
879 委 MVV の一部改訂【別紙 1】を行うとともに、今後の課題事項を整理した上で 2024 年度か
880 ら 2026 年度にかけて重点的に行っていくべき対応方針を整理した中期方針【別紙 2】の策
881 定、及び MVV 及び中期方針を実現していくために電取委として必要となる機能強化方針【別
882 紙 3】を策定することとし、これら MVV 及び方針を踏まえつつ、電取委として期待される役
883 割を適切に果たしていくこととしたい。

884
885 以上

委員会が目指すエネルギーシステム（ミッション）

すべての需要家に、低廉・安定・多様なエネルギーを
そのため、すべての事業者に、公平・多様な事業機会を

市場メカニズムの適切な活用を通じ、需要者・供給者双方が、主体的かつ合理的に行動する結果として、
中長期的にも、経済性、安定性、環境適合性が図られる、効率的で強靱な電力・ガスシステムを築く

これらは、国民生活をより豊かにするとともに、エネルギー産業の競争力強化、国際化、健全かつ持続的な発展にもつながるもの

委員会が目指す組織の姿（ビジョン）

市場への信頼を守る

- 市場への信頼を損ねる行為を是正
- 適切に消費者の利益を保護
- 市場との対話、消費者、事業関係者等への正確な情報の発信

市場メカニズムを適切に活用する

- 将来あるべき電力・ガスシステムを見据え、市場とシステムが、全体として整合的に機能し、適切なメカニズムが働くよう、課題を明確化し、対応策を提言・実施

NWの適正性を確保する

- 地域独占であるNW部門の中立性、公平性、効率性を確保
- 新技術の出現も踏まえたNW性能やサービスレベルの向上

委員会が重視する価値観（バリュー）

独立性・専門性

独立した専門組織として設立された原点を重視しつつ、専門性の継続的なアップデート

透明な運営

透明性を重視し、判断やその根拠データの積極発信を通じての、組織運営の信頼性を向上

本質・未来志向

高い視座から全体構造や中長期のあるべき姿を見通し、課題を検討

データを重視

様々なデータを幅広く集積、客観的に分析し、小さな情報も見逃さず、DX、AI化等の積極的な推進

実効ある行動

問題に対し、迅速に事実を解明し、ルールに則り毅然として対処

更なる高みへ

世界の動き・将来像も見据え、国内外の関係機関との積極的な連携を通じた情報収集・発信し、更なる高みを目指す

電力・ガス取引監視等委員会における中期方針
(2024 年度～2026 年度)

2024 年 6 月 26 日

電力・ガス取引監視等委員会

2024 年 2 月 26 日から同年 5 月 17 日にかけて実施¹した電力・ガス取引監視等委員会（以下「電取委」という。）における組織検証（以下「電取委組織検証」という。）の議論内容を踏まえつつ、今後 3 カ年（2024 年度～2026 年度）を見据えての電取委における運営の中期方針を、以下のとおり、とりまとめる。

1. 現状及び課題

電取委組織検証の結果、電取委の取組状況に対する評価と、今後、電取委において果たすべき役割が増していくことを念頭に置いた上での課題については、以下のとおりである。

① 組織の中立性・公平性・専門性等の状況と課題

- ・電取委では、透明性・客観性・適時性等を適切に担保しつつ、厳正な取引の監視業務、料金審査及び各種ガイドラインや電力・ガスに係る制度設計業務が実施されているものの、今後は、高難度化する各種制度設計、電力・ガスの取引・市場の監視業務負荷への対応という観点から、組織における専門性や機能を高めるための方策等につき、更に検討していくことが必要であると評価された。

② 電力・ガスの小売全面自由化を踏まえた監視・審査の制度改革の状況と課題

- ・電力・ガス小売への監視業務・料金審査業務全般については、総じて PDCA サイクルが機能し、フォローアップも含め適切な対応が実施されているものの、今後は、監視・審査業務に係るコスト等の最適化や、電気料金の複雑化に伴う需要家保護の在り方等につき、更に検討していくことが必要であると評価された。

③ 卸電力市場等の公平性の確保及び取引の活性化の状況と課題

（卸電力市場メカニズムへの監視対応状況と課題）

- ・多様化する卸電力市場につき、適切な監視対応が実施されているものの、今後は、監視対応の最適化を追求していく観点から、JEPX など市場運営者等と

¹ 第 495 回、第 502 回、第 509 回、第 513 回の電力・ガス取引監視等委員会において、電取委に係る組織検証の議論を実施。

36 の監視業務の役割分担の在り方や、市場参加者の多様化や、市場間取引の増
37 加など、将来的な卸電力市場を念頭においた、監視対応の在り方等につき、
38 更に検討していくことが必要であると評価された。

39 **(卸取引に係る内外無差別の対応状況と課題)**

- 40 ・電取委においては、現時点において内外無差別な卸売について、PDCA サイク
41 ルの中で、適切な評価基準の策定及び当該基準に基づいた評価運用が実施さ
42 れているものの、今後は、今後の卸取引形態の変化等を踏まえた評価の在り
43 方について、更に検討していくことが必要であると評価された。

44
45 **④ 送配電・ガス導管関連に係る制度改革の対応状況と課題**

46 **(託送料金制度の設計、料金審査対応等)**

- 47 ・託送料金制度改革の中で、レベニューキャップ制度や発電側課金について
48 は、一定の専門性をもって制度設計の議論を行いながら、制度導入に至って
49 いるものの、今後は、企業経営視点を含めたエネルギー産業や経済社会情勢
50 等を踏まえた、託送料金制度及び料金審査体制の在り方など、更に検討して
51 いくことが必要であると評価された。

52 **(需給運用の最適化に向けた対応等)**

- 53 ・需給運用については、正常時、逼迫時、ブラックアウト時など状況に応じて
54 のルール検討及び改訂が、PDCA サイクルの中で適切に実施されているもの
55 の、今後は、引き続き、需給調整市場の状況や、将来の同時市場のあり方
56 なども踏まえつつ、需給運用の最適化等について、更に検討していくことが
57 必要であると評価された。

58
59 **⑤ 大手電力会社等の不正事案への対応状況と課題**

- 60 ・大手電力会社等による情報漏えいやカルテル事案等への対応については、実
61 効性という観点から、事案発覚からの報告徴収、指導、改善計画に向けた建
62 議等に至るプロセスにおいて、迅速・機動的に対応できているものの、今後
63 も、引き続きフォローアップ対応は重要であり、かつ、独禁法等他法令を所
64 管する関係省庁の判断を踏まえた適切な監視の在り方など、更に検討してい
65 くことが必要であると評価された。

66
67 **⑥ 国内の関係機関、諸外国の規制機関との連携状況と課題**

- 68 ・国内の関係機関、諸外国の規制機関との連携は未だ推進途上であり、今後、
69 更なる連携の強化に向けた検討が必要であると評価された。

70

71

2. 具体的対応

現状認識及び課題を踏まえ、電取委は、目指すべき組織運営の実現に向けて、以下の具体的な施策に取り組んでいく。なお、これらは、電取委の施策を網羅したものではなく、あくまで、施策の一部を示すものである。

① 組織における専門性の強化を目指す

- イ) 外部人材なども含めた更なる人員増強
- ロ) 関係機関との人事交流の検討促進
- ハ) 諸外国の規制機関の状況なども参考としつつ、電取委の機能強化方針の策定と当該方針の遂行

② 電力・ガスの小売事業に対する監視・審査方法の強化（改善）及び効率化を目指す

- イ) リスクチェックなどを通じた小売電気事業者の営業実態の更なる精査と、個別事案などを踏まえた適切な監視方法の見直し
- ロ) 電気料金・ガス料金に対する需要家保護の強化（小売事業に係る問い合わせ情報等の DX、事業者が需要家に真に伝えるべき情報内容の再精査など）

③ - (1) 卸電力市場の監視機能の強化（改善）及び効率化を目指す

- イ) 各市場・相対の取引状況に応じた監視業務の恒常的な精緻化、市場間取引に係る監視強化（市場状況に応じたモニタリング項目等の適時見直し、MOU に基づく提供データの活用促進など）
- ロ) JEPX など市場運営者の監視機能・体制の強化
- ハ) 流動性のある先渡・先物市場の形成促進
- ニ) 同時市場の議論を踏まえた効率的な監視体制の在り方の検証

- (2) 卸売取引における内外無差別の適正化を目指す

- イ) エネルギー情勢と共に変化する卸売取引の実態を踏まえた、内外無差別な卸売の促進（コミットメント対象の整理など）
- ロ) 内外無差別の進捗状況を踏まえての経過措置解除基準の検証

④ - (1) 電力・ガスにおける託送料金制度の適正性の確保を目指す

- イ) 託送料金制度の精緻化（需要側託送料金の在り方や翌規制期間を見据えたレベニューキャップ制度の見直し、発電側課金制度の転嫁状況のフォローアップなど）
- ロ) 託送料金の審査機能の強化（更なるデータ整備や第三者機関との連携強化など）

ハ) 他団体等との連携を通じた制度広報の強化

-(2) 需給運用に係る監視機能の強化を目指す

イ) 応札状況や対象電源の推移等、需給調整市場の状況を踏まえた監視ルールの見直し

ロ) 需給調整市場監視のデジタル活用による強化と、これに対応するための監視体制の構築

ハ) 同時市場の議論を踏まえた効率的な監視体制の在り方の検証

⑤ 電力・ガスの不正事案に係るフォローアップ等の徹底を目指す

イ) 不正事案のフォローアップ対応を通じての適正な競争確保策の更なる深掘り

ロ) 情報漏えい事案に係る各社の改善計画の進捗状況に関するフォロー、必要に応じての制度改定の検討

⑥ 国内関係機関（JEPX、広域など）、諸外国の規制機関との更なる連携強化を目指す

3. 今後の中期方針の進め方について（締め）

・今後、GX 実現等に向けて我が国のエネルギー政策が進んでいく中で、電取委としても電力・ガスなどのエネルギー環境の状況変化を常に念頭に置きながら、引き続き、PDCA サイクルによる不断の見直しを行いつつ、2. の具体的な取組を進めていく。

以上

電力・ガス取引監視等委員会における中期方針
(2024 年度～2026 年度)

2024 年 6 月 26 日

電力・ガス取引監視等委員会

2024 年 2 月 26 日から同年 5 月 17 日にかけて実施¹した電力・ガス取引監視等委員会（以下「電取委」という。）における組織検証（以下「電取委組織検証」という。）の議論内容を踏まえつつ、今後 3 カ年（2024 年度～2026 年度）を見据えての電取委における運営の中期方針を、以下のとおり、とりまとめる。

1. 現状及び課題

電取委組織検証の結果、電取委の取組状況に対する評価と、今後、電取委において果たすべき役割が増していくことを念頭に置いた上での課題については、以下のとおりである。

① 組織の中立性・公平性・専門性等の状況と課題

- ・電取委では、透明性・客観性・適時性等を適切に担保しつつ、厳正な取引の監視業務、料金審査及び各種ガイドラインや電力・ガスに係る制度設計業務が実施されているものの、今後は、高難度化する各種制度設計、電力・ガスの取引・市場の監視業務負荷への対応という観点から、組織における専門性や機能を高めるための方策等につき、更に検討していくことが必要であると評価された。

② 電力・ガスの小売全面自由化を踏まえた監視・審査の制度改革の状況と課題

- ・電力・ガス小売への監視業務・料金審査業務全般については、総じて PDCA サイクルが機能し、フォローアップも含め適切な対応が実施されているものの、今後は、監視・審査業務に係るコスト等の最適化や、電気料金の複雑化に伴う需要家保護の在り方等につき、更に検討していくことが必要であると評価された。

③ 卸電力市場等の公平性の確保及び取引の活性化の状況と課題

（卸電力市場メカニズムへの監視対応状況と課題）

- ・多様化する卸電力市場につき、適切な監視対応が実施されているものの、今後は、監視対応の最適化を追求していく観点から、JEPX など市場運営者等と

¹ 第 495 回、第 502 回、第 509 回、第 513 回の電力・ガス取引監視等委員会において、電取委に係る組織検証の議論を実施。

36 の監視業務の役割分担の在り方や、市場参加者の多様化や、市場間取引の増
37 加など、将来的な卸電力市場を念頭においた、監視対応の在り方等につき、
38 更に検討していくことが必要であると評価された。

39 (卸取引に係る内外無差別の対応状況と課題)

- 40 ・電取委においては、現時点において内外無差別な卸売について、PDCA サイク
41 ルの中で、適切な評価基準の策定及び当該基準に基づいた評価運用が実施さ
42 れているものの、今後は、今後の卸取引形態の変化等を踏まえた評価の在り
43 方について、更に検討していくことが必要であると評価された。

44
45 ④ 送配電・ガス導管関連に係る制度改革の対応状況と課題

46 (託送料金制度の設計、料金審査対応等)

- 47 ・託送料金制度改革の中で、レベニューキャップ制度や発電側課金について
48 は、一定の専門性をもって制度設計の議論を行いながら、制度導入に至って
49 いるものの、今後は、企業経営視点を含めたエネルギー産業や経済社会情勢
50 等を踏まえた、託送料金制度及び料金審査体制の在り方など、更に検討して
51 いくことが必要であると評価された。

52 (需給運用の最適化に向けた対応等)

- 53 ・需給運用については、正常時、逼迫時、ブラックアウト時など状況に応じて
54 のルール検討及び改訂が、PDCA サイクルの中で適切に実施されているもの
55 の、今後は、引き続き、需給調整市場の状況や、将来の同時市場のあり方
56 なども踏まえつつ、需給運用の最適化等について、更に検討していくことが
57 必要であると評価された。

58
59 ⑤ 大手電力会社等の不正事案への対応状況と課題

- 60 ・大手電力会社等による情報漏えいやカルテル事案等への対応については、実
61 効性という観点から、事案発覚からの報告徴収、指導、改善計画に向けた建
62 議等に至るプロセスにおいて、迅速・機動的に対応できているものの、今後
63 も、引き続きフォローアップ対応は重要であり、かつ、独禁法等他法令を所
64 管する関係省庁の判断を踏まえた適切な監視の在り方など、更に検討してい
65 くことが必要であると評価された。

66
67 ⑥ 国内の関係機関、諸外国の規制機関との連携状況と課題

- 68 ・国内の関係機関、諸外国の規制機関との連携は未だ推進途上であり、今後、
69 更なる連携の強化に向けた検討が必要であると評価された。

2. 具体的対応

現状認識及び課題を踏まえ、電取委は、目指すべき組織運営の実現に向けて、以下の具体的な施策に取り組んでいく。なお、これらは、電取委の施策を網羅したものではなく、あくまで、施策の一部を示すものである。

① 組織における専門性の強化を目指す

- イ) 外部人材なども含めた更なる人員増強
- ロ) 関係機関との人事交流の検討促進
- ハ) 諸外国の規制機関の状況なども参考としつつ、電取委の機能強化方針の策定と当該方針の遂行

② 電力・ガスの小売事業に対する監視・審査方法の強化（改善）及び効率化を目指す

- イ) リスクチェックなどを通じた小売電気事業者の営業実態の更なる精査と、個別事案などを踏まえた適切な監視方法の見直し
- ロ) 電気料金・ガス料金に対する需要家保護の強化（小売事業に係る問い合わせ情報等の DX、事業者が需要家に真に伝えるべき情報内容の再精査など）

③ - (1) 卸電力市場の監視機能の強化（改善）及び効率化を目指す

- イ) 各市場・相対の取引状況に応じた監視業務の恒常的な精緻化、市場間取引に係る監視強化（市場状況に応じたモニタリング項目等の適時見直し、MOU に基づく提供データの活用促進など）
- ロ) JEPX など市場運営者の監視機能・体制の強化
- ハ) 流動性のある先渡・先物市場の形成促進
- ニ) 同時市場の議論を踏まえた効率的な監視体制の在り方の検証

- (2) 卸売取引における内外無差別の適正化を目指す

- イ) エネルギー情勢と共に変化する卸売取引の実態を踏まえた、内外無差別な卸売の促進（コミットメント対象の整理など）
- ロ) 内外無差別の進捗状況を踏まえての経過措置解除基準の検証

④ - (1) 電力・ガスにおける託送料金制度の適正性の確保を目指す

- イ) 託送料金制度の精緻化（需要側託送料金の在り方や翌規制期間を見据えたレベニューキャップ制度の見直し、発電側課金制度の転嫁状況のフォローアップなど）
- ロ) 託送料金の審査機能の強化（更なるデータ整備や第三者機関との連携強化など）

ハ) 他団体等との連携を通じた制度広報の強化

-(2) 需給運用に係る監視機能の強化を目指す

イ) 応札状況や対象電源の推移等、需給調整市場の状況を踏まえた監視ルールの見直し

ロ) 需給調整市場監視のデジタル活用による強化と、これに対応するための監視体制の構築

ハ) 同時市場の議論を踏まえた効率的な監視体制の在り方の検証

⑤ 電力・ガスの不正事案に係るフォローアップ等の徹底を目指す

イ) 不正事案のフォローアップ対応を通じての適正な競争確保策の更なる深掘り

ロ) 情報漏えい事案に係る各社の改善計画の進捗状況に関するフォロー、必要に応じての制度改定の検討

⑥ 国内関係機関（JEPX、広域など）、諸外国の規制機関との更なる連携強化を目指す

3. 今後の中期方針の進め方について（締め）

・今後、GX 実現等に向けて我が国のエネルギー政策が進んでいく中で、電取委としても電力・ガスなどのエネルギー環境の状況変化を常に念頭に置きながら、引き続き、PDCA サイクルによる不断の見直しを行いつつ、2. の具体的な取組を進めていく。

以上

電力・ガス取引監視等委員会における機能強化方針

2024 年 6 月 26 日

電力・ガス取引監視等委員会

1. 組織運用の現状について

- ・ 2024 年 2 月 26 日から同年 5 月 17 日にかけて議論を実施¹した電力・ガス取引監視等委員会（以下「電取委」という。）における組織検証（以下「電取委組織検証」という。）においては、現行の組織運用について概ね妥当であるが、一方で、電取委における MVV（改定案）等も念頭においた上での、2024 年度～2026 年度にかけての中期方針（案）の着実な遂行に加え、今後の市場など取引監視の複雑性、専門性の高度化を見据えると、現行の組織機能では対応が困難となる局面も想定されとの評価を受けた。
- ・ こうしたことからも、電取委が、今後、組織として課された各 Mission を確実に果たしていくためにも、「組織機能の強化」は喫緊の課題事項であることから、今般の電取委組織検証における指摘内容や、諸外国における規制機関の実態調査結果などを踏まえ、「電力・ガス取引監視等委員会における機能強化方針」を以下のとおりとりまとめる。
- ・ なお、本方針については、電力・ガス事業等を巡る状況変化が生じる場合には、その都度、状況を分析した上で、必要な見直し等を行っていくものとする。

2. 今後の機能強化に向けた対応方針（案）について

- ・ 電取委において機能強化を検討すべき具体的な事項としては、電取委組織検証における議論内容、諸外国における規制機関の実態調査結果などを踏まえると、①組織における専門性強化（人材確保・専門性向上等）、②市場監視や料金査定等に係るシステムの DX・AI 化の推進、③適切な予算措置・執行、④組織における権能の在り方、⑤他機関との有機的な連携、⑥その他、に大きく分類される。
- ・ これら各事項における具体的な対応方針については、電取委組織検証における議論内容、諸外国における規制機関の実態調査結果なども踏まえた上で、以下のとおり定め、今後、具体的な機能強化に取り組んでいく。

¹ 第 495 回、第 502 回、第 509 回、第 513 回の電力・ガス取引監視等委員会において、電取委に係る組織検証の議論を実施。

32 ① 組織における専門性強化（人材確保・専門性向上等）

- 33 ➤ 2023 年度機構定員要求結果（総合監査室の設置、定員増）を踏まえた人員確保
34 を進めつつ、組織として継続的な人員増強に向けた対応の実施。
- 35 ➤ 電取委において市場監視、事業監査及び制度設計等に従事する専門人材育成に
36 向けて、今後の監査や制度設計に係るノウハウの継承やリスクリングを目的とし
37 た新たな研修システムの設計、運用。
- 38 ➤ 今後の業務内容を見据えて、必要となる専門性を再整理した上で、これに沿う
39 外部の専門人材の確保（例えば、弁護士・会計士・税理士や、DX や AI などシス
40 テム関連の専門家、データサイエンティスト、アナリスト（データ、金融、エネ
41 ルギー）、エコノミストなど）の戦略的な推進。
- 42 ➤ 組織の専門性向上に合わせて、各施策において議論を行う有識者会合において
43 も、今後推進すべき業務内容（例えば、事業者の内部統制の強化や、システム監
44 査の推進など）に適合する形での、専門性の更なる拡張。

45
46 ② 市場監視や料金査定等に係るシステムの DX・AI 化の推進

- 47 ➤ 監視及び査定等の適切性の向上、業務負荷の軽減の観点から、現在、諸外国の
48 規制機関に比べて整備が遅れる傾向にある電取委の市場監視や料金査定等に係る
49 DX・AI 化を活用した各種システム構築に向けて、海外実態調査などを踏まえ、電
50 取委における DX・AI 化推進に係る工程表などの策定に向けた検討を実施。なお、
51 工程表の策定にあたっては、同時市場など将来的な市場環境の状況を見据えるこ
52 とも重要。
- 53 ➤ 電取委における DX・AI 化推進に向けた組織体制の構築。

54
55 ③ 適切な予算措置・執行

- 56 ➤ 電取委において 2024 年度の政策関連予算として措置された「電力市場監視機
57 能強化等事業」を活用して、電力市場及び事業者のログ情報やシステム共有の解
58 消状況といった適切な情報管理や内部統制等の監視・分析業務について、高度
59 化・精緻化等に向けた抜本的強化を行うため、外部委託等を通じた、高度 IT 人
60 材等による監査、分析に係る業務等の実施。

61 また、小売電気事業者間の競争をより活性化するため、状況分析の精緻化や今
62 後のカルテル対応策などに係るより高度かつ多面的な分析を行い、検討を進める
63 べく、外部委託等を通じた、収集データの整理・分類及びデータの分析業務の実
64 施。

- ①組織における専門性強化（人材確保・専門性向上等）、②市場監視や料金査定等に係るシステムの DX・AI 化の推進に係る予算措置については、諸外国の規制機関の事例なども参考としつつ検討。

④ 組織における権能の在り方

- 電力・ガス事業においては、これを取り巻く事業環境が目まぐるしく変化する状況にあることから、電取委としては、引き続き、現行の権能の範囲内にて、迅速性・機動性を最大限高めつつ、業務に係る実効性を担保していくことを基本とする。

一方で、諸外国の規制機関と比較した場合、その権能に差があることは明確であり、今後の電気事業法違反事案の発生状況等に応じて、新たに追加が必要と考えられる権能（例として、業務停止命令権、犯則調査権など）については、適時検討を行うことが妥当。

⑤ 他機関との有機的な連携

- 諸外国の規制機関との連携（例えば、グローバルな視点をもつての諸外国の規制機関との更なる関係構築、積極的な MOU の締結、双方向の人材交流の活性化等）を通じての専門性の向上。なお、直近の目標としては、International Confederation of Energy Regulators(ICER) への加盟対応などに向けた動きを加速。
- 電力広域的運営推進機関や JEPX などの関係機関との人材交流等を中心とした連携を通じての専門性の向上。また、着実な業務遂行の観点から電取委と関係機関における各種業務の在り方に関する検討の実施。

⑥ その他

- 電取委として、業務を推進する上で関係する重要な関係事業者、関係機関、消費者等のステークホルダーと、相互の理解、信頼関係を高めていくための取組として、電取委の取組内容についての認知度を更に高めるための工夫（例えば、消費者庁に加え、関係団体等と連携した広報ツールの拡充や、電取委として達成した成果の発信など）や、海外への情報発信を目的とした電取委ホームページのアップデートなど、戦略的な広報対応の実施。

以上

海外の電力・ガス規制機関の調査および日本との比較検証

MRI 三菱総合研究所

2024年5月17日

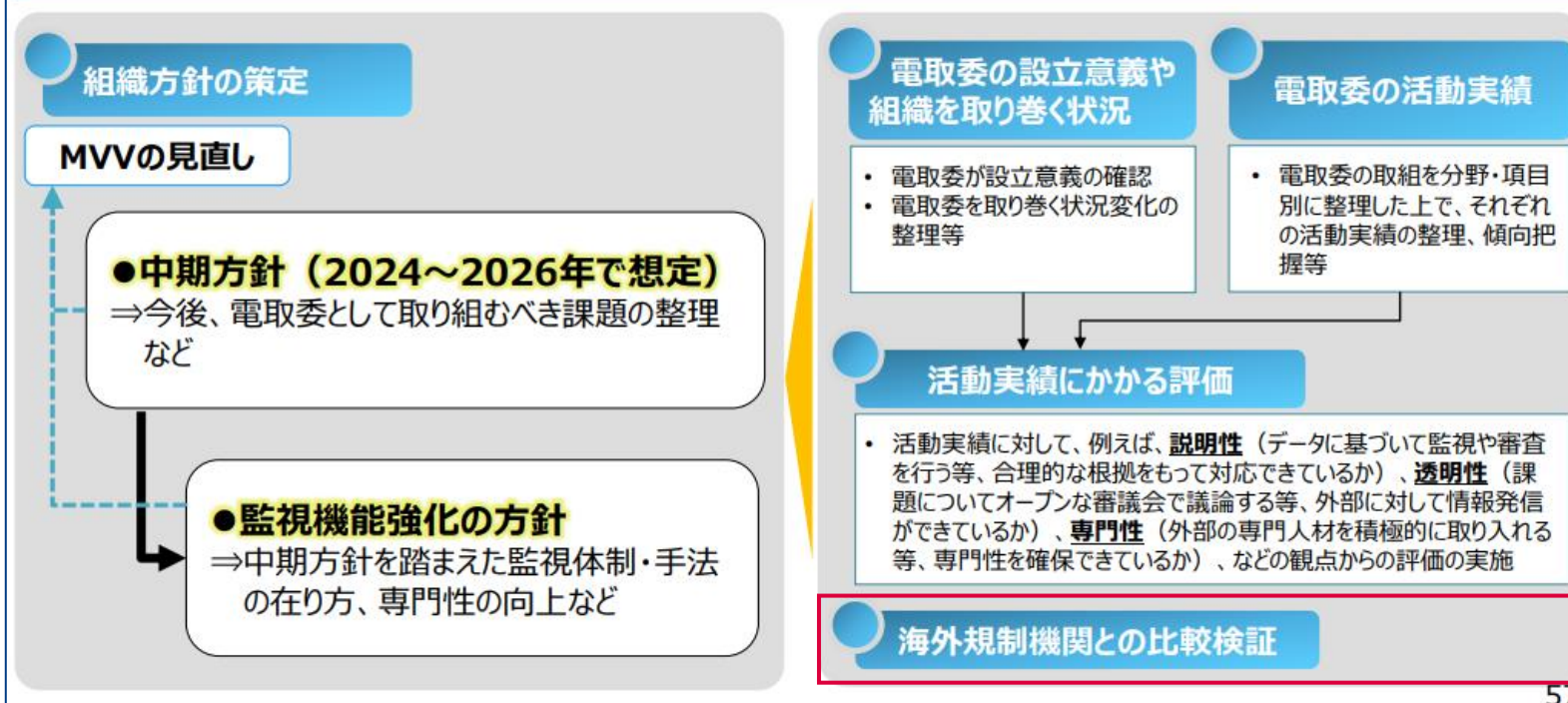
エネルギー・サステナビリティ事業本部

本調査・比較検証の目的

- 電力・ガス取引監視等委員会の体制・活動と、海外の規制機関の体制・活動を比較することにより、参考になる事例や我が国への示唆を抽出する。

4（１）本検証の全体構成

- 本検証では、今後の電取委の組織方針（中期方針や監視機能強化の方針）の策定を行うことを目的とする。
- 組織方針の策定に当たっては、電取委の組織を取り巻く状況や、電取委における活動実績、海外規制機関の現状等について、整理を行った上で、これに対する評価を行う中で抽出された論点事項なども踏まえながら、必要な議論を行うこととしたい。
- また、組織方針の策定に当たっては、必要に応じて、組織MVVの改定なども考えられる。



調査対象国

- 海外の規制機関として、米国・欧州における5つの規制機関を参考とし、文献調査及びヒアリング調査を実施した。

	日本	米国 連邦	米国 ペンシルベニア州	英国	フランス	スウェーデン
規制機関	電力・ガス取引監視等委員会(EGC)	連邦エネルギー規制委員会(FERC)	ペンシルベニア州公益事業委員会(PA PUC)	ガス・電力市場委員会(GEMA) ガス・電力市場局(Ofgem)	エネルギー規制委員会(CRE)	エネルギー市場監督局(EI)
政策当局	経済産業省	連邦エネルギー省(DOE)	環境保護局(DEP)	エネルギー安全保障・ネットゼロ省(DESNZ)	環境・持続可能開発・エネルギー省(MEDDE)	気候・企業省
設立年	2015年	1977年	1937年	2000年 (前身のOfgasは1986年、OFFERは1990年)	2000年	2005年
規制対象	電力・ガス	電力・水力発電・天然ガス・石油	電力、天然ガス、通信、上下水道、旅客・貨物輸送等の公益事業全般	電力・ガス・スマートメータ通信	電力・天然ガス	電力・天然ガス
備考		小売市場は監視対象外(各州の公益事業委員会が所管)	卸市場は監視対象外			

諸外国における参考事例の整理

- 人員
- 予算
- 権能
- デジタルツールの活用
- 広報

規制機関の職員数

- 日本と比較すると、特に米国FERC、英国Ofgemは職員数が非常に多い。
- 権能の違いはあるが、市場監視を担う部署の職員数を比較すると、日本よりも多い職員数で監視を行っている。

	日本 (EGC)	米国連邦 (FERC)	ペンシルベニア 州 (PAPUC)	英国 (Ofgem)	フランス (CRE)	スウェーデン (EI)
職員数	- 約140名 ➢ 本省約80名 ➢ 地方局約60名	約1,500名	約500名	約2,150名	約165名	約220名
市場監視を 担う部署の 職員数	64名 ➢ 小売市場:24名 ➢ 卸市場:10名 ➢ 送配電15名、 ➢ 情報管理・内部統制:12名	388名 ➢ 執行局:164名 ➢ エネルギー市場規制局:224名	45名 ※小売・配電の監視のみ	560名 ➢ 小売市場:360名 ➢ 卸市場:80名 ➢ 送配電:120名	97名 ➢ 小売市場:45名 ➢ 卸市場:12名 ➢ 送配電:40名	105名 ➢ 小売市場:22名 ➢ 卸市場:34名 ➢ 送配電:49名

日本と米国連邦FERC・英国Ofgemとの管轄の比較

- 特に人数が多い米国連邦FERCと英国Ofgemの組織体制に注目すると、米国連邦FERCは事業許可・セキュリティ対策検討・信頼性評価を担う部署が設置されている。一方、英国Ofgemはスマートメーター通信も管轄範囲であることに加えて、賦課金スキームの運営やネットゼロに向けた戦略検討を担う部署が設置されており、技術開発推進も担っている。これらは日本では電取委以外の省庁や広域機関、NEDOが担っている領域であると考えられる。電取委の管轄範囲の部署であったとしても、権能の違い（米国同様、英国も事業許可の権限がある）等により、日本とは人数の乖離があると考えられる。
- コーポレート機能についても、人材採用・広報・IT等を担う人材が手厚く配置されている。

米国連邦FERCの組織体制

部門	業務内容	人数
エネルギー市場規制局	料金等の審査を行う。	224
執行局	市場における問題の特定と是正を行っている。	164
エネルギー政策革新局	新技術の効率的な開発・利用に向けた助言を行う。	80
法律顧問局	法的問題への助言を行う。	314
行政訴訟局	裁判形式の審理に対応する。	
行政法審判局		
長官室	全てのFERCオーダーと規則を公布し、公表する。	196
渉外部	コミュニケーションと広報を担当している。	
事務局長室	事務支援サービスを提供している。	
エネルギープロジェクト局	パイプライン等のプロジェクトを承認・監督する。	345
電力信頼性局	電力信頼性・保安基準の策定と見直しを監督し、基準の遵守を保証する。	90
エネルギー・インフラ・セキュリティ局	インフラのセキュリティ関連の対策を検討する。	25
公共参加局	FERCの手続きに関する情報提供等を担当している。	19

英国Ofgemの組織体制

電取委の管轄範囲

部門	業務内容
小売部門	小売分野の監督を担当する。
エネルギーシステムマネジメント・セキュリティ部門	卸売市場・系統アクセス料金の監督を担当する。
系統部門	送配電分野の規制を担当する。
執行・新たな問題部門	各コンプライアンス違反に関する捜査・執行を担当する。
分析・保証部門	経営および財務管理の評価を担当する。
法律顧問部門	法的問題への助言を行う。
コーポレートサービス部門	Ofgem全体の組織運営を担当する。
コミュニケーション部門	Ofgemの広報を担当する。
デリバリー・スキーム部門	DSENZから委託された各種スキーム（グリーンガス賦課金など）の運営を担当する。
戦略および脱炭素部門	2050年ネットゼロに向けた戦略を検討する。

職員の専門性

- 海外の規制機関の市場監視を行う部署では、日本では採用していないエコノミスト・エネルギーアナリスト・エンジニア・データアナリスト・ITスペシャリストを採用している。
- エコノミスト・アナリストは、定量的分析スキル(コードを書いてモデルを構築する・大量のデータを分析をする)を有している人材であり、それぞれのバックグラウンドを活かしつつ、市場監視のための調査や分析に従事している。
- エンジニアは電気工学や土木工学の専門性を有している人材であり、料金設定や事業認可において技術的な観点から審査を行っている。
- データ・デジタル専門家は、市場監視の部署とは別に存在するITインフラ構築を担当する部署とも連携して、データ管理やツール構築を行っている。

	米国連邦 (FERC)	ペンシルベニア州 (PAPUC)	英国 (Ofgem)	フランス (CRE)	スウェーデン (EI)
弁護士	○	○	○	○	○
会計士	○	○	○	○	○
エコノミスト	○ コーディング・データ分析の素養を持ち、監視業務における調査・分析を担っている。	○ 経済的な観点から料金審査を担当している。	○ コーディング・データ分析の素養を持ち、監視業務における調査・分析を担っている。	○ 経済的な観点から料金審査を担当している。	○ 専門性に対応する特定の業務はなく、知見を活かして様々な業務に対応する。
アナリスト (金融・エネルギー等)	○ 同上	○ 料金審査における分析を担当している。	○ 同上	○ コーディング・データ分析の素養を持ち、監視業務における調査・分析を担っている。	○ 同上
エンジニア	○ 事業認可のための技術評価を担う。	○ 技術的な観点から料金審査や発電所の検査等を担当している。	○ 技術的な観点から料金審査を担当している。	○ 技術的な観点から料金審査を担当している。	○ 同上
データ・デジタル 専門家	○ データ管理・ツール開発を担っている。 (市場監視の部署とは別に存在するITインフラ構築を担当する部署と連携している)	○ データ管理・ツール開発を担っている。 (市場監視の部署とは別にツール開発を担う部署が存在する)	○ データ管理・ツール開発・サイバーセキュリティ対応を担っている。 (市場監視の部署とは別にツール開発を担う部署が存在する)	○ データ管理・ツール開発を担っている。	○ 比較的小規模な分析ツール構築を担っている。 (市場監視の部署とは別に存在するITインフラ構築を担当する部署と連携している)

専門人材の採用方法(1/3)

- 基本的に給与が民間企業よりも高いということはないため、特に中途採用で専門人材を獲得するということにはいずれの国も苦労している。英国では、サイバーセキュリティの専門人材や弁護士等の希少で競争率が高い人材を採用するために給与水準を20%高く設定している。
- 民間企業と比較した際の利点として、ワークライフバランスが良い、福利厚生が充実しているといった点が多い国で挙げられていた。
- 中途採用での専門人材獲得が難しいため、専門性を持つ学生の採用とその育成に力を入れている。専門性を持つ学生へのアプローチとして、インターンシップからの採用や大学・専門学校とのコネクションによる知名度向上等に取り組んでいる。

	米国連邦(FERC)	米国(PA PUC)	英国(Ofgem)	フランス(CRE)	スウェーデン(EI)
給与	民間企業と比較して給与は高くない。またスキルに合わせた高い給与も提供できない。	民間企業と比較して給与は高くない。	民間企業と比較して給与は高くないが、希少で競争率が高い人材(サイバーセキュリティ専門家・一部の弁護士)は給与水準を20%高くしている。	民間企業と比較して給与は高くない。	民間企業と比較して給与は高くない。
ワークライフバランス	ー (他の連邦機関と同様の福利厚生が与えられる)	退職金等の福利厚生面が充実している。	フレキシブルなワーキングスタイル、休日手当、年金手当が非常に充実している。	民間企業と比較して休暇が多い。	公務員はワークライフバランスが良い、休暇が多いといった利点がある。
専門性を持つ学生への働きかけ	- 基本的に民間企業の方が給与が高いため、途中で公務員になるケースはめったにない。そのため、新卒採用とその育成に注力している。 - 連邦職員向けのインセンティブプログラムとして学生ローンの返済支援も行っており、それを受けた場合にはFERCに長期間留まってもらうことができる。 - 学生向けに現場見学やインターンシップを実施しており、インターンからの採用も積極的に行っている。 - 大学で行われるキャリアイベントへの参加を実施している。	有給のインターンシップを実施しており、参加した学生が正社員に採用されることもある。	- 新卒者が2年間の有期契約を結び半年ごとに4部署のローテーションを行うプログラムを実施している。成績と組織内の職務の有無に応じて、正社員への応募の機会が提供される可能性がある。 - 上記のプログラムには、デジタルおよびテクノロジーの専門家に特化したプログラムがある。	- エンジニアリングスクール(Ecole d'ingénieur)とのネットワークを駆使して専門人材の採用を実施。 - 学生向けのインターンシップを実施しており、参加した学生が正社員に採用されることもある。	- 新卒で入社する人員が多く、エンジニア、エコノミスト、弁護士を目指す学生の就職先として選択されるよう、大学や専門学校の研究者たちとコンタクトを取り、知名度の向上に努めている。 - 様々な大学で開催される就職説明会への参加や作文コンクールの開催など、学生に対して知名度を上げる取り組みを行っている。

専門人材の採用方法(2/3)

- 若手を育成する仕組みとして、トレーニングプログラムの実施に力を入れている国が多い。
- 人材採用のための人事スペシャリストを採用したり、人事部署において労働市場のリサーチを行うなど、人事採用のために組織体制を工夫している国もある。

	米国連邦(FERC)	米国(PA PUC)	英国(Ofgem)	フランス(CRE)	スウェーデン(EI)
職員の スキルアップの 仕組み	前頁の通り、新卒の育成に力を入れており、継続的な教育プログラム、年次での多様なトレーニングプログラムに多額の投資をしている。	料金設定を学ぶレートスクールや、パイプラインに関するトレーニング・資格取得の検証を実施している。その他にも多数の検収を実施し、進化する規制分野に対応できるようにしている。	- プロフェッショナルとしての能力開発の向上にも力を入れており、トレーニングコースへの参加、認定の取得など職員に投資している。 - 取得が困難かつ時間を有するスキル、特にサイバースキルについてはアカデミーを設立し、若い人材を雇用し、Ofgem内で教育している。	- 研修プログラムに重点を置いており、近年その拡大を図った。 - スキルアップのために社内で部署異動をすることも可能である。	スキル開発のために、EI内部でのインターンシップ、他の政策当局との交流、国際交流などがある。
人材採用の ための 組織体制	人事スペシャリストを採用しており、高品質で多様な人材を特定、惹きつけ、維持するための経営陣への助言や育成プログラムの計画・管理・評価を担っている。		- HRチームと人材獲得チームが、労働市場の状況、国内の同等の機関の役割の調査などを行っている。 - Ofgemでの仕事を希望する人は、エネルギー分野の改革に使命感があるような人々であり、そういった人材を惹きつけるためにLinkedIn等でのPR活動を通じてブランディングを行っている。	人事部において、CREをより魅力的にし、職員のロイヤリティを高めるために、人事管理ガイドラインの作成等を実施している。	
備考	- 連邦政府の人事管理局は、重要職種の雇用や候補者の深刻な不足が存在する場合、採用ルール適用無しに採用を行うことができる直接雇用権を付与できる。 2021年にはBest Places to Workランキングで3位を獲得した実績あり。	ペンシルベニア州において、州の全ての公的機関向けに様々なキャリアプログラムやトレーニングプログラムを実施している。そこで事務職などトレーニングを受けた人をプールし、各機関が必要な人材を採用している。	- ニーズを先取りした人材獲得戦略を図っており、欠員があろうとなかろうと広告を出して応募者を募り、面接等の選考を行って良い候補者と思われる人を集めていき人材プールを作っている。(次頁で紹介) - 正社員も任期付き職員以外に、派遣会社からの派遣やコンサルタントの雇用も行っている。(次頁で紹介)	- 年末に各自の働きに応じて1か月の150%までのボーナスを支給している。 - 民間の利益ではなく消費者利益のために働くという、公的機関で働くことに対する意義に魅力を感じて選択する人もいる。 - 以前は任期付き職員を多くすることで人員の入替を促進していたが、最近では離職されるとそれを埋めるのが難しいといった事態が発生しており、任期付き雇用と永久雇用の比率の見直しを行っている。	従業員にユニークなキャリアと能力開発の機会を提供する事業者の一つとして、2023年のキャリアカンパニー・オブ・ザ・イヤーに選出された実績あり。

専門人材の採用方法(3/3)

人材プールによる人材確保

- 英国Ofgemでは、ニーズを先取りした人材獲得戦略を図っており、欠員があろうとなかろうと広告を出して応募者を募り、面接等の選考を行い、良い候補者と思われる人材を集めて人材プールを構築している。
- 離職や拡大戦略によって特定の専門性を持った人材が必要になった場合、その人材プールに欠員がある旨を呼びかけて希望があれば入社してもらう、もしそこで希望がなかった場合は特定の専門性を持った人材を採用するための広告を出している。

外部人材の活用

- 英国Ofgemの職員の内訳を見ると、85%が正社員であるが、それ以外に任期付き職員・派遣会社からの派遣職員・コンサルタント雇用がそれぞれ5%ずつ程度存在するとのことであった。それぞれ特に決まった割合があるわけではなく、必要な人材を獲得するために適切なアプローチをとっている。
 - 例えば、コンサルタントの雇用には以下の2つのパターンがあるとのことであった。
 - 短期的な個別の業務かつ通常のスキルセット外であり、Ofgem内部にそのスキルを持っている人がいない場合
 - Ofgemが持っているスキルセットであるが、現在行っている業務について外部のアドバイスが必要となる場合(開発中の新しいモデリングを保証してもらう、法律上の見解を別の立場から提供してもらう必要がある等)
- 過去2年間はエネルギー安全保障問題への対応として、新たな政策を迅速に策定しなければならず、派遣職員やコンサルタント雇用が増加した。

人材交流による専門性の向上

- 英国では、専門性向上のためにエネルギー政策当局と出向という形で人材交流を行っている。
- EUのエネルギー規制機関であるACERでは、ACER内の職員および各国の規制当局の職員の専門性を高めるため、EU加盟国のエネルギー規制当局に対して定期的に職員を派遣することを求めている。また、他国の規制機関と出向という形で人材交流を行っている国も存在する。
- 電力関係事業者への出向は、独立性の観点からいずれの国も実施していない。

	米国連邦 (FERC)	ペンシルベニア州 (PAPUC)	英国 (Ofgem)	フランス (CRE)	スウェーデン (EI)
他の政策当局 への出向	出向という形での人事交流はなし	出向という形での人事交流はなし	- 他の政策当局への出向あり - エネルギー政策当局 (DESNZ) から Ofgem に出向に来ることが多い	出向という形での人事交流はなし	他の政策当局への出向プログラムあり
他国の規制機関 への出向	- ACERへの出向あり - カナダの規制機関と双方向の出向あり	出向という形での人事交流はなし	豪州の規制機関と双方向の出向あり	- ACERへの出向あり - 欧州委員会と双方向の出向あり	ACERへの出向あり
電力関係事業者 への出向	出向という形での人事交流はなし	出向という形での人事交流はなし	出向という形での人事交流はなし	出向という形での人事交流はなし	出向という形での人事交流はなし

人員・組織の柔軟性

- 海外では職員の人事権を規制機関自らが保有している。
- PA州では、急激な事業環境変化に対応するため、2008年にPAPUCの組織・人員配置の柔軟性強化を行っている。具体的には、特定の局を維持するという法定要件を撤廃、PAPUCに自ら部署を設置し、職員を配置する権限を与えた。

	日本 (EGC)	米国連邦 (FERC)	ペンシルベニア州 (PAPUC)	英国 (Ofgem)	フランス (CRE)	スウェーデン (EI)
職員の人事権 の保有者	・ 経産大臣	・ FERC委員長	・ PAPUC委員会	・ Ofgem	・ CRE	・ EI

PA PUCの組織・人員配置の柔軟性強化

- ・ 2008年に施行されたAct 129では、PA PUCが特定の局を維持するという法定要件を撤廃した。一方で、**PA PUCに自ら部署を設置し、職員を配置する権限**を与えた。
- ・ このような改正を行った理由としては、**21世紀の急速に変化する公益事業環境に対応するため、PA PUCにより大きな運営上の柔軟性を与えた**とされている。
- ・ 運営上の柔軟性が強化されたことで、PA PUCは、変化する公益事業規制環境のニーズに対応し、資源と職務を適切に調整し、より大きな説明責任を果たし、現在の責任と課題に対応するために最適な職員を採用するために、PA PUCの局や事務所を再編成することができるようになった。
- ・ これを受けて、PA PUC運営の内部見直しを開始し、各部署が果たす主要な機能の特定した。包括的なレビューを行うため、コンサル会社への委託により委員・上級職員・外部利害関係者へのインタビュー、他の管轄区域の同種の機関への相談を実施し、提言を作成した。提言を踏まえて、再編成計画を作成し、2011年に実行した。

出所)PENNSYLVANIA BULLETIN, “Implementation of Act 129 of 2008; Organization of Bureaus and Offices; Doc. No. M-2008-2071852”, 閲覧日:2024年4月22日,
<https://www.pacodeandbulletin.gov/Display/pabull?file=/secure/pabulletin/data/vol41/41-35/1487.html#より三菱総研作成>

(参考)電力関係事業者からの人材採用

- 海外の規制機関においては、電力関係事業者での従事経験のある人材の採用も実施している。ただし、電力関係事業者での従事経験のある人材を採用するために、特別な取り組みをしているといった事例は見られなかった。
- 英国では、電力会社から規制機関に転職する人材は、消費者保護という規制機関のブランド価値のため、あるいは年金や休日など福利厚生が充実していることからより良いライフワークバランスが実現できるといった理由のために転職してきているとのことであった。

	米国連邦 (FERC)	ペンシルベニア州 (PAPUC)	英国 (Ofgem)	フランス (CRE)	スウェーデン (EI)
電力関係事業者 からの人材採用	電力会社等の方が給与が高いため、FERCに転職してくるということはほとんどない。	電力会社での従事経験のある人材も在籍している。	小売事業者や送配電事業者での従事経験のある人材を採用している。(規制領域の5~10%程度)	稀ではあるが電力会社、送配電事業者からも人材を採用している。	電力会社での従事経験のある人材を何人か採用しており、EIにとって非常に有益な経験を有している。

諸外国における参考事例の整理

- 人員
- 予算
- 権能
- デジタルツールの活用
- 広報

規制機関の予算

- 予算に関しては、いずれの国も日本と比較して非常に大きな予算規模となっている。
- 特に米国FERCや英国Ofgemの予算規模は日本と比較して非常に巨額である。それでも近年予算が増加傾向にある。

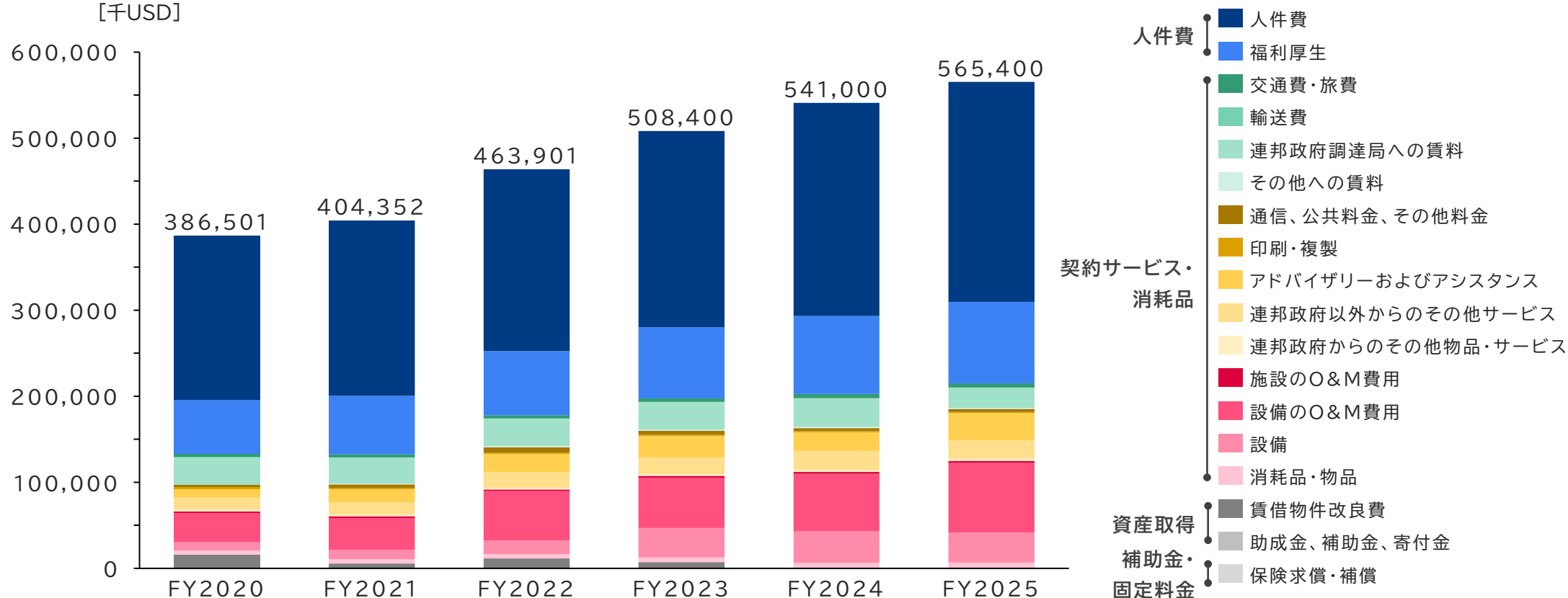
		日本 (EGC) (2024年度)	米国連邦 (FERC) (2025年度)	ペンシルベニア州 (PAPUC) (2022年度)	英国 (Ofgem) (2022年度)	フランス (CRE) (2023年度)	スウェーデン (EI) (2023年度)
年間予算額		—	5億6,540万ドル (800億円相当) ※うち、電力分野は 3億1,900万ドル を占める	8,527万ドル (120億円相当)	1億4,000万ポンド (250億円相当)	2,260万ユーロ (35億円相当)	223百万クローネ (31億円相当)
	うち 人件費	経済産業省人件 費(約240億 円)の内数 ※職員基本給、 諸手当、超過勤 務手当の合計値	3億5,048万ドル (500億円相当)	6,984万ドル (98億円相当)	1億ポンド (180億円相当)	1,590万ユーロ (25億円相当)	—
	うち 人件費以外	1.6億円 + α (庁費等)	2億1,492万ドル (300億円相当)	1,543万ドル (22億円相当)	4,000万ポンド (70億円相当)	670万ユーロ (10億円相当)	— — : 情報なし

近年の予算推移(1/2)

- 米国FERCの予算増加の要因は、送電線・パイプライン等の建設増加に伴う対応のため人件費の増加および昇給と、業務効率化のためのAI活用(ルーチンワークの自動化・リソース配分の最適化・膨大なデータセットの分析)への投資による情報技術費用の増加である。
- 連邦機関の支出分類である「設備のO&M費用」にはハードウェアや情報技術システムの運用・保守費用が、「設備」にはハードウェアの購入費用が分類される。近年FERCではこれら費用が増加傾向にあり、職員のテレワーク環境の整備やラップトップのアップグレード、クラウドサービスへのリプレイス等へ拠出されていると考えられる。

米国連邦FERCの予算要求額の推移

[千USD]

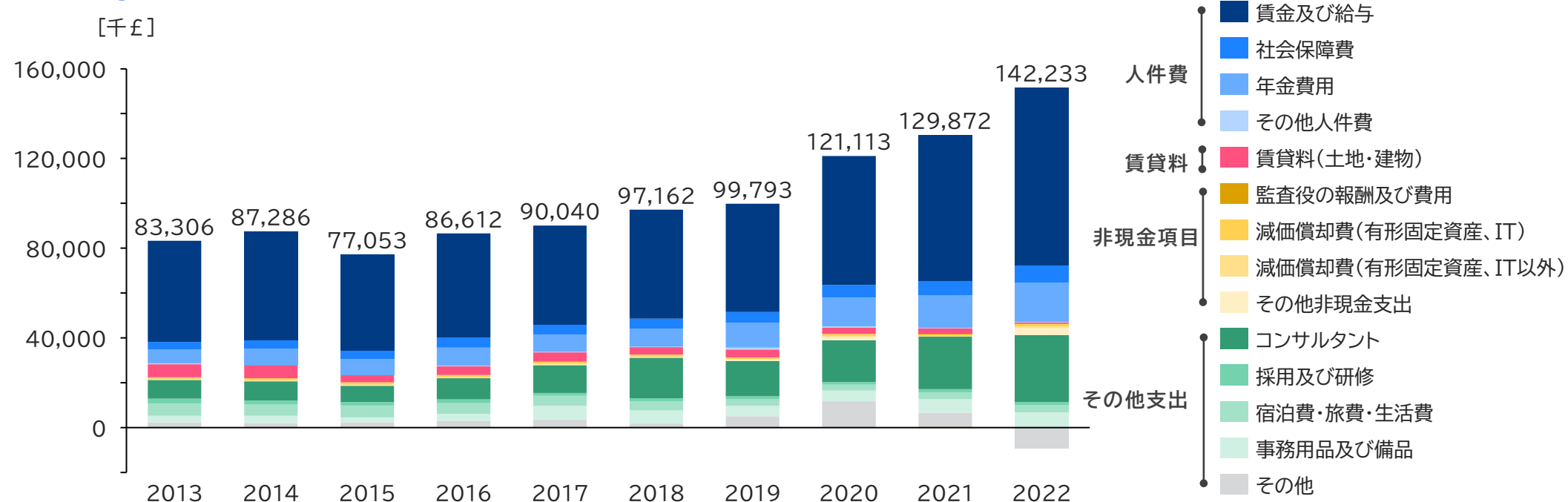


出所)FERC, "FY 2021 Congressional Justification" (2020年2月), "FY 2022 Congressional Justification", (2021年3月), "FY 2023 Congressional Justification", (2022年4月), "FY 2024 Congressional Justification", (2023年3月), "FY 2025 Congressional Justification", (2024年3月)より三菱総研作成 ※四捨五入の関係で、原典と数値が一致しない年がある

近年の予算推移(2/2)

- 英国Ofgemの予算増加の要因は、ガス危機対応・サイバーセキュリティ対策のための人件費・コンサルタント費の増加であった。
- ガス危機対応については、ガス卸価格の高騰により多くの小売事業者が破綻したため、小売市場の監視の必要性が高まり、120名程度であった小売市場対応の職員を360名まで増加させた。
- サイバーセキュリティ対策については、英国のサイバー耐性を向上させるという英国政府の方針のもと近年注力しており、そのための人員を増加している。
- また、2023年にネットゼロを達成する義務がOfgemに課せられ、役割が拡大したため、そのための人員を今後拡充していく必要がある。(次頁に詳細を記載)

英国Ofgemの総支出額の推移



出所)Ofgem, "Annual Report and Accounts 2022-2023", 閲覧日:2024年4月22日, <https://www.ofgem.gov.uk/publications/ofgem-annual-report-and-accounts-2022-2023-html#Accountability%20Report>等、各年のAnnual Report をもとに三菱総研作成

(参考)英国におけるCNに向けた規制機関の役割拡大

- 英国Ofgemは、2023年10月に制定されたEnergy Act 2023に基づき、ネットゼロを達成する義務が課せられ、またそれに伴いOfgemの規制範囲が拡大した。その背景としては、Ofgemが規制機関として価格統制と競争監視に注力するばかりに短期的な検討のみが進められたとの批判がある。ネットゼロを達成するにあたっての先行投資を促進し、新技術の導入にかかる規制面での障壁を緩和するために、Ofgemには新たな義務と権限が与えられた。具体的には新技術であるCO₂輸送・貯留や水素の規制等の役割が追加された。

Energy Act 2023に基づく英国の役割拡大範囲

● FSO(Future System Operator)の設立

- Energy Act 2023では、既存の電力系統運用者(National Grid ESO)とガス系統計画者(National Grid Gas)を統合したFSOの設立が定められている。FSOには電力・ガスシステムの計画・運用だけでなく、炭素回収・貯留や水素といった新技術のシステムも統合され、「ネットゼロ」「安定供給」「効率と経済性」の達成に向け複数の機能や活動を実施するよう求められている。
- Ofgemは「電力系統運用者」と「ガス系統計画者」のライセンスを新設し、引き続きFSOの監視・規制にあたる。FSOは早ければ2024年中に設立される可能性がある。

● CO₂輸送・貯留の規制(ライセンス付与/修正)

- OfgemはCO₂輸送・貯留の経済規制機関として指名された。Ofgemには、ライセンスを通じてCO₂輸送・貯留者の収益上限を決定し、またネットワーク利用者に課される料金を監督することが求められている。

● 熱ネットワークの規制(ライセンス付与/修正)

- 熱ネットワーク消費者を保護するため、Ofgemの規制対象を熱ネットワークまで拡大した。Ofgemには電気・ガスと同様にライセンスを通じて熱ネットワーク事業者のコンプライアンスを監視し、必要な基準を満たしていない場合には強制措置を執行する権限が与えられている。

● エネルギー規制のガバナンス

- これまでエネルギー業界の各規約は、業界が加盟する委員会によって管理されており、業界に対して責任を負っていた。消費者にとって有益であったり、政府の戦略的優先事項を促進するものであったとしても、業界の利益に反するようであれば、業界にとって規約を更新するインセンティブはほとんどない状況であった。そこでEnergy Act 2023では、規約ガバナンスの責任者として「規約マネージャー」の役割を新設し、規約マネージャーは業界ではなくOfgemに責任を負うべきであると定めた。この規定により、Ofgemは消費者の利益と競争の促進のために、規約の更新を戦略的に推進することができるようになる。

出所)Ofgem, “Ofgem welcomes Energy Act getting Royal Assent”, 閲覧日:2024年4月22日, <https://www.ofgem.gov.uk/publications/ofgem-welcomes-energy-act-getting-royal-assent>

予算に関する規制機関の独立性の担保

- 英国Ofgemは、設立当初から被規制事業者に対してライセンス料を課しており、それにより自身の予算の一部を賄っている。ライセンス料の設定は基本的にOfgemに委ねられており、予算に関して政府からの独立性を担保している。
 - 儀礼的に財務省とエネルギー政策当局にライセンス料の増減を通知しなければならない。規制対象企業の負担を懸念し、財務大臣からライセンス料を上げすぎないように指摘されることはある。
- 米国PAPUCも同様に、州政府からの独立性を担保するために自らの予算の一部を被規制事業者から調達することで賄っている。
- その他、米国FERC・スウェーデンEIも自らの予算の一部を被規制事業者から調達することで賄っている。

	米国連邦 (FERC)	ペンシルベニア州 (PAPUC)	英国 (Ofgem)	フランス (CRE)	スウェーデン (EI)
予算の 確保方法	被規制事業者 - 規制対象企業に対して課される年会費と申請料によって、その運営コストを全額回収している。 - ただし、年会費は連邦政府に支払われ、直接FERCに支払われるわけではないため、予算の増額が必要な場合はその正当性について連邦議会からの承認を得なければならない。	被規制事業者および州予算 管轄公益事業者の州内事業からの収入に応じた賦課金および、様々な公益事業者を規制するためにPAPUCとして必要な費用に基づき、州から資金を得ている。	被規制事業者および国家予算 規制対象企業に対して課されるライセンス料と、エネルギー政策当局から得られる資金・ガス事業者から徴収する賦課金等によって運営コストを回収している。	国家予算	国家予算および被規制事業者 気候・企業省からの予算と市場監視に関する業務の手数料により回収している。

諸外国における参考事例の整理

- 人員
- 予算
- 権能
- デジタルツールの活用
- 広報

規制機関の権能(1/2)

- 規則の制定について、今回対象とした海外の規制機関は全て規則制定権を有している。
- 事業許可について、米国連邦、英国、スウェーデンの規制機関はライセンス付与・取消権限を有している。
- 規制料金の認可権限について、フランスでは日本と同様にエネルギー政策当局がその権限を有している。一方、それ以外の国は規制機関が規制料金の認可権限を有している。

	日本 (EGC)	米国連邦 (FERC)	ペンシルベニア州 (PAPUC)	英国 (Ofgem)	フランス (CRE)	スウェーデン (EI)
規則制定	- なし - 省令・告示の制定・改正などを行う権限は有していない。ただし、実態は建議あるいは報告書の形で提案し、それらの多くがほぼそのまま省令・告示に反映されている。	- あり - 連邦規則集で規定される規則制定権を有する。	- あり - 法令の範囲内で規則制定権を有する。	- あり - 法令の制定権は有していないが、規則制定権を有している。	- あり - 法令の制定権は有していないが、規則制定権を有している。	- あり - 法令の制定権は有していないが、規則制定権を有している。
事業許可	- なし - ただし、事業登録及び取消しをしようとする場合には、EGCに意見聴取をしなければならぬとされている。	- あり - 卸市場取引および送電事業に関わるライセンスの付与・取消権限あり。	なし	- あり - 発電・送配・小売・系統連系に関するライセンス付与権・取消権限あり。	なし	- あり - 送配電事業に関するライセンス付与権限あり。
料金規制	- なし - 規制料金の認可権限は経産省にあり、EGCは料金審査の実務を担う。	- あり - 送配電料金の認可権限あり。	- あり - 公益事業料金の認可権限あり。	- あり - 送配電料金の認可権限、小売料金の上限設定権限あり。	- なし - 小売・送配電料金の認可権限は政策当局にあり、CREは料金設定の提案を行う。	- あり - 送配電料金の認可権限を有する。

規制機関の権能(2/2)

- 報告徴収・勧告については、日本と同様に海外の規制機関においてもその権限を有している。
- 罰則適用権限については、米国連邦・PA州、英国、フランスの規制機関において、罰金を課することが可能であり、違反者との協議の結果、和解に至ることも可能である。また、フランスの規制機関では、営業活動の一時的な禁止を行う権限を有している。
- 犯則調査権限については、程度の差はあるものの、いずれの国においても情報入手や搜索等の権限を有している。

	日本 (EGC)	米国連邦 (FERC)	ペンシルベニア州 (PAPUC)	英国 (Ofgem)	フランス (CRE)	スウェーデン (EI)
報告徴収	・ あり	・ あり	・ あり	・ あり	・ あり	・ あり
勧告	・ あり	・ あり	・ あり	・ あり	・ あり	・ あり
罰則適用	・ なし <u>ただし、虚偽回答等を認めた場合は、検察庁に罰則(罰金)を課すよう告発することができる。</u>	・ あり 民事罰として罰金を課す権限を有している。(刑事責任が疑われる行為があれば司法省に報告し、連邦裁判所の判断で刑事罰が科される可能性もある。)協議の結果、和解に至ることも可能。	・ あり 民事罰として罰金を課す権限や刑事罰を課す権限を有している。協議の結果、和解に至ることも可能。	・ (事案に応じて)あり 電気法・ガス法/競争法/REMIT違反:罰金適用権限あり。協議の結果、和解に至ることも可能。 上記以外:なし。 また、電気法・ガス法/REMIT違反の場合は、事案によりOfgemによる刑事訴追も可能。	・ あり 営業活動の一時的な禁止や罰金適用の権限を有する。	・ なし 罰則を課すべき事案と判断した場合、行政裁判所に罰金の適用を申請する。REMIT違反に対しては国内法において刑事罰が定められており、Eiはスウェーデン経済犯罪局に当該事案を照会する必要がある。
犯則調査	・ なし	・ なし	・ あり 査察による事業者の文書や証言等の情報提供を求める権限あり。委員会の権限で証拠の取り調べ等が可能。監査執行局が検察の性質を持つ手続きを開始する権限を持っている。	・ (事案に応じて)あり 電気法・ガス法:家宅搜索権限なし。 競争法違反:家宅搜索・差押え権限あり。 REMIT違反:Ofgemの要請に応じて治安判事が家宅搜索の権限を付与。	・ あり 事業者の施設・土地・敷地・車両への立入権限、会計・財務情報へのアクセス権限、会計書類・請求書・その他有用な書類や証拠の収集権限あり。 さらに裁判所の許可を得て物品および文書の押収が可能。	・ あり 電気法:情報入手し、文書を閲覧する権利、特定の敷地へ立ち入り権限あり。 REMIT違反:情報・書類、その他物品提出、尋問への出頭命令権限あり。

関係省庁との役割分担(1/2)

- 競争当局との役割分担は各国によって異なる。
- 特徴的な例として、英国では競争当局とエネルギー規制機関で管轄権の明確な切り分けをせず、管轄権が重複する事案が発生した場合には協議の上で対応を決定する方法を採用している。

省庁・規制機関で明確な管轄権の切り分けなし

	日本 (EGC)	ペンシルベニア州 (PAPUC)	英国 (Ofgem)	フランス (CRE)	スウェーデン (EI)
競争当局との 役割分担	競争当局が競争制限行為に対する調査を実施し、違反認定後、電取委が報告徴収・勧告を実施 - 独禁法に基づき公取委が調査を実施し、違反を認定する。 - その後、電取委が報告徴収・勧告を実施する。	エネルギー規制機関が競争制限行為に対する調査・処分を決定、それに対して消費者保護局が異議申し立てすることが可能 - PA州には一般的な独禁法がなく、独禁法に相当する問題は消費者保護局(OCA)が管轄している。 - ただし、公営事業に関する競争制限行為はPA PUCが管轄し対処している。 - OCAがPA PUCの判断が間違っていると考えられる場合には、PA PUCの最終決定に対して異議を申し立てることができる。	競争当局・エネルギー規制機関のいずれも競争制限行為に対応する調査・処分権限を有しており、事案が発生した場合にはどの機関が対応するか予め協議の上で決定する - 競争法および企業法は競争・市場庁(CMA)の管轄である。 - ただし、電力・ガス部門における商業活動に関しては、GEMA/Ofgemも分野別規制当局としてCMAと同時に禁止事項に対応する権限を有している。 - 競争法に基づき企業の調査を実施する場合には、予めCMAおよび他の分野別規制当局と情報共有の上協議をし、どの規制当局が当該案件を調査するか合意を得ることが義務付けられている。	競争当局が競争制限行為に対する調査・処分を決定、エネルギー規制機関は情報提供や意見提出を行う - 競争当局(Autorité de la concurrence)がエネルギーセクターにおける競争制限行為を監視する責任を負っている。 - CREは、違反が行われている疑いがある場合、競争当局に照会しなければならない。 - 競争当局は、CREの権限の範囲内に関する違反の照会を競争当局が受けた場合、CREにその旨を通知し、CREが意見を述べるようにしなければならない。	競争当局が競争制限行為に対する監視を担当、もし競争当局とエネルギー規制機関で切り分けが難しい場合は協議をして対応を決定する - 競争当局(Konkurrensverket)が競争制限行為の監視を担当している。 - EIと競争当局で管轄の切り分けが難しい場合は、EIと競争当局が協議をして対応を決めている。

関係省庁との役割分担(2/2)

- 海外の規制機関は、現物市場のみならず、エネルギーのデリバティブ取引の監視も管轄している。
- 金融市場におけるエネルギー規制機関と金融市場規制当局の管轄権については切り分けが難しい部分があり、いずれの国においても省庁・規制機関で管轄権の明確な切り分けをせず、管轄権が重複する事案が発生した場合には協議の上で対応を決定する方法を採用している。

省庁・規制機関で明確な管轄権の切り分けなし

	日本 (EGC)	米国連邦 (FERC)	英国 (Ofgem)	フランス (CRE)	スウェーデン (EI)
金融市場 規制当局との 役割分担	金融市場規制当局が金融市場を管轄している。 - エネルギー規制機関は現物市場のみを管轄している。 - エネルギー規制機関は市場間相場操縦を監視するために、金融市場規制当局と連携して先物取引情報を入手している。	エネルギー規制機関と金融市場規制当局の管轄権を明確に切り分けず、重複する管轄権にて問題が発生した場合の通知・合意プロセスを定めたMOUを締結 - エネルギー規制機関は一義的には現物市場を管轄しているが、市場間相場操縦によって卸市場に波及する場合、FERC管轄権はデリバティブ取引にも及ぶ。 - そのため、FERCと商品先物取引委員会(CFTC)の管轄権は明確に切り分けられている訳ではなく、2つの規制当局間で重複する管轄権を有している。 - FERC-CFTC間で重複する管轄権にて問題が発生した場合、相手側当局に対する通知・合意プロセスが定められたMOUを締結している。	管轄権の切り分けが困難な部分に関しては、エネルギー規制機関と金融市場規制当局が協力して対処 - エネルギー規制機関は現物市場・デリバティブ取引の両方を管轄している。 - ただし、デリバティブ商品の市場濫用行為に関してはOfgemではなく金融行為規制機構(FCA)が規制をする。 - そのためOfgemはFCAと協力する義務を負う。	管轄権の切り分けが困難な部分に関しては、エネルギー規制機関と金融市場規制当局が協力して対処 - エネルギー規制機関は現物市場・デリバティブ取引の両方を管轄している。 - CREと金融市場庁(AMF)は互いに協力して卸市場を監視している。 - 両者はそれぞれの管轄に関する違反を発見した場合、相手側当局への通知や必要な情報の提供が求められている。	管轄権の切り分けが困難な部分に関しては、エネルギー規制機関と金融市場規制当局が協力して対処 - エネルギー規制機関は現物市場・デリバティブ取引の両方を管轄している。 - Eiは市場濫用規制を所管する金融規制庁(Fi: Finansinspektionen)と協力する義務を負う。 - MAR違反が疑われる行為を確認した場合は、EiはFiにその内容を通知する。

諸外国における参考事例の整理

- 人員
- 予算
- 権能
- デジタルツールの活用
- 広報

規制機関におけるデジタルツールの活用(1/3)

- 海外では、市場監視の効率化・高度化のためにデジタルツールの活用を行っている。
- 外部の既成ツールを活用する場合もあるが、いずれの国においても一部は内製のツールを活用している。

	米国連邦 (FERC)	英国 (Ofgem)	フランス (CRE)	スウェーデン (EI)	(参考) EU (ACER)
デジタル ツールの活用	- 米国連邦FERCは内部で様々な監視ツールの開発を行っている。 - AI活用については、政府からFERCの業務においてAIがどのように役立つか検討するよう要請があり、それを受けて検討を始めた段階である。 - データ品質の向上、市場の透明性の向上、提出に必要なデータの準備にかかるコストの削減を目的とした取り組みを継続的に検討しており、2012年にはFERCが提供するソフトウェアを使用した提出から、ウェブサイトを通じて直接提出する方法に移行した。さらに2019年にはXBRL^注に移行し、2023年10月にはXBRL-CSV標準に基づくEQR報告の新しい収集方法を導入することを提案している。	- 市場への入札結果を確認し、不正行為がないかの確認を行うための卸市場監視ツールとしてBloomberg社のツールを使用している。 - 小売市場の監視のためのツールの内部開発を進めており、直近では小売事業者が公表している料金プランの利用規約を検索するツールを構築した。 - これまではエクセルのテンプレートで情報提供依頼をしていたが、電力会社がポータルにログインして情報要請を確認し、そのポータルを通じて情報を提出することができるようなデジタル情報交換システムを内製で開発するよう取り組んでいる。	- REMITの規定に基づいて提供されるデータや、発電事業者・ブローカーから提供されるデータをもとに価格や取引量を監視するための卸市場分析ツールを内部で開発し2021年から使用している。 - 異常行動が検知されたときにアラートが出る異常検知ツールも内製し、2023年夏から使用している。	- 卸市場監視のために、ACERと欧州委員会から無償で供与されているOracle社の「OBIEE」を使用している。「OBIEE」は、取引内容を詳細に確認したり、目的に応じて報告形式をカスタマイズしたりすることができるBIツールである。 - 外部の既成ツールのみならず、停電に関する市場メッセージを確認するツールを外注して開発したり、事例分析用の比較的小規模なツールを内部で開発している。	- 卸市場監視のために、特定の取引パターンを検知するとアラートを発するシステムであるNasdaq社の「SMARTS」、BIツールであるOracle社の「OBIEE」を使用している。 「SMARTS」により特定した違反の疑いのある取引は、EU各国のエネルギー規制機関に共有される。

注)eXtensible Business Reporting Language。各種事業報告用の情報(財務・経営・投資などの様々な情報)を円滑に作成・流通・利用することを目的として開発されたコンピュータ言語。

(参考)卸市場監視ツールの例

- 市場監視システムの中核としてACERは2012年に、Nasdaq社が開発した「SMARTS」を採用した。「SMARTS」は特定の取引パターンを検知するとアラートを発するシステムである。SMARTSのデータはEU各国のエネルギー規制機関にも共有される。
- ACERはまた、BIツールとしてOracle社が開発した「OBIEE」も採用している。「OBIEE」は取引データのレポートニングに用いられ、取引内容を詳細に確認したり、目的に応じて報告形式をカスタマイズしたりすることができるシステムである。

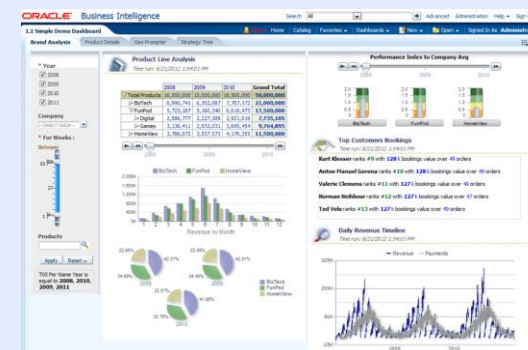
Nasdaq社「SMARTS」の概要



- エネルギー市場を含む世界中の45以上の市場と13の規制当局が活用しているツールであり、日本においてもJPXがデリバティブ取引の監視に活用している。
- ツールを使用することで、以下が可能となる。
 - 市場操作や不正行為の検出
 - アラートのトリガーとなる取引を視覚化
 - アラートのトリガーとなる取引のコンテキストを理解
 - 誤検知を最小限に抑える柔軟なツール
 - ユーザー全体で開発されたベストプラクティスのアラートライブラリを活用し、ユーザー全体で共有

出所)Nasdaq, “Nasdaq Trade Surveillance for Energy”, 閲覧日:2024年4月16日,
<https://www.nasdaq.com/solutions/nasdaq-trade-surveillance/energy-commodities>

Oracle社「OBIEE」の概要



- OBIEE(Oracle Business Intelligence Enterprise Edition)は、包括的なビジネスインテリジェンス(BI)プラットフォームであり、インタラクティブなダッシュボード、アドホック分析、エンタープライズレポート、予測分析など、幅広いBI機能を提供する。
- データウェアハウスや運用システムなど、複数のデータソースから単一の論理的なデータビューを提供することが可能であり、直感的でインタラクティブなWebベースのユーザーインターフェイスによって、専門的なBI知識がなくても容易に使用することが可能である。

出所)Oracle, “Oracle® Fusion Middleware Oracle Business Intelligence Mobileユーザーズ・ガイド”, 閲覧日:2024年4月16日,
<https://docs.oracle.com/cd/E48246.01/bi.1111/b66194/biccontent.htm>

規制機関におけるデジタルツールの活用(2/3)

- 規制機関内部のツール開発体制として、データ・デジタル分野の専門人材が在籍している。市場監視を担う部署とは別に、ツール開発等を担当する部署を設置しているケースも多い。
- 場合によっては、外部からそういったスキルを持つ派遣社員を雇って開発を行うこともある。

	米国連邦 (FERC)	英国 (Ofgem)	フランス (CRE)	スウェーデン (EI)
規制機関内部の ツール開発体制	- エネルギー市場は非常に独特な構造であるため、それを監視するツールは存在していないという前提のもと、内部での開発を開始した。 - 執行局の中に、データサイエンティストやIT関連の専門人材が15～20名在籍している。さらに、エコノミストやエネルギーアナリストでさえも、コーディングができ、ツール開発に参加できることが期待されている。アナリストは60名在籍している。 - 稀ではあるが、外部から人員の派遣を依頼することもある。 - 中途採用でツール開発に必要な人材を確保することは競争率が高いため難しく、大学生の中でSAS、SQL、Python、Power BIなどの開発ツールを使ったことがある人材を見つけて採用し、育成することに注力している。 - 執行局とは別に、Office of the Executive Director(OED:事務局室)においてIT関係を所管する部署があり、執行局は当該部署と密接に連携をしてツール開発を行っている。	- コーポレートサービスグループにツールを構築するためのデータ・デジタルの専門人材が90名程度在籍している。 - 英国ではこういったツールの開発者は比較的容易に確保できる。 - 派遣会社を利用するアプローチも多用しており、開発に携わる人員のうち30%程度は派遣社員である。通常は個別のプロジェクトごとに不定期に人員を入れ替えているが、時には派遣社員を1～2年にわたって雇うこともある。一度開発したツールの運用は常駐の職員が行っている。 - ツールの内製と外部からの購入のいずれを選択するかについて、内製コスト、内製する場合の持続可能性のリスク、外部からの購入コスト、購入したツールの修正の必要性等を考慮している。現時点では、主に内製ツールの戦術的な開発を行っているが、今後は外部ツールを使ったより戦略的で永続的なアプローチに移行していくことも考えている。	- ツールの開発・運用は全て内製している。理由としては、①柔軟性が高く、監視の優先順位を自ら決定できる小規模のツールが望ましいこと、②既存のツールは金融市場向けに開発されたもので、物理的な発電量に対する監視は手厚いものではなかったということ、③外部のツールを使っても結局は導入・運用・メンテナンスにかなり時間的・金銭的成本がかかるということが挙げられる。 - ツール開発は、卸市場監視部の市場分析・監視部門にて行っており、この部には7名が在籍している。そのうち4名が電力・ガスの市場アナリスト、3名がツールの設計、開発、最適化、運用を行うITエンジニアである。 - ITエンジニアの募集要項によると、必須のスキルとしてデータ処理やデータの可視化スキルが求められる。(ツールや言語の例:SQL、Microsoft BI (SSIS)、Python、Dash、R、Shiny、VB.NET、C#.NET、VBA等)	- 社内でツール開発を行う場合、卸市場の監視を担当する部署に1人だけ在籍しているコーディングができるIT関係の専門人材が対応するとともに、IT部門からの支援も受けて開発を行っている。 - IT部門は、オペレーションサポート部門の中に設置されており、6～7名の職員が在籍している。

規制機関におけるデジタルツールの活用(3/3)

- デジタルツールの活用により、職員を価値の低い処理業務から、より価値の高い業務(分析業務、政策立案等)に移行させることができる。

	米国連邦 (FERC)	英国 (Ofgem)	フランス (CRE)	スウェーデン (EI)
ツール活用による業務への影響	• ツールを活用することで、職員は重要な情報に集中し、不要な情報に時間を費やすことなく、より効率的に作業を行うことができる。 • ツールを活用する目的は、職員の数を削減することではなく、職員の労働時間をより効率的に使う(重要な作業に充てる)ことにある。	• システムへの投資や自動化への投資を行った場合、職員を価値の低い処理業務から、より価値の高い分析業務や政策立案、利害関係者のエンゲージメントといったより重要な作業に移行させることができる。	• ツールの活用によって監視の方法が高度化された。人員数は今も昔も同程度であり、体制面での変化はない。	• 業務の効率性が向上したとは言えず、むしろ作業量は増えた。それは対応できる業務の可能性が広がったと言い換えることができる。

諸外国における参考事例の整理

- 人員
- 予算
- 権能
- デジタルツールの活用
- 広報

規制機関による広報(1/3)

- 米国連邦FERCでは、FERCの活動に対して一般市民の関与を高めることを目的とし、2021年に公共参加局 (Office of Public Participation(OPP))が設置された。この部署には19名の職員が在籍しており、①FERCの仕組み、②FERCがカバーする業界/プログラム、③FERC手続きへの参加方法を一般市民が理解できるように情報発信を行っている。
- 様々な教育用資料(Educational Handouts)を提供しており、一般情報(FERCの概要等)、市場の解説、規則制定の説明等がわかりやすく記載されている。また、規則制定における意見書提出方法等をYouTubeを使って動画で解説したり、X・フェイスブック・インスタグラムといったSNSアカウントを通じて日々情報発信を行っている。
- 公共参加局は発足以来、一般市民、団体、業界関係者などから約980件(2021年167件、2022年412件、2023年402件)の問い合わせを受け付けてきた。主な問い合わせは、意見書提出、提出期限、手続き内容の明確化などFERCの手続きに関する問い合わせであった。

FERCのOPPの教育用資料・SNSの例

PJMプロセスに参加するための入門ガイド

Q. What does it mean when you refer to the "wholesale electricity transmission system" or the "bulk power system"?

A. PJM, under FERC jurisdiction, operates high-voltage transmission lines that move wholesale power throughout its territory, often across significant distances. By contrast, power lines that deliver electricity to retail customers on utility poles are considered to be local "distribution," and are generally subject to state or local regulation and jurisdiction.

One key distinction between transmission lines and distribution lines is voltage: in general, local distribution lines are lower voltage – typically 100 kilovolts or less – and high-voltage transmission lines are typically everything above that. PJM operates (and FERC regulates) the high-voltage transmission lines and approves the rates for the power that flows on those lines. These activities are often referred to collectively as the "bulk power system" or "wholesale electric transmission system" in PJM.

The following diagram illustrates how electricity travels, including PJM's operation of transmission lines subject to FERC's jurisdiction[1]:

Transformer Steps Up Voltage For Transmission → **Transformer Steps Down Voltage** → **Transformer Steps Down Voltage Before it Enters Houses**

Power Plant Generates Electricity → **Transmission Lines Carry Electricity Long Distance** → **Distribution Lines Carry Electricity to Houses** → **End User**

Y. You have probably seen tall poles carrying electricity along a strip of land that look like the tall metallic pole in the middle of the above picture; this is an example of high voltage electricity transmission managed by PJM in its territory.

Q. Does PJM own the electric transmission infrastructure that it operates?

A. No – PJM operates those lines but does not own them. Utilities that choose to join PJM continue to own the transmission infrastructure (lines and poles and other equipment) but hand over operational control to PJM. PJM is called an "independent system operator" or "ISO" because it

効果的な意見書提出のための5つのTips

Top 5 Tips for Powerful Comments

Public comments are essential to creating effective rules and regulations at FERC. Consider the following tips and techniques for creating thorough and convincing comments.

- Organize Yourself!** Prepare by reviewing the filing and gathering any background materials. Identify comment period deadlines and file on time. Ensure comments reference the correct docket number.
- Get to Your Point** State your objective and your motivation for commenting up front.
- Support Your Points** Present a concise and thorough argument, and include factual information and data. If available, offer justifications to support your comments.
- Be Specific About Impacts** Provide specific examples of how you would be impacted negatively or positively, include scientific data, charts, graphs, or maps that support these impacts. When recommending an alternative course of action, be specific about the alternative.
- Understand FERC's Role** Knowing FERC's role in energy regulation will help you support your claims. As such, correct your comments to issues, factors, or impacts that are within FERC's authority. Stay within the "scope" of the proceeding and focus on issues that FERC regulates.

Where can I find more information? The Office of Public Participation is committed to facilitating engagement at FERC and can answer questions you may have. All media inquiries should be directed to Media@ferc.gov. 202-502-6595

Less Effective

Identifying Violations in Law or Regulations

The old mill at the end of our street has a rich history and may contain artifacts. As required by the National Historic Preservation Act, FERC must take steps to identify and protect historic properties. The old mill at the end of our street has a rich history and may contain artifacts. At minimum, a historical survey should assess the mill's historic values and identify mitigation measures.

Using Examples

The company underestimates the economic benefits of waste minimization. As the attached article shows, similar companies have already recouped the costs from implementing waste reduction programs.

Highlighting Specific Concerns

The method that the utility proposes to model power flows does not reflect the fact that the utility's system is highly interconnected with neighboring systems, which is not consistent with Commission regulations.

建設中のPort Arthur LNGの修正案に対する意見書を提出するよう一般市民に呼びかけるFacebookの投稿

SEEKING COMMENTS
Port Arthur LNG Amendment

Make your voice heard!

FERC is seeking comments on the proposed Port Arthur LNG Amendment Project. FERC Docket No. CP23-501-000. NEPA requires the Commission to consider public concerns in its decision-making process. Make your voice heard. For more information visit www.ferc.gov/opp.

Written comments should be sent to the Attention of Mr. Kimberly D. Stone, 888 First Street NE, Room 1A, Washington DC 20426. Make sure to reference FERC Docket No. CP23-501-000.

To ensure that your comments are timely and properly recorded, comments must be received on or before 5:00pm EDT on August 17, 2023.

For assistance contact FERC's Office of Public Participation (202) 502-6595 opp@ferc.gov

出所)FERC, "An Introductory Guide for Participation in PJM Processes", 閲覧日:2024年4月16日, <https://www.ferc.gov/introductory-guide-participation-pjm-processes>

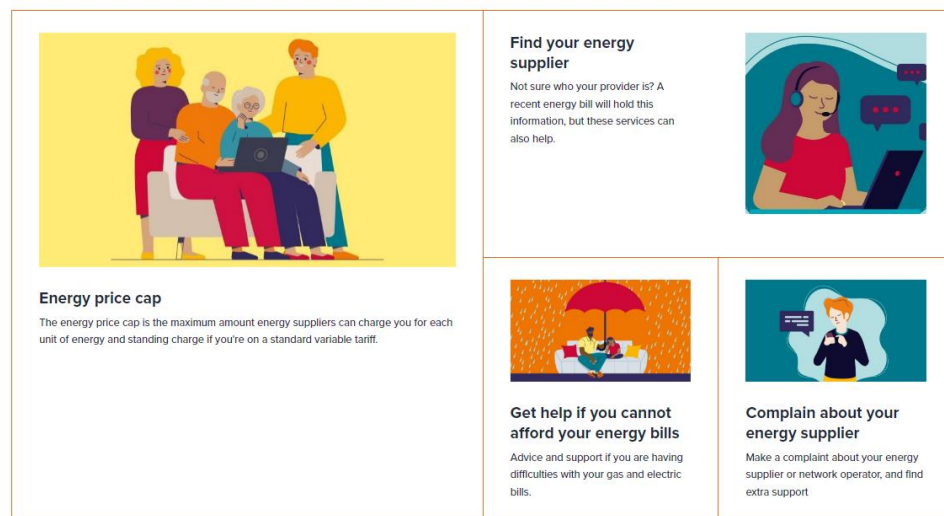
出所)FERC, "Top 5 Tips for Powerful Comments", 閲覧日:2024年4月16日, <https://www.ferc.gov/media/top-5-tips-powerful-comments-english>

出所)FERC, "OPP 2023 ANNUAL REPORT", 閲覧日:2024年4月16日, <https://www.ferc.gov/media/opp-2023-annual-report>

規制機関による広報(2/3)

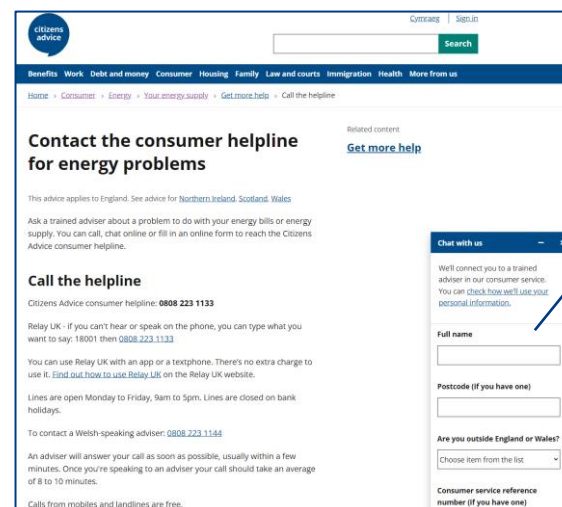
- 英国Ofgemには、Directorate of Communicationという広報を担当する部署があり、55名の職員が在籍している。SNS(X・フェイスブック・LinkedIn)やウェブサイトでの情報発信、印刷文書、公開記事等の広報に加えて、議員からの問い合わせ、報道機関からの問い合わせにも対応している。
- OfgemのSNSを見ると、SNSの投稿用に容易に理解できるように作成された画像や動画が日々投稿されており、需要家にも容易に理解しやすい内容となっている。
- また、広報という観点では、CEOやリーダーシップチームによるラジオ・テレビのインタビュー等の対応も行っている。
- 英国Ofgemは、消費者へのアドバイスを行う民間の非営利団体であるCitizens Adviceと連携している。Citizens AdviceはHP上でエネルギー関連のアドバイスの掲載もしており、消費者の窓口としても機能している。Citizens Adviceのエネルギー・アドバイスのHPサイトは、2021年に140万人のユーザーを獲得し、280万PVを記録した。

OfgemのHPにおける消費者向けページの例



出所)Ofgem, “information for consumers”, 閲覧日:2024年4月24日,
<https://www.ofgem.gov.uk/information-consumers>

Citizens AdviceのHPにおける消費者向けページの例



ヘルプライン(電話)のみならず、HP上のチャットから問い合わせが可能

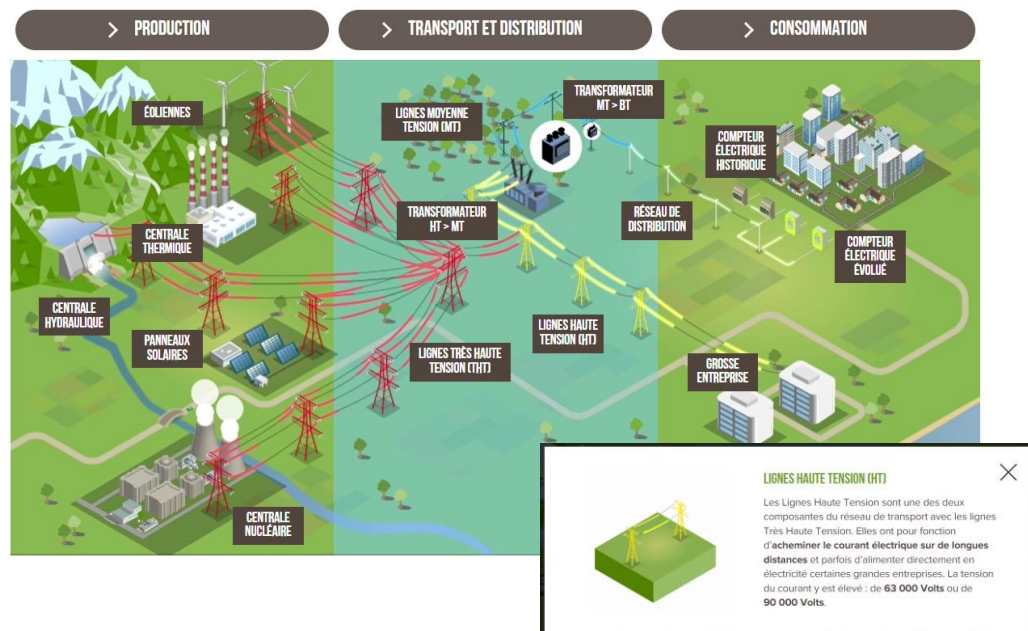
出所)Ofgem, “information for consumers”, 閲覧日:2024年4月24日,
<https://www.ofgem.gov.uk/information-consumers>

規制機関による広報(3/3)

- フランスCREの広報を担当するコミュニケーション広報部には6名の職員が在籍しており、うち1名がSNSでの広報に従事している。CREではYouTubeでの制度解説動画の投稿や、XやLinkedInでのニュースリリースや採用情報の発信を行っている。採用情報の発信にあたっては募集要項だけでなく、業務内容を要約した動画や職員へのインタビュー動画を投稿し、魅力を感じられる工夫が行われている。
- CREのWebサイトの消費者向けページでは電力・ガスネットワークに関する教育コンテンツが公開されている。
 - フランスでは消費者と事業者間の紛争解決を国家エネルギー・オンブズマン(Le médiateur national de l'énergie)が担っており、CREのwebサイト上でエネルギーオンブズマンへの問い合わせ手順を解説する等、両方で連携しながら消費者保護に取り組んでいる。

CREのHPにおける消費者向け教育コンテンツ

L'ÉLECTRICITÉ, COMMENT ÇA MARCHE ?



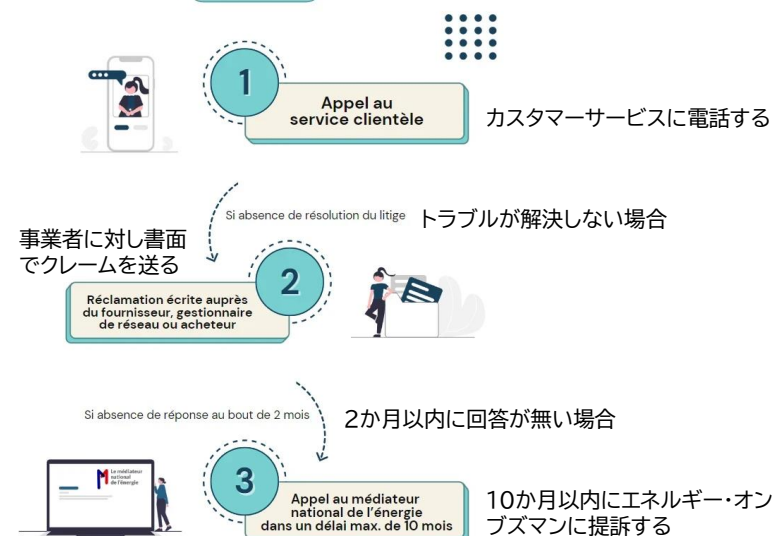
出所) CRE, "L'énergie, comment ça marche ?", 閲覧日: 2024年4月25日,
<https://www.cre.fr/consommateurs/lenergie-comment-ca-marche.html>

CREのHPでのエネルギー・オンブズマンとの連携

SAISIR LE MÉDIATEUR NATIONAL DE L'ÉNERGIE EN CAS DE LITIGE AVEC SON FOURNISSEUR D'ÉNERGIE, SON GESTIONNAIRE DE RÉSEAU DE DISTRIBUTION OU ACHETEUR

送配電事業者、小売事業者とのトラブルについては、国のエネルギー・オンブズマンに連絡してください

3 ÉTAPES



出所) CRE, "Saisir le médiateur de l'énergie", 閲覧日: 2024年4月25日,
<https://www.cre.fr/consommateurs/saisir-le-mediateur-de-lenergie.html>

日本への示唆

人員に関する示唆(1/2)

市場監視を担う職員数

- 権能の違いはあるものの、海外では日本よりも多い職員数で市場監視を行っている。今後必要となる役割等も踏まえた上で、適切に増員を行う必要がある。

職員の専門性

- 海外においては、エコノミスト・アナリストを採用しているが、これらの人材は定量的分析スキルを有している人材であり、それぞれのバックグラウンドを活かしつつ、市場監視のための調査や分析に従事している。日本においても、より効率的な監視を行っていくために、定量的分析スキルを有している人材を採用していくことが望ましい。
- エンジニアは電気工学や土木工学の専門性を有し、料金設定や事業認可において技術的な観点から審査を担当している。日本においても料金審査において技術的な知見を持つ人材が活躍する可能性は考えられる。
- また、データ管理やデジタルツール構築を内製で行っていく必要が生じた場合には、データ・デジタルの専門家を採用していく必要がある。

専門人材の採用方法

- 専門人材を採用するための取り組みとして、海外事例を参考にすると、以下のような取り組みが考えられる。
 - 希少で競争率が高い人材を採用するために給与水準を通常よりも高く設定する。
 - 給与水準を高く設定することが難しい場合、中途採用での専門人材獲得が難しいため、専門性を持つ学生の採用に注力し、その育成のためのトレーニングプログラムの実施等に注力する。
 - ニーズを先取りした人材獲得戦略を図るために、欠員の有無によらず応募者を募り、人材プールを構築し、欠員が出た際にはそこから希望者を募るといった方法も考えられる。
- 一時的に必要なスキルを持った人材を、派遣社員という形で雇用するという方法も考えられる。

人員に関する示唆(2/2)

人材交流による専門性の向上

- 海外では、専門性向上のためにエネルギー政策当局への出向や他国の規制機関への出向を行っている事例もある。日本においても、規制機関の独立性担保には十分に配慮しつつ、専門性向上を目的とした人材交流を行うということも考えられる。

人員・組織の柔軟性

- 海外では、人員や部署設置に係る権限を保有することで、専門性を確保しつつ事業対応を行っている事例もある。日本においても、今後の環境変化に対応した専門性向上の観点から、組織構築における柔軟性をどのように高めていくか検討を行うことも考えられる。

予算に関する示唆

予算の増加要因

- 日本と比較すると、海外の予算規模は非常に大きい。それでもいまだに、送電線・パイプライン等の建設増加に伴う対応やサイバーセキュリティ対応、カーボンニュートラルに向けた役割拡大といった理由で人件費が増加したり、業務効率化のためのAI活用のために情報技術費用が増加している事例がある。
- これは日本においても今後対応する必要性が生じうる事項である。必要性を精査した上で、柔軟に予算の拡大を図っていく必要がある。

予算の確保方法

- 海外においては被規制事業者に対してライセンス料を課している事例も存在し、これによって予算に関する独立性を担保している。
- 規制機関が必要に応じて柔軟に予算を確保するために、こういった方法により規制機関自らが予算を確保することも考えられる。

権能に関する示唆

規則制定・事業許可・料金規制・犯則調査の権限

- 海外においてはこれらの権限を自ら有している規制機関も多い。ただし、他省庁との関係性やこういった権限を電取委が保有した場合に対応する体制が構築できるかといった観点も踏まえて、権限の変更が必要かどうかを判断する必要がある。

罰金適用・営業活動の一時的な禁止の権限

- 海外においては罰金適用の権限を自ら有している規制機関も多く、営業活動の一時的な禁止の権限を持つ国も存在する。また、事業者との和解交渉も実施している規制機関が存在する。違反への処罰に柔軟性を与えるという観点で、必要に応じ、日本においても電取委が自ら罰則適用権限や営業活動の一時的な禁止の権限を有することにつき検討することも考えられる。

競争当局との役割分担

- 英国では競争当局とエネルギー規制機関で管轄権の明確な切り分けをせず、管轄権が重複する事案が発生した場合には協議の上で対応を決定する方法を採用している。そういった方法で事案に対して柔軟に対応することも可能であるが、日本のように管轄権を明確に切り分けた方が迅速な対応が可能というメリットもある。他省庁との関係性等も踏まえた上で、どちらが望ましいかを判断する必要がある。

金融市場規制当局との役割分担

- 海外のエネルギー規制機関は、電力の現物市場・デリバティブ等の両方を管轄しているため、エネルギー規制機関と金融市場規制当局の管轄権については切り分けが難しい部分があり、いずれの国においても省庁・規制機関で管轄権の明確な切り分けをせず、管轄権が重複する事案が発生した場合には協議の上で対応を決定する方法を採用している。
- 日本においては、エネルギー規制機関は現物市場のみを管轄しているため、現時点では金融市場規制当局との管轄権の重複はない。もし今後エネルギー規制機関の管轄範囲が先物市場にまで拡大するようなことがある場合には、海外と同様に事案に応じて協議の上で対応を決定する方法を採用するということも考えうる。

デジタルツールの導入に関する示唆

監視ツールの導入

- 海外においては、市場監視の効率化・高度化のためにデジタルツールの活用を行っている。外部の既成ツールを活用する場合もあるが、いずれの国においても一部は内製のツールを活用している。日本においても同様に監視のデジタル化による効率化・高度化を進めていく必要があり、これによって職員を価値の低い処理業務から、より価値の高い業務に移行させることができる。

規制機関内部のツール開発体制の構築

- いずれの国においても、規制機関内部のツール開発体制として、データ・デジタル分野の専門人材が在籍しており、また市場監視を担う部署とは別に、ツール開発等を担当する部署を設置しているケースも多い。
- 前述の通り、日本においても、また、データ管理やデジタルツール構築を内製で行っていく必要が生じた場合には、データ・デジタルの専門家を採用していく必要がある。外部ツールを活用する場合であっても、監視ツールの導入に関する検討を進める上ではデータ・デジタルの専門家が規制機関内部にすることが望ましい。また、ツール開発等を担当する部署を設置するという案も考えられる。
- デジタルツールの開発において、一時的に開発スキルを持った人材を、派遣社員という形で雇用するという方法が考えられる。

広報に関する示唆

広報機能の強化

- 海外においては、規制機関の活動に対して需要家の関与を高めることを目的とした部署の設置や、広報に特化した部署の設置を行い、教育用資料の提供やSNSでの日々の情報発信を行っている。
- 日本においても、広報を担う部署または人材を配置し、教育用資料の提供やSNSでの情報発信を行うことで、電取委の存在や取り組み内容をより需要家に周知していくことが考えられる。

未来を問い続け、変革を先駆ける

MRI 三菱総合研究所